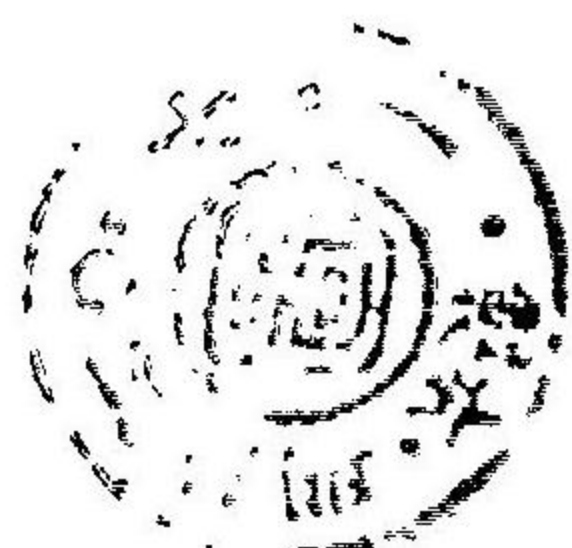


法學士 小林丑三郎講述



公債論



早稻田大學出版部藏版

公債論目次

第一章	財政學上公債論の位置	一
第二章	公債の意義及目的	一三
第三章	公債費途と其の競争財源	一六
第一節	歳計缺損を補填する場合	一七
第二節	非常事變費を補填する場合	二〇
第三節	新計畫を支辨する場合	三七
第四章	各國公債の沿革	四九
第一節	歐米公債史	五〇
第二節	日本公債史	七〇
第五章	公債と私債との區別	八〇
第六章	公債の利害	八五
第七章	公債の應募力	一〇二
第八章	公債の分類	一〇五

第一節	個々の要件に依る分類	一〇六
第二節	行政法上の分類	一一九
第三節	財政技術上の分類	一二
第九章	流動公債	一二四
第一節	行政上の流動公債	一二五
第二節	財政上の流動公債	一三〇
第十章	確定公債	一四五
第一節	償還公債	一四六
第二節	利息公債	一六二
第十一章	起債及發行	一六五
第一節	起債の形式	一六五
第二節	起債の方法	一七四
第十二章	借換、整理、残額利用、延拂、取消	一九四
第十三章	公債の行政	二〇三
第十四章	公債の償還	二〇九

第十五章	償還の計畫	二一六
第一節	減債基金制度	二一七
第二節	自由償還制度	二二五
第十六章	公債統計	二二九
第十七章	紙幣論	二三五
第一節	紙幣の意義	二三五
第二節	金紙の差	二四〇
第三節	外國貿易に對する關係	二四三
第四節	紙幣經濟の弊害	二四七
第五節	正貨本位(Valuta)の恢復	二四九
第六節	重要諸國の紙幣事情	二五〇

公債論 目次終

公債論

法學士 小林丑三郎講述

第一章 財政學上公債論の位置

公債論の財政學上に於ける位置を定めんには吾人先づ財政學の定義及分科を明
せざるべからず而して又た財政學の定義及分科を定めんとするには財政の字義
より論究せざるを得ず。歐洲に於ける開雅なる學者の探究する所に依れば財政と
云へる文字は羅旬語の *finis* フナシ より起り其初に於ては賦税の和解及び之に伴ふ金銭
の授受を指示する所の裁判上の用語なりしが後ち廣く金銭事項を意味するに至
れりと云ふ。現に英國及大陸に於て財政會社財政取引財政損益等の用語を以て
通貨及有價證券市場の金銭及信用制度を表示するに使用する如き亦以て其遺例
とすべきなり。次いで中世に至り佛國に於て之を *finances* フナシス とし以て國家の金銭及財
産事項を表示するに使用したるより此の用語は佛王アンリ四世以後歐洲文明の

先進者たる佛國の一制度と共に歐洲各國に傳播し、次いで路易十四世以後世界の國語を支配したる佛國語と共に其文字を移致し遂に以て今日に於ける獨乙の フランス France 英國の Finanzen 和蘭の Financien を成すに至り同時に國家及他の公共團體の經濟即ち公共收入、公共支出及び公債に關する事項を表示するに至れるが如し。

翻つて我國に於ける財政の字例を觀るに國家の財政、地方の財政及個人の財政と云ふ如き或る主格の計算に於ける經濟生活を表示し財政と云ふも經濟と云ふも殆んど差別なきの觀あり。然れども單に財政と云ふときは國家の財政を意味し地方に關しては殊に地方財政と云ひ、個人に關しては財政と云ふは寧ろ俗用に屬するものなり。果して然らば我國の用語に於ても財政は國家及公共團體の事に限るを以て穩當なりとせざるを得ず。

要するに財政は公共團體の經濟生活なり、經濟生活とは經濟人が一定の目的の爲めに經濟物に對して活動する所の價值的行爲の總稱にして支出經濟と收入經濟とを以て組成せらるゝ者なり。果して然らば國家及他の公共團體は何故に經濟生活を爲さざるべからざる乎、且如何して經濟生活を爲すべきやの問題を生ぜざるを得ず。

抑も國家及び他の公共團體は國土及人民(外國人も含む)の安寧幸福を維持し進する職分を以て(經濟上に謂ゆる間接的生產勤務にして無形の價值を生産するものに當る)一定の目的とする所の經濟人なり。而して其職分を行ふ爲めに公共團體は他の各種の經濟人と均しく經濟上の謂ゆる生産要具(勞力土地及び資本)を設備せざるを得ず。而るに私有財産及自由勞力制度の發達以來此等の要具は個人經濟に移轉したるもの多きを致し縱令へ公共團體は公益上の理由を以て之を徵用を行ふ場合と雖とも相當の補償は之を負擔せざるべからざるに至れるが故に公共團體は茲に支出經濟を開かざるべからざるなり。

今夫れ公共團體の設備すべき勞力に關して之を論せんに公共團體の勞力を使用するに凡そ三種の制度ありと云ふことを得へし。其第一は主として自由意思に基く無償なる使用(名譽職の制度)なり、此制度は名義上無償と稱せらるゝと雖も其の實費の補償は之を缺くべからず。第二は全く強制の方法に依り若くは公共團體の單意決定に従ふて補償するところの勞力の使用(兵役の制度)なり、此制度の特

色は強制に存すと雖も決して無償に付すべきにあらず、何となれば個人は其の
役中幾分の補償を受くべき場合あるのみならず無償強制にありては其負擔の分
配甚だ不平均なるを免れざるを以てなり、否な縱令公共團體は之に向つて全然
制費用を行ふ場合と雖も兵數の維持に關する經濟物の支出は到底免るべからざ
るなり。第三は合意の方法に依り其契約上の條件に従つて補償する所の勞力の
使用なり、之れ官吏及び雇傭人の場合に於て見る所にして個人經濟の勞力に對し
て相當の報酬を與ふるものなり、古代に於ては此所の勞力に關しても國家は無償
強制の方法を取りたることありと雖も今や各人の經濟生活は皆競争の壓迫を
受け生存益々困難となり個々生存の爲めに各々全勞力を傾けざるべからず、彼れが
時間の大部分を擧げて之を公共事業に貢獻するの餘地なきに至れるのみならず
無償強制によるるときは人民負擔の分配甚だしき不平均を生ずるを免れざるを以
て現今各國皆相當の報酬を與ふることとせり。斯の如く公共團體は必要の勞力
を個人經濟より取り來りて自家の經濟の設備に移轉せんとせば之が補償を要し
此の補償に向つて經濟物(貨幣經濟に在りては貨幣)の處理を爲さざるべからざ

なり。勞力に關して既に然り他の生産要具即ち土地及資本の設備に關しても亦
た然らざるを得ず但し古昔の官領地財政時代の如く既に其必要なる分量及種類
を固有せる國家なきにあらずとも其國家は既に存する土地及資本を維持し改良
する爲めに新なる經濟物の處理を爲さざるべからざるなり。果して然らば公共
團體は其職分を行ふに必要な生産要具を設備し維持するに關して新なる經濟
物の處理即ち支出をなさざるべからざるや明なりと云ふべきなり。
斯の如く公共團體の處理すべき經濟物は如何にして之を取償し其取得したる經
濟物は如何にして之を管理すべきや、換言すれば支出經濟に對する收入經濟は如
何にして之を行ふや之れ尤も重要な問題たらずんばあらざるなり。
抑も私有財産及自由勞力制度の發達せる以來合意に依るにあらざれば他人の財
産及勞力を取得するを得ず、而して他人の合意を得んには其條件として一方も亦
た相當の反對給付を提供するを以て原則とするに至れるが故に公共團體も反對
給付を提供して自家の處理すべき經濟物を取償するを得ば之れ普通の經濟理法
に依るものにして敢て困難ならずと雖も近世國家及公共團體の職分として國土

六
及人民の安寧幸福を維持し増進する経済的勤勞は素と個人の合意に基きて行ふにあらざるのみならず、爾ゆる一般的にして且つ無形なる價値の給付に外ならざるが故に個人経済より當然に反對給付を受くるとを得ず公共團體は單に自己存立上の義務として其職分を行ふなるに過ぎざるの觀あり。然るに公共團體の此職分履行の結果は無形の價値として一般に他の經濟人の經濟生活を保護し之をして其生産を増進し分配を平均ならしめ以て社會經濟上の有形なる價値を増進せしむるものなるが故に公共團體は之を理由として一般有價の名義を以て社會經濟上に於ける各經濟生活に對し價値の分配を要求すべきの理由なくんばならず、何となれば公共團體の保護により社會經濟上の價値を増進せし部分は全く公共團體の勤勞の報酬に外ならざればなり。唯夫れ其の分配歩合は各經濟物に對して各個的に分別すべからざるが故に此の場合には其方法を普通經濟上價格及生産費の理法によりて定むること能はずして特種の方法(強制取得)によらざるべからざるの差異あるのみ、是に於てか近世諸國に於ける公共収入は凡そ二種に分類せらる、其一是普通經濟的生産及取得にして其二は一般有價又は行政報償の名

義を以てする強制取得なりとす。右何れによるも其之を生産し取得し管理するに關して秩序ある經濟を行はさるべからず。之れ公共團體に於て收入經濟の必要ある所以なりとす。
支出經濟と收入經濟と相待つて、一經濟人の經濟生活は茲に其存立を認めらる。而して經濟生活の順路は經濟物の取得及保有を以て始まり經濟物の使用及消費を以て終る故に、財政は公共團體の經濟生活なりと云へる意義は公共團體が經濟物有形價値を取得し保存し使用し消費する所の價値行爲の全態なりと云ふに似しきものとなる。

以上の所論を結ひて財政の定義を下せば、財政とは公共團體が國土及人民の安寧幸福を維持し増進するの目的を以て社會の一制度として有する公共の職分を遂すに必要なる價値的手段を取得し保存し使用し消費するところの經濟生活の全態なりと云はさるべからず、而して公共團體の經濟生活(即ち財政)の消長に關する事實並に其原因結果の理法を論ずるもの之を財政學とは云ふなり。

財政學に關する如上の定義に依りて財政學を分科すれば吾人は爾ゆる公共團體

の要する價値的手段の取得に關するものを收入論とし、其使用消費に關するものを經費論とし、其の管理に關するものを財務行政論と稱することを得べし。是に於て本問題たる公債論は此等分科中其の何れに屬すべきやを講究するの順序となるべきなり。

財政學上公債論の位置に關して二説あり、其一説は財政學の分科を決するに當り、經費論收入論及財務行政論の三科の外別に收支適合論なるものを設け、此の科に於て公債其他財政補填の手段を論せんとするものにして、他の一は經費論收入論の二科の外別に財政整理論なるものを置き、更らに此の二科を再分して實質的整理論と形式的整理論となし、其の形式的整理論に於て豫算金庫會計等謂ゆる財務行政を論し、其の實質的整理論として公債其他の財政補填に關する手段を論せんとするもの(ワケナル氏)之れなり。此等の分類は其の方法上多少相同しからざるものありと雖も、兎に角公債論を以て收入中に屬せしめずして、特に別段の分科を設けたるに至りては、共に相一致する所なり。余は此の分類に關しては疑團を抱くものなり。

抑も公債論の財政學上に於ける位置を論せんとするときは、凡そ一般の收支なるものに關する財政學上の觀察を決定し、然る後に公債其者に關する性質上の觀念を定むることを要するは勿論にして、其公債に關する性質上の觀念は又た其の公債の沿革及種類によりて世人の觀念大に異なるものあるが故に、公債の沿革及種類如何をも考察して之を決せざるべからずと信ずるなり。

財政學上に於て收入及び經費の分類を定むるに關して二様の觀察あり。其の一は豫算的の觀察にして、其の二は財政の目的上の觀察なり。今若し豫算的に觀察すれば、公債は無論收入に屬し、從て收入論に於て論せざるべからざるや明かなら。何となれば、豫算は一年間のものにして、之れに掲上する公債は、當該年度の收入たるに外なければなり。各國豫算上公債を以て臨時收入となすの實例は之を證するものとす。

之に反して、財政の目的上より觀察するときは、必ずしも豫算的の觀察と同一にあらず、何となれば、財政の目的上の收入及經費は、豫算上に於けるよりも、更らに長期的の觀察を爲さるべからざればなり。而して公債に關して、財政の目的上より觀察

察するときは公債の種類及沿革によりて之を區別を爲し然る後ち大體上より其の所屬を定めざるべからずと信ず。

今夫れ公債の沿革によりて之を見れば公債は其始め多くは各國財政上歳計實施中に生したる歳計の不足を補填せんとして時々企圖せられたる補填的又は整理的の流動公債制度にして謂ゆる收支適合の方法又は實質的整理の手段たるや明かなりとす。本邦今日の財政に於て年々企圖せらるゝ一時借入金の如き即ち之に屬すべし故に公債の沿革上又は或る種の公債に關して之を補填的又は整理的方法なりとし之を歳計補填論又は實質的整理論として論ずるは敢て非難すべきにあらざるも現今に於ける公債は決して此の種の流動公債に限らざるなり。公債の沿革上に於ても流動公債は漸次整理せられて確實公債制度となり其の一定公債は今や舊債整理を目的とするものよりも財政計畫上一定の新目的を立て、將來の事業の爲めに發行するものなり今は歳計補填の公債にあらずして財政計畫上の一財源とするに至れり。本邦に於ける事業公債鐵道公債の如き此の性質を備ふるものと云ふべし。此の點より觀察すれば公債は一の收入と見るとを

得べくして之を收入論に屬せしむるに不可なしと思ふなり。是に於て余は公債なる觀察を下さんと欲す即ち公債は一は整理的收入にして一は計畫的收入なり。換言すれば整理又は計畫の爲めにする收入にして兎に角收入論に屬せしむるを以て穩當とすと云はんとす。或は曰はん公債の募集金は一種の收入に相違なからざるへきも公債其者は謂ゆる債務にあらずや債務を以て收入と稱するもの世間何人か之れあらんやと然れども財政上に於て債務と稱するも國務一切の經費皆然るべきものにして殊に繼續費補助費の如き經費は之に該當するものなるが故に公債は別個の意義を有するものと云はざるべからず。或は又た曰はん公債は募集に於て收入となり償還に於て經費となるものなるが故に單に收入論に於て之を論せんとするは不可なりと然れども斯くの如くする時は租税も官業も之を收入論中に存すべからざるの理となるべし何となれば租税を起したるの結果は必ず收税の經費を生し官業の結果は必ず作業費を生すべければなり故に余輩は大體に於ける財政の目的上より之を分科して專ら收入論に加ふべきものとす。且つ夫れ財政上の公債は必ずしも元金の償還を要せず國民經濟の發達せる社會に

於ては寧ろ元金の償還を目的とせず單に利子仕拂の經費を惹起するに過ぎず謂ゆる永遠公債又は利息公債なるもの公債制度の尤も發達せるものとす。縱令此の如く公債制度の發達せざる社會と雖も其元金の償還満期は頗る永遠にして五十年以上なるが如し然るに一般に財政計畫なるものは概して十年二十年を超へざるを例とす。果して然らば財政計畫上の觀念に於ては公債は収入手段にして之れに伴ふ將來の經費は之に依りて利益を承継すべき後世人民の負擔に屬すと云ふべきものなり。是れ余輩が公債を以て一の収入源となし之を収入論中に論ずるの至當なるを認めんとする所以なり。

若し公債を以て收入外に置かんとするときは國家の貸附金の如きは之を經費外に置かざるべからず加之公債元金償還の爲めに後世に至りて仕拂ふ所の費用も亦之れ經費以外に屬せしめざるべからざるの理なるべし。此の目的を達せんとせば公債の元金計算は全く之を收入支出外に分離せざるべからず斯の如き方法を以てせば財政の計畫は之を行ふこと能はざるべし否な斯くの如きは之れを忍ぶとするも論者は國家の貸附金及公債費に關する事項を財政學分科中何れの編

に屬せしめんとするか經費論にも收入論にも整理論にも行政論にも屬せず別に貸附論返金論を設けざるべからざるなり。現に財政學上貸附金及返金を經費論に於て論ずるより推せば吾人は公債を以て收入論中に論ずるの至當なるを認めざるを得ざるなり。要するに公債論は一概に論定すべからざるものありとも雖も大體に於て之が位置を定むれば先づ之を財政學中收入論に於てし其の中に整理收入と計畫收入との別ありとするを穩當なりと信ず。

第二章 公債の意義及目的

財政學上に於て公債の定義を下したる學者は極めて稀なり是れ蓋し公債は歴史及現實の意義に於て其の種類甚だ複雑に涉れるが故に何人も各種の公債を網羅すべき一定の共通の性質を抽象すること困難なるを以てなり。試みに普通の觀念に従ひ之を財政上の債務なりとせんか謂ゆる既定歳出に屬する經費と之を區別するを得ず去りとて又た之を財政上一種の収入なりとせんか公債の大部分は

之によりて包括せらるべきも、不換紙幣の發行若しくは預金の如きは収入と稱し得ざるが故に之を網羅すると能はざるの恐れあり、以て公債の定義を掲ぐるの困難なるを知るに足るべし。故に余輩も敢て精確なる定義を下さず、唯だ單に公債とは公共の需要に對する臨時の信用手段なりと言ふに止めんとす。

公債が臨時の信用手段として使用せらるゝ目的に二種あり、其の一は整理的需要に應せんとするもの、其の二は計畫的需要に應せんとするもの是れなり。整理的需要とは歲計の缺損、戰爭又は災厄等に依り臨時に發起する財政上の需要にして公債は此の場合に於て整理的手段となる。計畫的需要とは事業又は軍備の擴張若しくは行政の改革等に依り創業的に計畫せらるゝ需要にして公債は此の場合に於て計畫的又は創業的手段となる。

財政は經濟生活なるか故に財政上の公債は其の結果によりて經濟學上より意義を定むることを得、經濟學上の用語に従へば公債は一種の資本投下に關する手段なり。此の手段によりて歲計の缺損を補填し又は戰爭若しくは災害の經費を補充するは謂ゆる財政の補填整理にして經濟學上不生産的の資本投下に該當すべし。

余輩は之を整理的信用手段と稱し、獨逸のエルンスター氏の如きは非常的投資 (Ausser ordentliche Kapitalanlagen) と稱せり。之に反して事業又は軍備の擴張若しくは行政の改革等創業的計畫に充つる信用手段として公債を起すときは此の公債は經濟學上生産的投資に該當し、其の中に付き官設鐵道郵便電信事業等の創設に充つるものは之に依りて收益を生ずべき公共財産を創設し、爾後永久の結果を與ふるものなるが故に經濟學上純然たる固定資本の作成にして直接生産的投資に該當すべし、故にエルンスター氏は之を私經濟的投資 (Privatwirtschaftliche Kapitalanlagen) と稱せり。軍備の擴張、行政の改革、收益なき行政財産(道路の如き)の創設に要する計畫的公債は經濟學上間接生産的投資に該當し、エルンスター氏は之を公債經濟的投資 (Staats wirtschaftliche Kapitalanlagen) なりと稱せり。

要するに公債は公共の需要に對する臨時の信用手段にして其目的より見れば整理的及計畫的手段となり、其の結果より見れば經濟學上に於ける不生産的又は生産的の投資に該當するものと言ふを得べきなり。

第三章 公債費途と其の競争財源

公債費途とは公債を以て財源の一とする特種の公共需要を謂ふものにして其の需要は前章論述したる所の如く整理的需要と計画的需要との二種あり。而して其の整理的需要は歳計の缺損又は非常事變の偶發によるものなること、計画的需要は事業の創設、軍備の擴張又は行政の改革等に關するものなることは是れ亦既に前章に於て説明したる所の如し。故に余輩は公債費途を大別して(一)歳計缺損を補填する經費(二)非常事變に應ずる經費及び(三)事業計畫を支辨する經費の三種と爲すことを得べし。然るに此等三種の經費を支辨するに關しては公債と相對して競争の財源たらんとするもの有りて存す、例へば(一)官有財産の拂下(二)非常準備金の設定及び(三)増税の如き其の尤も需要なるものとす。茲を以て一般の學者は公債論に於て此等の財源と公債との優劣を評論するを例とするが如し、夫れ一般の學者は單純に且つ一括的に公債と此等の財源との優劣を評論するに止まるは余輩の遺憾とするところなり。余輩は公債と他の財源との優劣を評論せんと

するには少くとも前記三種の經費に關して各別に之が研究を試みざるへからずと信ずるなり。

第一節 歳計缺損を補填する場合

歳計缺損とは政府が其の歳計を施行するに當り普通歳出が豫期よりも増加し又は普通歳入が豫期よりも減少し以て普通歳出に對し普通歳入の不足を生ずるに至れる有様を謂ふものにして約言すれば歳計缺損は普通歳計の不足なりとす。若し夫れ臨時特別の歳計にありては非常事變又は事業計畫等の場合に該當すべきものなるを以て余輩は故らに之を歳計缺損と稱せず。

此の普通歳計の缺損に二種あり、一は即ち一時的缺損にして二は即ち永久的缺損なり。例へば凶作又は見越製造若くは見越輸入等に因り普通歳入の減收したる爲め歳計上に生したる缺損の如きは一時的缺損にして普通行政費の膨脹に因り歳出の増加したる爲め歳計上に生したる缺損の如きは之を永久的缺損と稱するを得べきなり。

此の中に就き永久的缺損に關しては永久的の整理を必要とするが故に行政の整

理に因りて行政費の節減を期するか若くは新税増税の方法によらざるを得ず、公債の如きは此の目的に副ふべからざるや明かなり。

之に反して一時的欠損に關しては若し其の一時的欠損が年度を超えて存せず、單に年度内月割收支に於て租稅納期と經費月額との不一致なるに過ぎざるものなるときは國庫手形(大藏省證券)を以て之を補填するを至當とす。然れども其の一時的欠損が年度を超えて存在すべき真正の歲計缺損なるときは如何此の場合に於ては其の欠損たる一時に過ぎざるを以て費用多くして且つ細長の支辨に適する増税を以て補填すべきものにあらず。余蘖は之に關しては官有財産拂下か公債募集力の二者を以て競争の財源とせざるを得ず。

政府にして不用の官有財産あらば余蘖は先づ第一に之か拂下を主張すべし。然れども官有財産の一部は行政上の財産にして官衙用地、用品、道路、砲臺、軍艦等何れも其の公用を廢すべからず、其の廢用若くは朽汚に屬するものは少量にして且つ少價なり、他の一部は財政上の財産にして森林及耕地の如き収益的資本なるか故に利益の如何に依り之を賣却して可なるべきも森林の如きは治水、氣候、養魚に關

する行政上輒やすく民業に移すべきにあらざるのみならず工業の發達に伴ふ木材及薪炭の需要に應じ一般經濟上將た國庫財政上之を官有として存するの利なるものあり。故に其の賣却し得るものは國土保安上官有として存するの必要なきもの、又は所在點散して收支相償はざる小面積のもの等に過ぎず。耕地に至りては森林と異なり如上の如き關係あるにあらざるか故に若し政府にして之を有すること多くんば自ら耕作し若くは賃貸に附するよりも拂下くるを以て得策とするは勿論なるも近時各國政府にして巨大の耕地を有するものは稀れなるが故に今は殆ど財政上の補填手段とするに適せざるが如し。森林及耕地にして果して此の如しとせば其の賣却し得べきものは甚だ少しと言はざるべからず、縱令へ一步を譲りて賣却すべき森林及耕地頗る多きものありとするも不動産の賣却は其の販路に一定の制限あるか故に一舉にして巨額の賣却を行ふに適せず必ずや永年を期して漸次に之を拂下けざるべからず。然る時は其の之によりて得べき収入は歲計の臨時缺損額を支辨するに適せざると多かるべしと思ふなり。事茲に至るときは余蘖は遂に公債を以て之が支辨に應ずるの適當なるを認めざるを

得ず、然れども公債は亦た金融の状況によりて募集の困難なることなきにあらざるか故に一概に其の得策なるを稱するを得ず、唯た動産は不動産よりも處理に容易なること一般の原則なるを以て、余輩は程度に於て幾分か成功の見込多しと言ふを得るのみ。

第二節 非常事變費を補填する場合

非常事變費とは戦争、内亂、革命又は災害等に因りて、歳計の施行中偶發したる經費にして之か爲め歳計に不足を生ずるに至れるを謂ふ。此の不足は概して臨時巨額の補填を要するものなるが故に大規模の財源によらざるべからず、茲に於てか財政學上一般に非常準備金の設定、増税及公債の三者を以て之か競争財源とするか如し。

第一 非常準備金

非常準備金は平時收入の一部を割きて金錢又は物品を積立て以て非常の用に應せんとするものにして、戦時準備金と災害準備金との二種あり。

抑も租税制度發達せず信用未だ開けざる時代にありては、歳計の不公平に應ずる

爲め國庫準備金の設定必要なりしならん。希臘羅馬の古代より國庫貯蓄の法往々に行はれ、中世に及んでも英佛兩國等屢之を施行し、英國に於てはヘンリー八世迄佛國に於てはヘンリー四世迄行はれたるか如し。斯くてアダムスミス氏の時に至りては共和國にしてベルン洲王國にして普魯西のみ此の方法を保存し居たりと言ふ而して此の普魯西國は實に國家貯蓄を以て著名なるものとす。文豪カーライル氏の語るところによるとフレデリック、ウィリアム一世(一七一三—一七四〇)は年々自家及人民の歳入を増加せしめ支出を減少し年々貨錢を貯蓄して王城の四隅に俵積したりと言ふ、次いで其の嗣フレデリック大王(一七四〇—一七八六)此の制度を襲繼したりしかば遂に以て現今に於ける獨逸帝國の國民政策たらしむるを致したり。而して此等の國か斯かる制度を採るに至れる必要は主として戦争の關係に在るか如し、即ち戰場に臨みて軍馬を充分に維持せんには貨幣の供給量饒ならざるべからず、語に曰はく貨幣は戦争の筋骨なりと。蓋し信用未だ開けず租税は單に臨時不確實の方法に過ぎざる時代に於て國庫貯蓄を有せざる國家は政府の準備上不利なる地位に立たざるべからざればなり。然るに其の後租

税の收入増加し信用の利用迅速なるに至りて國家は不時の爲めに金銀を貯蓄するの必要を脱し、漸々此の迂遠なる方法を捨て、眞に其有要の時借入金爲すの方法に變化し來りしか、獨り獨逸帝國は世襲政略により準備金を蓄積して止まず、加ふるに普佛大戦の結果償金の五十億法、二億磅収容となり、其中六百萬磅は正金を以て二千五百萬磅は商業證券、獨逸大鐵道株並に外國公債を以て貯藏し千八百八十九年に於て同帝國の準備金は尙ほ三千萬磅以上の巨額を存したりと言ふ。之に對する獨逸經濟學者の辯護は軍事上の必要と言へる一點の論據より割出され若し一朝戰爭にして起るときは金融市場は忽ちに急迫を告ぐるか故に所要の公債募集すべからず、縱令募集し得るとするも費用は頗る大ならざるべからず、利子は高く募集價格は下落すべければなり。抑も國庫準備金は城砦兵馬の雜具にして獨逸統一の守護神なりと言ふに在るが如し。

是に於てか戰時準備金の設置を可とするや否やに關しては學說上議論區々たり。其の之を可とする者は概して左の理由に依れり、

一、既に戰爭の開始せられんとする時は金融市場忽ち急迫を告げ殆ど所要の公

債を募集するに適せず、縱令公債を募集し得へしとするも其の募集費は巨額を要し利子は必ず高かるべし、故に平時に於て之が蓄積を計るを要す。

二、戰爭の開始に際し公債募集を行ふに當り募集費及利息の高きは尙ほ之を忍ぶへしとするも其の公債と共に軍事豫算に關して議會の協賛を経るの間、軍事上の計畫を暴露するに易しく、且つ自國の軍隊にして國庫の究乏を耳にするときは軍氣の沮喪することなきを保せず。若し軍氣にして一時或は沮喪する如きあらば國民の協賛及應募亦た從て遲疑を生し、之か爲め戰爭を中止するに至らんとす。故に平時準備金は城砦兵馬の補具にして國家統一を扶持する守護神なり。

三、殊に一國が巨額公債を有せざる場合に在りては歳入の一部を割きて準備金を積立つるは不可なし、縱令へ既に多少の負債ありとするも其の利子にして甚だ低くきものなるときは斯くの如き低利の公債を償却せずして之に相當する金額を以て證券類を買入れ貯藏するを優れりとす。

四、償金又は剩餘金の如き偶然の收入を以て積立つるは尤も可なり、何となれば

此等の収入は其の用途に關し常に冗費を促かし易く各省割據の結果不急の業に費消せらるゝの恐れあるを以てなり。

之に反して戦争準備金の設置を不可とするものの非難する所は左の如し。

一、戦時に際し募集する公債は必ず不利の條件に従はざるべからざるも戦争は當時の出来事にあらざるか故に一時の高利を避けん爲めに平時常に歳入の一部を割きて其の利子を損するの理由なきは明かなり。

戦時準備金を設置する爲めには市場の貨幣を引揚げたる儘長く之を民間經濟界に回注せざるか故に金融を必迫せしめ物價を下落せしめ經濟の發達に抑制を加ふるの傾向あるのみならず他日俄に其の使用せらるべしとの觀念は常に一般の不安を散布するものなり。

三、戦時に際し公債を募集するときは國力の緩急を敵國に暴露し軍氣を沮喪せしむるの恐れありと言ふと雖も其は國法によりて之を救正することを得へし例へは平時に於て戦時に關する特別所分法を設け置き議會の協賛を要せずして募債することを得せしめば可ならずや又た一旦の敗戦に募債到底困難なりとすれば一時借入金又は増税を行ふて可なり。

四、戦時に際し直に所要せらるゝものは巨額の正金なり之を歐洲の例に倣するに三週間にして六百萬磅を要すと言ふ正金の貯藏は利息を損失す銀行制度及信用制度の發達せる今日に於ては之を死藏せずして生産的に利用するを優れりとす。

五、巨額正金の死藏を避けんとすれば政府は之か運用上自ら銀行業類似の事務に従事し預金、貸附、證券、賣買等概括の機構を取扱はざるべからず。然るに斯の如きは政府に適當せる事業にあらざるのみならず之が爲め民間銀行業及取引所の業務を蠶食するものなり。

六、政府にして敢て銀行類似の舉に出で株券公債等を買入し之を以て基金を保存することとするときは國庫は利息の損失を免るべきも更らに又た他の不利を生せざるを得ず。而して其の不利の程度は其の貯藏する證券が内國證券なると外國證券なるとによりて自ら差あり。

(一) 内國證券を以て貯藏する場合 此の場合に於て其の證券が株券なるときは

國庫は事業會社の株主となり其の損益の影響を受け商業は國庫株券の吞吐に依りて投機の風を生ずべし若し又た其の證券か公債なるときは政府は一方に任拂ふたる利子を他方に收入するものにして之か徒らに手数を増加するに過ぎざるは論なし。而して他日之を賣却して軍費となさんとするときに及べば政府は株券に關しても公債に關しても價格の必ず下落して所要の實額を得ざるを見るべく民間は一層の損害を蒙るべし若し其の時に於て民間の資産に損害を及ぼすことなく國庫は充分の實額を得るものとせば政府は始めより基金を設けず證券を買入れずして寧ろ公債を償還しをき必要の時之を募集するを得策とす。

(二) 外國證券を以て貯蔵する場合 此の場合に於て其の外國證券か英國公債の如き謂ゆる國際價格を有するものなるときは他日賣却の日に所定の實額を得ること種なるべし但し此の如き證券は常に内國債よりも低利のものなるか故に利殖の點に於ては劣れる所ありと言はざるべからず。且つ夫れ此の起らんとする戰爭か證券上の當事者國間に行はるゝときは政治上の國難

は名狀すべからず利息の受取も覺束なきのみならず其の賣却價格にも變動を生ずべし。唯た方今は國際的證券増加し各國皆利害の關係密着なるか故に幾分か戰爭を控へしむるの傾向なきにあらざるも既に開戦せらるゝ以上は多少の影響なきを得ざるなり。

七、巨額の公債を有せず且既往の公債皆低利なる場合と雖も國庫貯蔵の必要なし何となれば斯る國狀に於ては當時公債の募集に依り所要の實額を得るに困難ならざるべき理なればなり。

八、増税又は公債の募集金を以て非常準備金を積立つるは素より有害なり縱令債金又は剩餘金の如き偶然の收入ありたる場合と雖も常に必ずしも可なりと言ふべからず何となれば其の一旦設置したる準備金は其の使用に伴ふて必ず増税又は公債を以て補填せざるべからざるに至るべければなり。寧ろ基金を設定せずして舊債償還又は減税の方法に利用するを可とすべきが如し。

要するに戰時準備金設定に關する財政學上の辨護は寧ろ一般に薄弱なりと言ふ

べし、唯隣接的敵國を有する一國が債金の如き偶然巨額の収入を得たるに際し其の一部を正金又は外國証券にて貯藏し依て以て孤立の金融に於ける戰時準備を設けんとする場合に關しては其の方法の如何により尙論究の餘地なきにあらず。蓋し此の如き國に於ける出師準備の軍資は内は一般の産業に安緒を與へ外は敵國の窺隙を防ぐの效あるへきか故に以て一定の利喰を償ふに足るべく而して其収入したる債金偶然巨額のものなりとすれば之を一時に使用せんこと如何なる方法を以てするも物價を騰貴せしめ經濟を擾亂し各省分割の弊を助長して財政の究乏を招くへきか故に到底貯藏せざるべからざるものなり。故に其の一部を割きて基金を設定し正金又は外國債を以て之を貯藏するは増税又は募債によりて貯藏するもの、如く民間の産業を抑壓することなくして却て物價騰貴、經濟擾亂の弊を矯むるに足るべし。斯くて一旦事起るに及び孤立せる金融に於て急遽募債の困難を感することなく一舉に出師の準備を具するを得へしとせば一概に排斥すへきにあらざるか如し。

本邦の非常準備金は明治三十二年度の設定に係り收容債金中五千萬圓を割きて

三個の特別資金となし、其の一は三千萬圓にして軍艦水雷艇補充基金と稱し、其の一は千萬圓にして教育準備基金と稱し、其の三は又た千萬圓にして災害準備基金と稱し、世に謂ゆる三大準備基金なるものは是れなり。此の三大基金は平時に於て各々之を利殖し其利子額を以て目的の各用途に補充するものなるも其の元資は皆共に戰時準備に供するに外ならざるが故に之を一括して戰時準備基金と稱するも不可なることなし。

此の基金は三億六千萬圓の債金中其の用途の定まれる部分を割きて設定したるものにして普通收入の一部又は公債募集金を以て殊に積立てたるものにあらざるか故に大體に於て如上の條件を具備するものと言ふことを得へし。然れども余輩を以て其の貯藏の方法を見るに三十三年三月末に於ける現在に左の如きを示せり。

基金	金額	正金	帝國債
軍艦水雷艇補充基金	三〇,〇〇〇,〇〇〇 <small>円</small>	一五,〇四一,八三七,二一九 <small>円</small>	一四,九五八,一七二,七八一 <small>円</small>
教育基金	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一一,二〇〇	九,九九九,九八八,八〇〇

公債論 第三章 公債募集と其の積貯

災害基金

計

一〇,〇〇〇,〇〇〇

一一,二〇〇

三〇
九,九九九,九八八,八〇〇

五〇,〇〇〇,〇〇〇

一五,〇四二,八五九,六一九

三四,九五八,一四〇,三八一

此の表によれば三基金總額五千萬圓中三千四百九十萬餘圓は内外より募集したる内國債證券に屬し、現金として保存は一千五百餘萬圓にして傳かに總額の三分の一にたも足らず、年利一分二厘五毛を以て日本銀行の當座預金に編入せらるると言ふ。

次いで三十三年北清事件の起るや同年六月緊急勅令を以て基金を該事件費に使用することを許るし之に基きて政府は其の額二千萬圓を支出したり之か爲め多少保有の公債を低價に放賣したりしも是れ尙ほ已むを得すと云ふを得へし。然るに政府は之を以て足れりとせず此の基金使用額を補填せし爲めに三十四年に於て各種消費税の増徴二千一百萬圓を起したり、此收入二千萬圓を以て一旦補填せられたる基金の通貨は忽ちに清國債券と置き替へられて基金は再び證券類を以て充滿するに至れり。余輩は現下に於ける基金の現狀を詳らかにするの機會を得ずと雖ども聞くとくろに依れば正金千萬圓の外は皆悉く清國債券及内國債

券なりと言ふ、其の正金千萬圓は日本銀行當座預金となり、年利僅かに一分二厘五毛に運用せらるゝは疑なきなり、利殖の目的は元より拋棄すとすも此の如き少許の正金を以て能く戦時の目的を達すべきや疑問なり。歐洲に於ける戦争ならんには到底一週間を支ふるに足らざるは明かなり、唯た夫れ東洋に於ける戦争にして其の地能く本邦兌換券の流通する見込あるところならんには如何彼の日清戦役に於ては八月一日宣戦布告より九月十三日迄六週間に二千六百餘萬圓を支消したり、實例を以て之を推すに千万圓は僅かに二週間に支ふるに足らざるが如し。若し此の少許の正金を以て充分なりとすれば特に之を基金として保有せざるも必要の際中央銀行より借入ることゝする何の不可がある之か爲めに正貨準備の危機を招ふるは餘りに仰山と言ふへし。正金の有様既に以上の如し、而して其保有の證券は國際價格を有する證券と殆皆無にして清國又は本邦の國債のみなるか故に戦時に於て殆ど其用を爲すものなし、蓋し外國の公債を購入するは正貨を海外に流出せしめ従て日本銀行の正貨準備を危殆ならしむるが爲めに本邦の如き金融孤立の國狀に於ては一旦外國證券を保有するも金融の爲めに忽ち

賣却せられ其の賣却の代金が基金部に收入せらるゝときは茲に内國債發行の金
 穴となり却て内國債の増加を奨励し不急の事業を起さしむるの弊ありと言ふべ
 し。斯くの如く本邦に於ける基金元資は戦時の目的に供するに充分なる状況を
 有せず却て内國債の金穴となり不急の事業を促かすの具たるを免れざるなり。
 而して其の利子は如何と言ふに五千万圓の金額を五歩に運用せりとするも利子
 年額僅かに二百五十万圓に過ぎず然るに此の利金を以て支辨すべき軍艦水雷艇
 の補充費は明治三十八年艦艇成定の時代價一億三千九百万圓(二十万噸として)に
 對し二十五分の一乃至二十分の一の補充歩合として年々六百十二万九千圓を要
 し、災害補助は年々多きは八百九万四千圓少きも四百七万圓を要し、教育の補助は
 其の基金の利子五十万圓を以てしては殆ど何等の効果を擧ぐるに足らずと言ふ。
 結局此等各用途の大部分は一般歳計の上の施設に仰かざるべからざるなり。果
 して然らば政府は此等經費の財源を一般會計と特別會計と二途に仰ぎ徒らに其
 の會計上の手續を煩はすのみにして殆ど其の效なきを知るに足るべきなり。
 且つ夫れ此の基金は大藏省預金部の保管するところなり、預金部の預金と共に運

用せらるゝなり。然るに此の預金部は此の資金を運用するに當り日本銀行の手
 を經由すと雖も一々自ら指揮するか故に宛然一種の銀行業を營むものにして市
 場金融の情状により公債及債券を吞吐するを以て本邦の金融界は常に之か爲め
 に抑制せられ金融上不安の狀を脱する能はざるの事情なきにあらず。余輩は正
 金を以て保有すべきもの以外の基金は斷然之を廢止せんことを希望す。要する
 に大體に於て非常準備金は公債に劣れりと言はざるべからず。

災害準備金に關しては各國の財政は今日之か重要を認めず、是れ蓋し各國に於け
 る豫防行政の擴張により災害の結果を未然に防ぐに至れると偶々其の大災害の
 發起するときは到底蓄積基金の元利の如き之に應すべくもあらず、若し夫れ年々
 たる起るべき小災害に關しては各國豫算科目上豫備費の設けありて殊に基金を蓄
 積するの要なきを以てなり。本邦三大基金中災害準備基金の如きは本邦の地勢
 上水害の憂多く豫防行政未だ充分に擴張せられざるか爲めに之が設置の要なき
 にあらざるも其の實際の目的は戦時準備に存するものにして災害費の大部分は
 一般會計より支出せらるゝものなり唯だ三十二年以前に於て本邦に存したる中

中央備荒貯蓄の制度は一種の非常基金なりと言ふことを得たりと雖とも三十二年法律七十七號を以て之を廢止したり亦た以て基金不用の趨勢を卜するに足るべし。此の法律七十七號は罹災救助基金法と稱し備荒貯蓄法に代りて基金を設定するものなるも其の設定は中央にあらすして府縣の義務となし國庫は別に中央基金を存することなく單に毎年の豫算に於て該法に依る既定歳出として三十万圓を支出するに過ぎず。府縣の基金は其最少限を五十万圓とし直接國稅附加税を以て之を積立て府縣の全部又は一部に亘る非常災害に罹りたるものを救助する爲めに支出するを目的とするが故に非常大災害の基金と言はんよりも寧ろ災害に伴ふ救民の保險と言ふを適當とす災害其の者に對する復舊費は概して府縣債を以て之を支辨するか如し到底斯る小保險の能く支辨するところにあらざればなり。果して然らば災害に關しても準備金を設定するは適當の政策にあらざるを知るに足るべし。

第二、非常増稅

非常事變の費用を補填すへき臨時財源として増稅と公債と何れが適當なるべき

やの問題は一概に論定することを得ず。余輩は唯た各國に於ける稅制の有様及時の情況に照らし其の實行の容易なる方を採用すべしと言ふの外なしと思ふなり。請ふ之を細論せん

- 一、非常事變費は一時にして巨額なるか故に非常増稅によりて全部を補填せんこと容易ならず、強いて之を斷行すれば納稅人は事變に因る諸般の壓抑の外更らに財産上過大の負擔を蒙ることとなる。
- 二、殊に租稅制度の複雑なる國柄に於て常に實行する如く、課稅に便なる一、二の重要稅種に巨額の増率を爲すときは課稅負擔の分配を不均一ならしめ産業の狀態を擾亂すべし。
- 三、新に稅種を起し又は複雑なる各種の租稅一切に増率を行ふときは收稅費に著しき増加を見るのみならず政府は一舉にして所定の時期に所定の收入を得ること難たし、何となれば租稅中地租及家屋稅の類を除くの外營業稅、消費稅及關稅の如きは見越製造、見越輸入、又は密製密賣の結果去なくとも課稅の爲め需要實際に減退するの結果收入減少を來たすべきを以てなり。

四、英國及普國の所得税の如きは一般的課税なるが故に非常税に適當することを得へし。

五、非常公債は複雑なる税制を有する國にありては新税又は増税よりも人民の負擔に於て國庫の實收入に於て能く一時の急需に適すへし、何となれば公債は任意にして比較的避金の吸収に外ならざるを以てなり。

六、然れども公債は其の性質の任意的なるか爲めに金融市場の状況により總額に募集し得ることあり殊に非常事變の際に於て然りとす。

公債の一時借入金なる流動公債あり是れ亦た任意的の信用手段に相違なきも一般に募集するものにあらずして通例一、二の中央銀行に依頼するものなるか故に一定の時期に所定の實額を得へきことは敢て困難にあらず、但し此の依頼を受けて其の中央銀行は如何なる方法に依り之に應ずるやは少しく注意を要する所なり。若し其の中央銀行が偶々保有せる資金を以て直に本に應ずるときは國庫も民間經濟も敢て制約を受けざるへきも若し此の場合に於て其の銀行が特に貸付資金を回収し又は新に銀行券を増發して之を改

府に貸上ぐるものなるときは一は直接に一は物價騰貴によりて間接に民間の金融を逼迫せしむるか故に多少民間産業を抑壓するの傾向あるを免れざるべし。然れども之か爲め抑壓せらるゝ産業は比較的不急の事業とも見做し得へきを以て一般經濟の苦痛は租税強徴の場合に比すれば稍々寛なりと言ふも可なり。

要するに余輩は租税制度の完全なる國に於ては非常税を以て適當なる補填方法なりと考へ租税制度の複雑なる國柄に在りては非常公債を以てするを適當なりと信するも何れにしても其の實行の容易なると否とは時局の如何に重大なる關係を有するか故に爲政家の方針として一時借入金又は公債の成功し得へき見込あらんには先づ之を行ひ其の不足に對して新税又は増税を起すことを以て穩當なりとせざるを得ず。

第三節 新計畫を支辨する場合

新事業の經費は國防軍備の擴張又は収益官業の創設に關する支出にして經濟學上に於ける固定資本の作成を意味するものなり。

之が財源として一般に数へらるゝものは官有財産拂下、増税及公債の三者とす。然れども其中に就き更らに之を詳論すれば官有財産の拂下収入は到底巨額の臨時費を支辨するに適せず、僅かに森林新經營に要する財源として不用の森林を拂下げ、一方に拂下げて他方に經營し以て特別會計の制度を設けると云に止まり何人も之を以て軍備の擴張、官有鐵道郵便、電話、製鐵、船渠等の建設改良に充つべしと主張するものあるを見ず、故に一般には増税と公債とを以て新事業費の競争財源となし而も増税と公債との優劣論は主として本節の場合に於て其の重要を認めらるゝか如し。吾人は茲に先づ租税と公債との一般的優劣論を紹介し、次に吾人の信ずる所の區別を設けて詳論を試みんとす。

一般に租税支辨は公債支辨よりも優れりとする論點

一、租税は其の徵收困難にして且つ人民の厭惡するものなるが故に戦争を避け、不急の事業を抑制するの功あるも公債は集金上困難少きが故に却て戦争及び浪費を促がす傾向あり。

二、公債は産業の資本を救済し労働の需要を減すべきも租税は収入の一部を徵

收するものなるが故に貯蓄を奨励すべし。

三、租税は元利償還を要することなきも國債は元利の仕拂を爲すを以て原則とす、而して公債の償還は租税に依りて之を支拂はざるべからず、故に其の利子支拂に相當する部分は結局重税を爲すものと云ふべし。

四、租税は關稅、所得稅及消費稅の如き謂ゆる屈伸力に富むもの少からず故に若し數年に涉る必要の大事業あるに當りて此等の屈伸力に依頼せずむば財政學者は何の必要ありて租税に屈伸力を要すと云ふや。又た實際上に於ても此の屈伸力を利用せずして利付の負債を起さんとするは財政の基礎を薄弱ならしむるものなり。

五、公債は募集に、使用に及び償還に屢々産業界に對して臨時巨額の金融變動を與ふるも租税は斯の如く甚しからず。

六、公債の利子は租税を以て支拂はざるべからざるが故に一般生産的勞力者の所得を割きて彼の偷安なる資本家の収益を養ふの觀あり。

七、外債募集の場合に於ては募集金の回收に依り國內に於ける物價を騰貴せし

四〇
め、多くの正貨を流出せしめ、爲替を逆にし、金融を必迫せしめ、恐慌を見るの恐あり。

一般に公債支辨は租税支辨よりも優れりとする論點

- 一、公債は任意にして租税は強制なり、任意は強制よりも産業を壓すること少なく、且つ其の施行上經費を要すること亦従つて少なし。
- 二、公債は國內の遊金又は外國の資本より之を募集するときは一國の産業資本を奪ひ、労働の需要を減ずることなし、縦令へ既投下の内國資本より募集する場合と雖も、若し其の費途が公共の生産的行政費なるときは一方に私人の生産事業を壓抑するも他方に公共の生産事業を擧ぐるが故に社會經濟上に於ては寧ろ利ありと云ふことを得べく、労働者も一方に業を失ふものあるも他方に業を得るものあり、而して官給は概して民給に優るが故に是れ亦た利なりと稱すべきなり。
- 三、租税は元利償還の要なきを以て國庫の觀察に於ては公債よりも利なること勿論なるも個人經濟上より觀察するときは納税人皆な其の元利を損するものなり、結局兩者の利率同一なりとするも收稅費用多き丈租税は社會經濟上不利とす。又た公債の償還には必ずしも租税を起すを要せず、殊に生産的官業に投資する公債は其の事業収益を以て之を償還するを得べし。
- 四、公債を外國に募集するときは社會及國庫は之に低利の資本を使用し、國內の産業は資本の收奪を受けず、労働は需要を増加するの利あり、租税は外國より之を徵收するを得ず。
- 五、如何に屈伸力ある租税ありと雖も國狀如何に依り之を以て巨額の臨時費を支辨するに困難なることあり、若し尙ほ強いて其の増徴を計らんとするときは却て公債の募集よりも直接に産業を妨害すること甚しからざるを得ず。
- 六、公債に依れば國民の負擔は長期間に平分せらるゝが故に國民の苦痛甚しからざるも、若し之れに相當する租税を以て支辨せんとする時は國民の苦痛は甚しきものあるのみならず、平等の負擔容易に期し難く、或る階級のものに絶對の苦痛を感じ、脱税、滞納相次いで起らざるを得ず。

以上は貸途の區別を爲さずして舊來の學者が一般に公債と租税との優劣論とし

て掲げたる所を對査修述したるに止まるが故に互に争點の一致せざる者あるを免れず、吾人は軍備擴張費の如き一般行政費に對する場合と鐵道敷設費の如き特殊の收益官業費に對する場合とを區別して之が優劣を決定せざる可らずと信ず。抑も新計畫に對する公債は社會經濟上生産的投資手段に相當すること並に此資本投下に二種ありて一は間接的生產投資と稱し、他は直接的生產投資と稱すべきことも既に第二章に論述したる所なり。例へば軍備擴張及大學設立の如きは其結果一般社會の安寧を維持し、文化を開發し、一般に人民の生産力を培養し、依て以て租税として國庫の收入を得せしむるか故に之に投ずる支出は國庫より觀察して間接生産的投資なり。之に反して鐵道、電信其他の事業の創設は國庫より之を觀察し、直接生産的投資に属すべし、何となれば此の收益官業は必ず之を使用する特別の利益者ありて國庫は之より直に特別の收入を得ればなり。故に此の區別より觀察すれば此等の創設費として募集する公債は前者に在りては結局租税によりて元本を償還し、利子を支拂ふべきものなるも、後者に在りては直接に特別利益者より、貸渡收入として、利息を取引し、之に依りて其の元利を支拂ふことを得べし。

く又た然かせざるべからざるを知るべし。故に吾人は二者の場合を區別して論ずるを可とす。

第一 軍備其他行政擴張費に對する場合

此の場合に於ては、總令へ公債と募集するも其の償還は結局此の擴張費によりて保障開せられざる一般社會の總令所得より租税として支拂はざるべからざるが故に、徒らに公債を起して前段非公債論者が列擧する如き不利を冒すの要を見ず。特に軍備の擴張の如きは對外關係より來り一定の年間に必ず全部の成功を爲さざるべからざること多きが故に金融の情況により成功不定の任意公債の制度に依頼するよりも租税によりて之を支拂するの專ら確實なるものあり。故に其の費用の年額にして若し増税の能く堪ゆる所ならんには公債によるよりも租税によるの利なるを信ず。

第二 企業擴張費に對する場合

之に反して鐵道、電話、製鐵、又は專賣官業の創立費の如き國庫より觀察して直接生産的の投資に属する場合に於ては、全く私人經濟上に於ける企業の固定投資に類

するものにして其の生産の結果より漸次に資本の回収せらるゝものなるが故に公債に依るを得策とし且つ然るべき理由あるものなり。

近時本邦に於て此の理を解せざる財政學者あり事業公債の費途に關して普通歳入支辨論を主張する者の如き即ち是れなり。此等の論者に從へば借金政略は財政の基礎を薄弱ならしめ人民の負擔益々其の重を加ふべし、殊に外債募集若くは内債賣出と云ふ如き方法に依りて借金政略を行ふときは必ず國內の物價を騰貴せしめ正貨を流出せしめ産業の紊亂を來すべしと論ずるもの如し。然れども吾人を以て之を見れば

(一) 財政の基礎は人民の生産力に在り、今夫れ政府が論者の謂ゆる借金政略を廢して民間より租税を徵收し又は賦存の租税を輕減せずして繼續し之を公債費途に充つること、せば國庫として得策ならん、然れども財政の基礎即ち人民の生産力は決して之が爲めに堅厚を加へたりと云ふべからざるなり。

(二) 且つ夫れ公債は國庫大經濟の信用に依り低率の利子を以て募集し得るも租税は人民個々の經濟より支出するものなるが故に納税人は銀行其他に就き税金を

調達し市場の高き金利を負擔せざるべからず、即ち政府が借金政略を廢するの結果は人民の借金政略となり國庫は利子の負擔を免るるも國庫の免るべき利子は低率にして租税を支出すべき人民は却て高率の利子を損せざるべからず。國家の經費は結局人民の負擔するものなるに公債に依れば一般社會は五歩の利子を負擔し、租税に依れば少くとも一割を利損せざるを得ず、論者の如きは國庫あるを知りて社會經濟の何たるを知らざるものなり。

(三) 鐵道、電話等企業擴張の經費は私經濟的生產投資にして國庫は此の企業に依りて直接に利益を受くる花客より手数料又は官業收入の名義を以て資本回收、利子支拂の收入を得べきものなり。故に其の支出は普通、一私人の企業資本の固定に該當するものにして會社が株券を發行するが如く國庫も公債を發行するを至當とす、一概に公債を以て借金政略なりと稱するものは歲計補欠の公債と企業投資の公債とを混同するものにして同時に不生產的信用と生產的信用の何物たるを知らざるものなり。

(四) 租税に依りて官業を創設せば元利の償還は之を要せず、然れども其の官業は必

四六

ず収入を生ずべし、財政計書上此の収入を以て後ち租税を軽減すべしとせざる限りは全く計書上の不用額となるべし、此の不用額を有する計書に於て租税を増徴すると云ふことは責任ある財政家の爲すべきところに非ず。其は現に角くに官業の収入は官業を利用する各産業者が之を貨物の價格に算入して一般消費者に負擔せしむるものなり。果して然らば官業を利用する者は何等の負擔を受くることなくして初め官業創設者たる納税人は又た再び貨物の價格に於て之を負擔せざるべからず、之れ國民負擔の不公平なる第一點とす。次に租税を以て官業を創設するときは國庫は利子を要せざるが故に官業収入として其の利用者より收納する運賃及料金には創設費の利子を包含せざること明かなり。然るときは一般納税人が官業創設の爲めに支拂ふたる租税の利損は永く納税人の負擔として下らざるを得ず、是れ負擔不公平の第二點とす。

(五) 殊に租税を以て創設したる官業が鐵道の如く、單に一地方の利便を増すに止まるときは之れと違隔して且つ取引關係もなき地方の納税者は公債支辨に比して負擔の不公平を感ずること大ならざるを得ず、現んや兩地の產物が競争的關係を

有する場合に於て之を負擔不公平の第三點とす。

(六) 完全なる一般的租税制度の存在する國に於て尙ほ且つ前記の弊害あり現んや完全の租税制度なく特別複雜の税制を有する本邦の如きに在りては其の不公平更らに甚し。例へば事業擴張費を支辨するに當り斯る國家は如何なる租税を増徴せんとするか若し租税全額を同率に増加すれば收税費非常に増加するのみならず不完全税制の下に於ける負擔の不公平をして一層の甚きを加へしむるものなり、左りとて地租又は所得税の如き一二の税目に重課せんとするか其の不公平は殆ど名狀すべからず、之が爲め地價を下落せしめ又は或る種の職業を變廢せしめ産業の状況に激變を與ふべし。

(七) 論者必ず公債は如何なる場合に於ても産業の資本を收奪し産業を紊亂すと信ずるなるべし、然れども其の資本の收奪は任意の收奪なり故に若し其の既に投下せられたる産業が強く社會の需要に適し利益多きものならんには何人か自ら好んで五歩内外の薄利なる公債に應ずるものあらんや。而も尙ほ之に應じたるときは是れ其の收奪せられたる産業は國家の官業よりも社會經濟に取りて不急な

るを證するものにして社會經濟は一方の不急事業を廢するも他方に急需の事業を擧げ得るか故に結局は社會の利なりと云はざるべからず。之に反して租税は強制的收奪なり社會經濟上急需なる事業も不急なる事業も任意進退の餘地なく玉石一打之れに服従せざるべからず其の結果は却て社會上必要なる事業を擊破することあり。

(八)主として納期的租税(地稅、所得稅、營業稅、及酒造稅)の類に依頼する本邦の財政制度に於ては事業費に對する増稅支辨は更らに一大不利を結果すべし。抑も擴張の事業は一定の計畫に従ふて技術上間斷なく工事の進行するを冀ぶが故に之に要する經費は毎月概して年額の十二分の一宛を支出せざる可らず、經費の月割既に斯くの如なるも之が財源を公債に取らずして納期的租税に採るに於ては收入は毎月必ずしも之を得る能はず、茲に於てか經費の收入と月割收支上一致を欠くと少からず。此の場合に於ては大藏省證券と云ふ流動公債を發行して一時の補填を爲さざる可らず。然るに大藏省證券は普通の確定公債よりも利率必ず高く且つ市場の流動資金に向つて時々巨額の吞吐を爲すが故に市場の金融を擾亂し

商業を妨害すること頗る大なり。吾人は寧ろ始めより低利なる確定公債に依るの利なるに如かずと思ふなり。

(九)外國に公債を募集するときは其の回收に依り物價を騰貴せしめ多くの正貨を貨物代として及び利子として流出せしむるの傾向ありと雖も此の點に關する第一の問題は外債に依て投資すべき官業其者の必要如何に係れり、若し此の第一問題にして其の必要を是認せらるる時は之に伴ふ多少の紊亂は第二問題として増稅及國內募債の難易及び其結果と對論せざるべからざるものに屬す、況んや物價の騰貴は外債回收の方法に依りては之を著しく抑制することを得べく正貨の流出は一旦取寄せたる外國資本が利子と共に流出するものにして其結果は却て物價の騰貴及産業の紊亂を救済するの効あるに於てをや。而して利子支拂の負擔は之れ一社會が嘗て自國內必要高利の資本を奪ふことを避けて他の社會より低利の遊金を借入れたるの結果にして現に事業の成功に依り多額の収益を享受するものなるが故に結局事業國は利ありて損を見ることなし。

第四章 各國公債の沿革

第一節 歐米公債史

五〇

國庫貯蓄の古制度せられて公債制度の發達之に代れり。公債制度が現時の形體を以て發生したるは十七世紀の末葉にして其原因は實に當時に於ける政治上及社會上特種の狀況に存せり。十七世紀以前に於ても多少此の方法の採用せられざるにあらざりしが希臘羅馬の時代に於ては殆んど其形蹟を見るに由なかりし蓋し希臘及羅馬の時代に於ては其社會の性質として公債の發生なかりしものならん。何となれば當時の國家は富民より借入金を爲すの方法を取るの要なく、軍る直接に此等に向つて特別的課税をなすの有効なる事情ありしのみならず、當時社會に於ける流動資本の少なくして到底公債に依頼すべからざりければなり。次て中世に至りても財政上の有様更に進歩せず、殊に當時は利子付貸借を車行の風盛に流行せるのみならず、臣民より借金をなすは王侯の威嚴を損するものなりとの觀念強かりしか爲めに公債の方法發達すべくもあらざりしなり。縱令へ個々行はれたる場合と雖も其は封建諸王の私債と類し、王侯の一身又は其の私有地を保證として寺院若は外國銀行より借入れたることあるに過ぎざりしなり。英

佛及シ、ソ、國王の借入金の如き即ち之れなり。十六世紀に於て英王エドワード四世及びチュー、トル家の起こしたる租稅擔保の強制公債の如きも尙ほ此古制を脱すること能はざるものと云ふべし。但し伊太利の諸市に於ては公債制度の萌芽發達し殊に其のゼノア及ベニス市の銀行を設立して公債資金を募集するに至り、益々之を擴張して他國に貸付くるの有様となれり。然るに十五世紀十六世紀に於ける商業上の革命により、伊太利諸市の勢力大に挫折し、公債制度並に他國貸付の事業は和蘭人の占領するところとなれり。和蘭人は低利の資本を以て益々投下の區域を擴張し、主として中間貿易並に公債の如き國際事業に従事するに至りしか、英人の敏活なる商業及財政上忽ち和蘭人の爲す所に倣らひて資金公債を起し、十七世紀十八世紀に於て各種の勢力を養成し、遂に他の歐洲各國をして自己に倣はらしむるに至れり。

斯くて近世に及んで經濟上政治上の有様大に進歩し、漸く將さに信用經濟の時代に推移せんとするに連れて、更らに國債の制度發達したる蹟あり。蓋し交換の中、專なる貨幣の用は信用證券の流行によりて縮少せられ、巨額の財産も信用證券

を以て自由に移轉するに至れば、會社の株券若くは債券の如きも亦た容易に取引せらるべきの理なり。既に斯の如くなるときは鐵道、銀行及其他の起業皆此株券、債券發行、取引によりて事業を擴張し、財産の價格を増加すべし、會社既に然り、是を以て最大會社たる國家も亦た同種の方法に依りて自ら計らんとするの傾向を生じ、其の信用を流通せしめて以て自己の財産力を増加するに至れり。要するに株式取引は投下資本を速かに回收せしむるの作用あるものなるが、古代は此機關の發達せざりし爲めに國債制度發達せず、近世は此の機關を得るか爲めに國債制度の發達を見るに至りしものと云はざるべからず。

第一英國公債史

英國の公債制度は二百年來引續きたる歴史を有し尤も著名のものとする。マコーレー氏か英國公債の起原として指示する所のものは、千六百九十二年の條例に依り麥酒及其他の酒税を擔保として百萬鎊を借入れたると之れなり。即ち有名なるトンチン法の一種にして其方法たるや、此等の租稅收入を以て利子仕拂の基金となし、年金の方法を以て債主の團體に仕拂ひ、債主中死亡者あるとき其年金を殘

りの生存者に交付し、生存者七人となるに至りて止み、其の七人中死亡者ある毎に其部分を國庫に沒收するものたり、千六百九十四年、英國銀行の創立せられたるとき、佛國と戰爭する必要ありて、政府は百二十萬鎊を同銀行より借入れ、年入歩を付し、更らに四千鎊の手數料を仕拂ひ、合計十萬鎊の負擔を年々同銀行に負ふこととなり、實に二千一百五十萬鎊の多きに達し、千七百十三年、エドワードの和約の際には五千三百六十八萬鎊なりしを見る。確定公債斯くの如くに増加し、従つて之に對する租稅收入の基金も區々互に濫用すべからず、取扱上非常に不便を來せしかば、千七百十五年に此基金を合して一大基金とし、之を總合基金(Aggregated Fund)と名けたり。之を以て各種の公債元利を仕拂ひ、其剩餘を積み、有名なる英國減債基金法(Sinking Fund)の基礎を爲せり。此減債基金の主旨たるや、基金の有高を以て低價の公債を買入れ、之を政府の所有とし、其利子を積み、基金を利殖し、又之を以て公債を買入れ、絶えず利子を増加し、以て公債の償還に充てんとするに在りて、千七百十六年に時の宰相ウィルポール氏の實行せしところなり。氏は之れを利用して、高利の公債を低利の公債に借換へしかとも、千七百三十九年乃至四十八年の

戦争の爲め、七千八百萬磅の公債に達するの不得止るに至り、ペルハム氏之に代はり公債を整理して、千七百五十六年迄に六百萬を減償し、七年戦争の初に於て、七千二百萬磅の公債を見るに至れり。次て此戦争の爲めに費用増加し、千七百七十五年に及んで確定公債一億二千五百萬磅、流動公債四百十萬磅、合計一億三千萬磅となり、更らに此年北米獨立戦争起り、連戦久しきに涉り、千八百八十三年、ペルセルニの和約を見るの際、英國の公債高は二億三千八百萬磅に達し、公債價格に大なる下落を表せり。此千七百八十三年よりピット氏宰相となり、氏は歳計の剰餘を積みて基金を設け、之を重利に運轉せしは數年を出て、すして巨額の公債を減却するの基金となるべしと主張せる。博士アライズ氏の説を聽き、千七百八十六年に於て新減債基金法を發布せり。之によりて凡そ千萬磅の公債を減却し、千八百九十三年には二億二千八百萬磅の公債高となしたり。然るに此の千八百九十三年に於て英佛戦争起り、交戦九年の後、千八百二十二年アミーンの和約となりしか其間年々凡そ二千七百萬磅の負債を増加し、千八百二十二年には實に五億磅の公債高を爲せり。是に於てか租税に依りて支辨するの良法なるを發見し、所得税を増加し、千八百三年

に三千七百萬磅なりしを増加して、七千五百萬磅の所得税となし、依て以て年々の公債増加額は二千五百萬磅宛に止めたりと雖も、半島戦争に多額の費用を要したるが爲め、千八百十六年に於ける公債高は八億千六百萬磅の巨額に達したり。是に至りて之を見るに、以上に於ける英國財政の缺點は第一に充分に租税を課するを政治上不利なりとしたること、第二に減債基金説の空想に依頼して、却て費用を増加し且つ金融市場を擾亂したること、第三に低利を名として額面以下に公債を發行し益々借換を妨ぐるに至りたることに存せりと云ふへし。此等の缺點殊に減債基金法の缺點はハミルトン氏の疑問と題する書(一八一三)並にリカード氏の公債制度論と題する書(一八二〇年)に於て痛論せられ、遂に千八百二十九年減債基金法は之を廢止し、毎年度の歳計上剰餘あらは之を以て直に公債の償還に充て、安りに貯蔵利殖せざることをなれり。而して幸にして爾後平和の世となり、利子は低下し、臨時費の増加も止みたるを以て、千八百四十一年には公債高七億九千二萬磅となり、次いでピール氏強硬の財政策を採りて所得税を増加し、三步半の公債を三步に倍換へ、更らに千八百五十三年グラッドストーン氏宰相となりて之を二歩半

に低下せんとするに際し、クローミアヤ戦争起りて金利騰貴し、費用も増加したりし爲め、其目的を達するに至らざりしか、租税の増加によりて戦費七千萬磅の大部分を支辨したるにより、此時よりして公債に著しき増加を見ざることをなれり。加ふるに減債基金改良法を行ひ、有期年金公債法を採用し、並に公債借換整理法を施し、以て公債元利に係る負擔を軽減する方法に出でたるか故に、漸く以て現今の制度に達するを得たり。何をか減債基金改良法と云ふや、曰はく減債基金法廢止の後、毎年度末國庫に残留する歳計剩餘を移して公債償還委員の手に附し來りしか多くは無用なる減税は支出せらるゝを以て、茲に公債償還の爲め一定の基金を區別するの必要を生じ、遂に千八百七十五年ノルスコット氏の減債基金策に従ひ、年々二千八百萬磅を以て公債を償還することとなせしこと之れなり。此の基金はゴッセン氏の時に至りて二千五百萬磅となり、其額實に各年に於ける有期公債償還の元利額に殆ど相當するものとす。斯くて永遠的公債を變じて益々有期公債となし、期限満了して公債高減少し、更らに借換を行ひ以て千八百九十年に至りて五億七千九百萬磅の公債高となるを得たるのみならず、ゴッセン氏の財政改

其策によりて一種の公債となし、千八百九十三年迄は二歩七厘の利子を付し、此年より二十年間は二歩半を附することと定め、以て年々百四十萬磅の利子を省減するを得たり。要するに英國の公債は其増加の原因全く戦費に歸すべしと雖も、財政術の欠點も亦與つて力ありと云はざるべからず。而して戦争によりて起したる負債と平和によりて之を仕拂ふたる額とを比するに、千七百九十三年より千八百十五年迄に六億磅の公債を増加し、四十年間の平和によりて七千五百万磅を償還し、次いでクリミア戦争の爲めに四千万磅を増加し、之を償却するに十二年の平和時代を要したるを見る。而し最近千九百年に於ける公債高は六億九千九十九万二千六百磅に達し、年々の償還費は千八百四十五万二千七百磅なりとす。

第二佛國公債史

佛國の公債は自ら二大別あり。一は即ち王政の下に於ける負債にして、二は即ち共和政府の設立せる制度による負債之れなり。但し十九世紀以前に於ける佛國公債の歴史はヒューレル氏の謂ゆる破産の歴史にして、各種の公債は試みられ、一切の手段は仕拂を避くるか爲めに施されたり。其原因とも云ふべきものは巨費

の戦争並に國內騷亂なるへしと雖も、財政及經濟上の状況を知らざるの致すとこ
 ろ亦甚だ大なりと云ふへし。彼の有名なるコルベール氏(一六六〇—一六八三)銳
 意之か整理を計らんとせしと雖も、其死後忽ち原狀に復し、紙幣を以て資本なりと
 する主義に基ける所謂「インフレーション」政策を實行して紙幣を増發し、遂に如何ともすへ
 からざるに陥り、已むなく負債各種の方法を整理して且つ其負債高を減少せざる
 へからざるに至りしも、當時尙ほ十七億リブル(我四十錢)の公債高を示し、年々四千
 八百万リブルの公債費ありしと云ふ。次て路易十五世(一七一五—一七七四)の朝
 に至り、千七百六十四年二十三億六千万リブルの公債高及び其年費九千三百万リ
 ブルの統計を示せり。此時ツールゴール氏現はれ、王朝の財政を整理せんとせしか
 職を辭して果さず、財政益々乏窮を告げ、遂に千七百八十八年マツカール氏入りて相
 となるや、國民議會を召集せざるへからざるに及び、次いて佛國大革命を引起すに
 至れり。千七百八十九年九月に於ける革命議會の委員報告を見るに、一年の國債
 費二億八百万リブルなるを見る。革命政府の財政困難の狀推して知るへし。是
 に於てか革命政府は同年十二月十九日の條例を以て有名なるアツシニヤ證券を

發行したり。此の證券は五億リブルの價格ある官有地及び寺領地拂下げを以
 て償却すへき一種の利付買入證書に外ならずして、始めより不法なるものにはあ
 らざりしなり。然れとも千七百九十年に至り、流動公債並に寺院の負債は此證券
 を以て償却すへきことに決し、更らに八億リブルを増發し、前後合計十三億リブ
 ルの巨額となり、之か利子の仕拂容易ならざるより五歩を三歩に減し、三歩を遂に
 無利子となしたりしかば、所有者は之を有するも利益なきを以て遂に流通せしむ
 るの外なく、漸く以て不換紙幣の形となれり。千七百九十三年カムボン氏は公債
 整理の一方方法、謂ゆる三分二公債取消を立て、一切の公債を公債原簿に記載すると
 とし、之を償還すへき債務とし、其結果年々一億七千四百万フランク(リブルに同
 し)即ち英貨七百万磅の國債償還費と、一億四千万磅の國債高と定まれり。次いて
 奈翁一世の世となり、更らに復古政府の時代となり、殊に千八百十五年より千八百
 三十迄の間に於て償金其他の費用の爲めに新公債を起さるへからざるに至り、
 新債一億三千二百万磅を増加するに至れり。次いてオルレアン家の朝を経て、第
 二の共和政府となり、茲に多少の増加をなし、更らに第二の帝政時代に於てクリミ

戦争起る爲めに六千五百五十万磅の公債を増加し、又た伊太利及びメキシコ戦争の爲めにも公債を發行し。斯くて千八百七十年七月に於て公債元額四億八千万磅並に其年額償還費千四百四十万磅に達したるを見る。此千八百七十年より一年にかけて有名なる普佛戦争起り、償金二億磅を普國に仕拂ふとなり、佛國に於ける總費用は三億九千三百万磅にして其中三億四千万磅は二三の公債を以て之を募集したり。斯くて千八百八十三年に於て確定公債總額八億八千万磅、年利費三千五十万磅に達し之に流動公債を合して其千八百九十一年に於ける公債現在高を見れば實に十二億九千五百万磅にして、年々の償還費五千万磅の巨額を要することとなる。豈に驚くべきにあらずや。此間幾度か借換を施行せざるにあらずと雖も、公債所持者は大抵佛國人にして、常に借換及償還の財政政策に反對し、政府も亦之れを侵かして斷行するの勇氣なく、常に此問題に付き紛々決せざるによるものと云ふべきなり。然りと雖も千八百七十八年以來企圖せられたる三步借換の計畫は千九百五十二年には完了せらるべく、加るに七大鐵道の漸次國有に歸着すべき計畫も殆ど全時期に完了すべきを以て、將來に於て満足すべき希

望なきにあらず、要は歳計の不足從來の如くならず、無謀の出費を諱まるゝことを期するの外なきなり。若しも之に反して歳計不足尙ほ已まず、無謀の出發行はれ而して之に加へて新公共事業の起るあらんには、現在公債額と同額の新債は五十年を越へずして現はれ来るべきなり。因に肥す最近(千九百年)に於ける公債現在高は十二億三百八十六万五千三百磅、年々の償還費は四千九百七十三万七千三百磅に當れり。

第三編 逸公債史

獨逸の公債歴史は右二國の歴史と反對せり。獨逸連邦諸國は公債費の爲めに甚しく究迫せざるのみならず、之に對する資產を有したるの利あり。蓋し農業及び工業上の官有地は東歐諸國の特色にして、此の特色あるにより、獨逸連邦の公債状況は其趣を異にするものと云ふべし。別て普瀋士國は國家貯蓄の效により、千七百九十二年の佛國戦争に至るまでは殆ど公債の用なかりしなり。唯た此戦争の爲めに公共の必要上公債を起し千八百二十年に及んで、殆ど三千三百万磅の元高となり、其年費百十四万磅を支出し、減債基金として年々百五十万磅を積立つるに

至れり。然れども次の三十年間に公有財産賣却代及び相當なる課税の收入によりて大に負債を減却し、遂に千八百四十八年に至りては僅かに六十五万磅の利子仕拂を見るに過ぎざりしなり。然るに千八百五十年より千八百七十年の間に於て公共事業及戦争による費用増加し、千八百七十年末に六千六百七十万磅の公債を見るに至りたるに際し。鐵道買収費として更に一億五千三百万磅の公債を増加したり。但し爾後數年を出ずして鐵道收入は年々増加し、能く其の諸費、利子並に減債基金費を償ふに充分なるに至りしを以て普國の公債の減少なるは實に歐洲中他に匹敵するものなかりき。獨逸連邦中第二流に位するバーデン、サクセン、ブルデンブルグ國の如きは、其公債の全部又は過半は生産的鐵道公債にして、鐵道收入により其利子を仕拂ふに足り、若し足らざるも課税の餘地あり、高價なる資産あり、財政上普國と同しく殆ど困難を感ぜざるなり。而して獨逸帝國政府としての公債は如何と云ふに、千八百七十一年の戦争公債として北獨逸連邦の起したるを引受け、其額三千万磅なりしか殆ど全く消却して、其後臨時費用の爲めに六千万磅以上の公債を起したり。但し各種基金三千万磅存在するを以て差

引き全帝國の公債は僅に三千万磅に過ぎざるものと云ふも可なり。現今は凡そ一億二千万磅に達したりと云ふ。因に記す最近(千九百年)に於ける普國公債高は總額は六、六〇二、八〇二、四六六、マ、ク即ち凡そ三億三千四百萬磅にして、其年費は二七二、九四七、五〇六、マ、ク即ち凡そ三百六十四万七千三百磅なりとす。

第四米國公債史

米國の公債史は又た以上諸國の歴史と相異なるところありて諸君の殊に注意を要すべきものとす。憲法制定の後、ヘミントン氏は基金計畫を準備實行し、其佛國及西班牙に對する負債、國民に對する負債並に各洲の負債を此の基金の下に集合し、其負債總額は千七百九十一年に於て七千五百万弗(五弗を以て一磅とす)なりしも、千七百九十六年に八千四百万弗に増加し、千八百十二年に一時四千五百万弗に減少せしも、忽ち英國との戦争によりて千八百十六年には一億三千七百弗に達したり。此時より又た著しく減少して遂に千八百三十五年には僅に三万七千弗に下たり、殆ど皆無となり、次いで墨士古戦争の爲めに流動公債を起し、殆ど六千万弗に恢復し、遂に漸くも國內民衆破裂したり。此内戦の爲めに産米

至れり。然れども次の三十年間に公有財産賣却代及び相當なる課税の收入によりて大に負債を減却し、遂に千八百四十八年に至りては僅かに六十五万磅の利子仕拂を見るに過ぎざりしなり、然るに千八百五十年より千八百七十年の間に於て公共事業及戦争による費用増加し、千八百七十年末に六千六百七十万磅の公債を認るに至りたるに際し、鐵道買収費として更に一億五千三百万磅の公債を増加したり。但し爾後數年を以て鐵道收入は年々増加し、能く其の諸費利子並に減債基金費を償ふに充分なるに至りしを以て普國の公債の輕少なるは實に歐洲中他に匹敵するものなかりき。獨逸連邦中第二流に位するパーデン、サクセン、ツルデンブルグ國の如きは、其公債の全部又は過半は生産的鐵道公債にして、鐵道收入により其利子を仕拂ふに足り、若し足らざるも課税の餘地あり、高價なる資産あるあり、財政上普國と同しく殆ど困難を感ぜざるなり。而して獨逸帝國政府としての公債は如何と云ふに、千八百七十一年の戦争公債として北獨逸連邦の起したるを引受け其額三千万磅なりしか殆ど全く消却して其後臨時費用の爲めに六千万磅以上の公債を起したり。但し各種基金三千万磅存在するを以て差

引き全帝國の公債は僅に三千万磅に過ぎざるものと云ふも可なり。現今は凡そ一億二千万磅に達したりと云ふ。因に記す最近(千九百年)に於ける普國公債高は總額は六、六〇二、八〇二、四六六、マールク即ち凡そ三億三千四百萬磅にして其年費は二七二、九四七、五〇六、マールク即ち凡そ三百六十四万七千三百磅なりとす。

第四米國公債史

米國の公債史は又た以上諸國の歴史と相異なるところありて諸君の殊に注意を要すべきものとす。憲法制定の後ハミルトン氏は基金計畫を準備實行し、其佛國及西班牙に對する負債、國民に對する負債並に各洲の負債を此の基金の下に集合し、其負債總額は千七百九十一年に於て七千五百万弗(五弗を以て一磅とす)なりしも、千七百九十六年に八千四百万弗に増加し、千八百十二年に一時四千五百万弗に減少せしも、忽ち英國との戦争によりて千八百十六年には一億三千七百弗に達したり。此時より又た著しく減少して遂に千八百三十五年には僅に三万七千弗に下たり、殆ど皆無となり、次いで墨士古戦争の爲めに流動公債を起し、殆ど六千万弗に恢復し、遂に遂に漸くも國內民衆破産したり。此内戦の爲めに産業

商業大に擾亂せられ、國費著しく増加せりと雖も當時一として適當の稅制あるなく従つて臨時費の全部殆ど信用によりて支辨するの外なき場合に陥り、國庫證券(遂に不換紙幣となりたるもの)並に確定公債の兩手段に訴へしかば戰亂後公債の高は實に極點に達したることポールス氏の訓言するところの如し、其最高額は千八百六十五年の九月一日に於て二十八億四千六百萬弗を表示し、其中確定公債十一億千萬弗、不換紙幣四億六千萬弗、殘額十二億七千六百萬弗は流動公債となりしを見る。而して之か基金の存するもの僅に八千八百萬弗に過ぎざりしなり。是に於て米國大藏省に於ける財政上の大問題は如何に此流動公債を減却し又た如何にして戰費に基く大負擔を將來消却すへき長計を設くへきやに在り。此第一問に對しては直ちに注意を引起こし、且つ能く適當の施設をなせり。即ち二年を出てすして流動公債は四億八百萬弗に減せられ、不換紙幣は二千萬弗を減せられ、而して之か爲めに八歩利付六億八千六百萬弗の確定公債は新に起債せられたり。斯くて千八百六十二年に減債基金法を發布し、當時未だ歲計剩餘なかりしを以て千八百六十六年に至りて之を實施し、法文と實際とは一致することを得たり。

しも、其計畫は大にして千八百八十九年迄二十四五年間に十七億弗の元高並に年費一億千萬弗の減少を見るを得たり。即ち千八百八十九年の國債高は十億五千六百萬弗にして其年費は四千萬弗となり、且つ三步七厘の低利となりしなり。斯る好結果を奏したる所以のものは他なし、合衆國政府の信用高くして六歩より五歩に四歩に遂に三步七厘に低利借換をなしたるのみならず、輸入關稅の高率に基く歳入餘剰の漸々に生し來りたるによるものならず、蓋し軍事公債を斯くの如く仕拂ひたるの原因は保護貿易の實行に在りしならん、單に財政學理より論ずるときは適當の輸入稅を課したらんには、費用も損失も少なくして同様の結果ありしなるへしと雖も、唯た此場合には國民に於て斯くまで熱心に國債償還政略に従ひしや否やは頗る疑はしかりしならん。因に記す合衆國最近一千九百年に於ける國債は高廿一億三千六百九十六萬九千九百九十二弗、凡そ四億二千七百萬磅にして其年費は三千二百三十四萬二千九百七十九弗に當れり。

第五 伊國公債史

伊太利は財政困難を以て有名なり。抑も伊太利は其同盟を作成する爲めに財政

上巨額の代償を仕拂ひしかは之か爲めに非常の増税を爲しなるとのみならず、大公債をも起すに至れり。新王國の成るや其先主の負債を引受けざるべからざるに隨り爾來千八百七十五年に至る迄年々歳出は歳入に超過し(不足額は千八百六十年に百五十万磅を以て始まり、年々斯くの如して千八百六十六年の戰爭に於て二千九百万磅となり、更らに千八百七十一年に於て殆んど三百万磅に減し、千八百七十四年に五百万磅となり、合計十五年間に一億六千六百万磅の歳計不足累計を見る)公然に公債を發行するか、又は不換紙幣によるべきかは、實に避くべからざるの結果なりしなり。千八百六十六年より千八百八十三年に至るまで不換紙幣發行の手段を實行せりと雖も千八百八十三年に二千九百万磅の正貨公債を發行して之を消却したり。然れども歳入不足は益々増加し遂に伊國公債の金額は五億八十一万五千七百七十磅にして其年費二千三百餘万磅となるに至れり。此中六百万磅以上は前各政府の遺債にして千八百六十六年の戰爭も大に其原因を爲せること勿論なりと雖も、大なる原因は平年に於ける豫算不足の絶へざるに存し、延いて漸々今日の大負擔となるに至りしものと云ふの外なし。

第六篇 國公債史

露國の財政は永く紙幣の變動と其の歴史を共にせり。従て公債史の大部分は殆ど紙幣變動の歴史と稱して可なり。蓋し露國政府の財政信用は(一)政府銀行の借金よりの借入(二)不換紙幣の發行(三)並に不利益條件の外國債其の他小許の内國債を以つて千八百六十年迄維持せられたるの有様なりしなり。其の中に付き外國債は千八百十八年始めて起債せられたるも、當時露國財政の外國に對する信用強固ならざりしかば其額極めて少なく利付内國債亦た殊に甚だ少なし。其巨大なるものは銀行借入金及紙幣の發行なりと云ふべし。而して銀行借入金の如きは一定の限度ありしが紙幣の發行に至りては歳計の不足に應じて多々發行せられ千八百四十三年に至りて紙幣の爲めに露國の信用は全く破産の情況を示めせり。何となれば此の年に至り政府は遂に銀貨と交換し得べき新紙幣を發行して新紙幣一留を以て舊紙幣三留に交換することゝなしたればなり。是れ尙ほ整理を怠疎すべし。然るに後十年を経て千八百五十三年クリミア戰爭起り、千八百五十六年迄四年間歐洲全土を敵としたるの結果、殆ど八億ルーブルと云ふ非常なる財

政蝕損を生したりしかば政府は一方に於て二億二千万ルーブルを政府銀行の積金より借入れ、更らに紙幣を増發して從來三億千万ルーブルに留まりし紙幣を七億三千万ルーブルに増加せり。此の紙幣は始め千八百四十九年九月一日の勅令により政府銀行が支拂保證をなせる兌換證券なりしが増發の爲めに正貨準備減少し紙幣發行に對し十分の一にだも足らざるの準備となりしかば千八百五十六年己むなくして兌換を停止せしより以來、強制的信用證券となれり。斯くの如くにして銀行公債及不換紙幣は千八百六十二年に合計十三億七千五百三十八万五千留に達し、時の皇帝歴山二世、鋭意財政の整理を計りしもクリミア戦争後税法改革を行ふと同時に民力休養及交通の發達を計るか爲めに農夫を領主より救解して之に私有地を買與し、其他鐵道會社を補助する等に經費を要し、之か爲め巨額の内外公債を起し、千八百七十一年一月一日に於て財政の出入漸く平均を示めしたるに拘はらず、其の負債高は合計十九億三千三百三十二万五千留(内農民土地救贖代の公債八億五千万留)の内外公債の外に七億五千万留の不換紙幣を存したりと云ふ。爾後千八百七十五年迄の三年間は歳計均衡し時に少からざる剩餘

を呈したることありしが、千八百七十七年バルカン半島に國際紛議を生じ謂ゆる露土戦争なるもの起こり、此の戦争に因りて生じたる總費額は無慮十三億三千万ルーブルを示し、之か爲め千八百八十一年迄に内國債九億百五十万ルーブルと紙幣五億四千三百万ルーブルとを増發するに至り、千八百七十九年一月一日に於て紙幣の現在額は十一億八千八百万ルーブルの巨額を見たりと云ふ。従て紙幣の價格暴落して僅かに六十哥となれり。是に於てか千八百八十年歴山三世以來財政を調理し各省大臣が豫算外に負債を爲すことを制限し、大藏大臣ウイシユチグラトスキイ氏の手腕に依りて普通歳入の超過を計ると同時に一方に於ては紙幣價格引上の方針を採りて正貨吸收の爲めに三分利付一億留の金貨外債並に四分利付三千万留の内債を起し、其の收入を帝國銀行の紙幣引換保證基金に供し、漸く以て千八百八十五年に至り紙幣を減縮して十億四千六百三十一万留となしたるのみならず、他方に於ては千八百八十七年以後正貨蓄積を目的とする貿易政策を採り、千八百九十二年を以て帝國銀行及國庫の金貨貯藏高三億九百万留を増加し、千八百九十五年に至り金貨紙幣との間に一定の歩合を定め紙幣を國庫及鐵道運

實の收納に通用せしめ其の價格を維持することを待たず。政府は斯の如くして一方に兌換制度を恢復すると同時に千八百九十二年藏相ウイツテ氏の財政政策により千八百九十五年現在に於ける國債總額五十五億八千九百萬ルーブルに向つて大なる公債借換法を斷行し、五歩利付の銀行公債及東方事件公債を四分利に借換へ、依りて以て年額二千三百萬ルーブル以上國債費を節約し、鐵道収益酒精專賣及關稅引上の收入政策を擴張して近時歲計の剩餘を見るを致せり。而して現今千九百年に於ける露國公債高は尙ほ六十六億五千萬ルーブル(圓)を示めし其の年々の國債費は三億六千五百万ルーブルなりとす。

第二節 日本公債史

我國明治維新以前封建の制度行はれたるときに當りては各藩の諸侯政令を異にし一定の律あるなく、殊に財政の如き尤も正確を缺き用度の不足ある毎に藩内若くは他藩の富豪に借り、米穀の債あり、金錢の債あり、又た藩札の發行あり、而して之か借入及償還の方法は確立せざりき。然るに明治二年六月各藩版籍奉還の事あるや、爾して府藩縣の政令を統一し、三年九月十日藩制を施行し、舊藩主を以て知藩事

となし、其の華士族等の爲めに家祿、賞典祿を制定して一種の自治制に準せしめ、同三年又た運輸、物産、一般經濟の發達を計らん爲めに九分利付外國舊公債を倫敦に募集し其額四百八十八萬圓と稱す。翌四年七月更らに藩制を廢して三府七十二縣を置き知藩事の職を解きて全く封建を破り郡縣の制となすに及んで政府に於て舊藩債を負擔し、藩札の引換に任し、祿制の處分を爲さざる可らざるに逼り、四年十二月二十四日の布告を以て先づ舊藩債處分の大計畫に着手し、同十二月及五年五月太政官達を以て藩債調査申出の期限を定め此の申出の調査に基きて六年三月八十二號太政官達を以て藩債處分法を公布し、之れを施行する爲めに新舊公債證書發行條例を發布し、藩債を改めて政府の公債となしたり。蓋し藩債の總額は三千百二萬三千八百八十圓にして其の内現金を以て償還せるもの七百六十三萬二千百八十八圓を除き他の二千三百三十九萬九百圓は此公債を交付したるものとす(舊公債と稱するもの一〇、九七二、七二五圓にして新公債と稱するもの一、二四一、八一七五圓)。次は即ち藩札の引受にして政府は之か爲めに二千二百九十一萬百五十二圓の新紙幣を發行して舊藩札の引換に應じたり。然るに是より先き

七二
政府は維新以來國費多端金穀の缺乏に應ずる爲め明治元年四月十九日布告を以て太政官札四千八百万圓の發行に着手せしより引繼ぎ民部省札、大藏省兌換券、開拓使兌換證券及新紙幣等合計七千三百三十二万五千四百四十四圓を發行しありしかば紙幣下落し銀紙の差著しく懸隔し不換紙幣濫發の弊害續發し來れるを以て茲に紙幣整理の必要を生じ遂に明治六年金札引換證券發行條例を以て金札引換公債を發行し、金札を政府に納めて之に代はるの公債證券を受取らしめ、其證券金額に對して政府より六歩の利子を付與することゝ爲し、最初先づ六百六十六万九千二百五十圓を付與したるが如し、後ち十六年改正條例によるもの七、九、二、九、九〇〇圓あり、第三は、株、制、處、分の方法にして、既に封建制度を破りて中央集權となりたる以上は、株、制を維持すへきにあらず。秩祿は奉還せしめ、家祿、賞典、祿は廢せざるへからず。從つて之か善後の策又たなかるべからず。是に於てか明治六年七分付外國新公債千七百七十一万二千圓を募集して秩祿奉還者の就業資金等に供し、更に七年に秩祿公債千六百五十六万五千八百圓を發行して其の不足を補ひ、九年に家祿、賞典、祿を有したる者の爲に金祿公債一億七千三百九十万二千九百圓を發行

して之を交付し、十年舊神官社配當公債三十三万四千五十圓を發行して舊神官社領の沒收に代へたり。斯の如く國費多端の際に於て同十年に西南戦争は九州に起れり。政府は之か鎮撫の爲めに^金損札引換豫備として存せる新紙幣二千七百万圓を發行したるも尙ほ足らずして第十五國立銀行より征討費借入金として高利に千五百万圓を借入たり。之に加へて十一年に政府は殖産起業の爲め、起業公債千二百五十万圓を發行し、築港運輸等の事業費に充て更に十六年に中山道鐵道公債二千万圓と二十年に鐵道費補充公債二百万圓を發行したり。斯くの如く公債及不換紙幣の發行益々多きを加ふるに伴ふて紙幣は下落し、公債も下落し、殆ど其極に達したるを以て此の二點に大改良を加へざる可らざる場合に立ち至れり。此目的に向て既に政府は明治十一年より一種の減債基金主義を採用し、年々歲計上に千万圓乃至二千万圓の償還費を設けて之を勵行し、爾來現今に至るまで苟も滯ゆることなく、次て十六年に金札引換公債條例を改正して、更らに七百九十餘萬圓の無記名公債を發行し、以て不換紙幣所謂新紙幣等を銷却するの計畫を立て、遂に十九年に至りて公債上及紙幣上の二大政策を確立せり。紙幣に關する政策は兌換

制度の確立にして公債に關する政策は整理公債條例の發布即ち之れなり。紙幣整理に關しては別に論ずるところあるを以て之を略し、整理公債に付てのみ一言せん。整理公債條例の目的は從來發行せられたる六歩以上の各種公債、金餘、中山道、金札引換、起業公債を五分の單一公債に借換へんとするに在りて其の豫定は一億七千万圓なり。是に於てか我國の公債は整理の緒に付き、其價格も維持せられ、現に海軍公債の如きは十九年の發行に係り殊に五歩利付なりしと雖も千七百万圓は平價以上に於て募集せられたりしを見る。斯くて憲法政治の二十三年に至るまで着々好果を生し其歳計上の減債費二千万圓並に整理公債金によりて減債せられたる有様は二十三年度末に於て實に左の如き現象を示めせり。

種別	利子	發行年	發行高	二十三年度末迄償還高	未償還現在高
外國新公債	九歩	明治三年	四、八八〇、〇〇〇	四、八八〇、〇〇〇	〇
外國新公債	七歩	六年	一、七二二、〇〇〇	六、五三一、八八〇	五、一八〇、二二〇
新公債	無利	五年	一〇、九七三、七三五	四、一六九、六三五	六、八〇三、〇八九
新公債	四歩	六年	一、四一八、一七五	一、八七六、〇〇〇	一〇、五四一、二七五
金札引換公債	六歩	六年	六、六六九、二五〇	二、六八九、一五〇	三、九八〇、一〇〇
鐵路公債	八歩	六年	一六、五六五、八〇〇	一六、五六五、八〇〇	〇
合計			一〇三、九四九、二三〇	七〇、九五三、六七〇	

金餘公債 全 十年 一七三、九〇二、九〇〇 一〇三、九四九、二三〇 七〇、九五三、六七〇

種別	利子	發行年	發行高	償還高	未償還現在高
全 五歩利付	五歩	十年	三二、四二二、四〇五	六五二、三八五	三〇、七六〇、〇二〇
全 六歩利付	六歩	十年	三五、〇〇三、七〇五	九〇一、三〇〇	二四、一〇二、四〇五
全 七歩利付	七歩	十年	一〇八、二四二、七八五	九二、一五一、五四〇	一六、〇九一、二四五
全 八歩利付	八歩	十年	九、二四四、〇〇五	九、二四四、〇〇五	〇
全 七歩	七歩	十年	三三四、〇五〇	三三四、〇五〇	〇
全 六歩	六歩	十年	一五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇
全 五歩	五歩	十年	一二、五〇〇、〇〇〇	一、七九九、〇〇〇	一〇、七〇〇、〇〇〇
全 四歩	四歩	十年	七、九二九、九〇〇	二〇、〇〇〇	七、九〇九、九〇〇
全 三歩	三歩	十年	二〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一九、九八〇、〇〇〇
全 二歩	二歩	十年	一七、〇〇〇、〇〇〇	〇	一七、〇〇〇、〇〇〇
全 一歩	一歩	十年	八八、一八二、三〇〇	〇	八八、一八二、三〇〇
全 無利	無利	十年	二〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇
合計			四〇〇、〇六三、三〇〇	一四六、八三六、四四五	二五三、二二六、八五四

公債の元高は以上の如く減債せられたるのみならず、整理借換の眞の結果として利子に於て年々の費用凡そ百六十九万四千七百十七圓を減少したりと云ふ。明治十九年は我財政史上の一大段なると同時に公債上の一大段なりとす。之よりして歳計は益々順境に向ひ、二十一年、二十二年の兩年度に於ては七百八十九万餘

四二十三年度に於ては七百五十一万餘圓の歳計剰餘金を生し、斯くて二十六年度末に至りては累計二千餘万圓の國庫剰餘金を見るに至り、此の間二十六年に鐵道公債を發行し六千万圓を十二ヶ年間に募集することに定め、以て鐵道敷設法(二十五年法律の第一期線を完了せんと企てたるの外、公債史上別に論すべきものなかりしが、二十七年七月の交俄然日清戦争起り戦争十一ヶ月に涉り戦費のみにて二億一千餘万圓を要し、之か爲め國庫は先づ第一に國庫剰餘金二千餘万圓を支出し、並に一時日本銀行より二千餘万圓を借入れたるも尙ほ足るべきなく、遂に二十七年八月軍事公債條例(勅令)を發布し、五千万圓を募集し、次いで同年十月廣島に於ける第七の臨時議會に於て臨時軍事費一億五千万圓の豫算通過したるの結果、軍事公債法を發布し、一億圓を募集し、次いで明治二十八年二月第八の議會に於て一億圓の軍事費豫算通過の結果、第二回軍事公債一億圓を増募することに確定せり。此の戦争は二十八年四月を以て平和に歸し、茲に軍備擴張の必要起り、軍備擴張は清國より得たる償金三億六千万圓の大部分を以て之に充て、事業擴張の爲めには別に其の臨時収入を求めざるべからざるに至り、政府は遂に一億三千五百万圓の

事業公債を募集して軍備費の補充、北海道鐵道建設費、官設鐵道改良、製鐵所創立費、電話交換擴張費等に充てんと決し、立法手續を踐みて二十九年三月事業公債條例を發布したり、此の外別に北海道鐵道費の爲めに同年九月北海道鐵道敷設法により三千三百万圓の公債を募集するとしなれり。此等の公債は漸くにして軍事公債一億二千萬圓、事業公債三千七百万圓、鐵道公債千七百万圓、及北海道鐵道公債百万圓を三十年度迄に内國市場及大藏省預金部に就きて募集し得たりしも、戦後物價の騰貴と各種行政費の膨張とにより、獨り普通行政費の激増を見たるのみならず、此時特種の官業費にも増加を生じ、事業公債の費途に於て千五百万圓鐵道公債の費途に於て三千五百万圓を増加せざるべからざるに金融運りに必迫して公債の募集困難を告げしかば、政府は内に於ては三十二年に地租所得稅、酒稅、藥煙草專賣率を増加し、三十一年度の公債事業費は一時償金より立替を仰ぎ置きて三十二年に四歩利付外國債一億圓を募集したり。此の増稅及外債の成功に依りて三十三年度の豫算も順況を表するを得たりと雖も、貿易上輸入大超過は尙未だ熄まず、正貨大に流出して金融の必迫は緩和するに由なかりし時に當り、三十三年七月の

頃北清事件爆發し戦費として三十三年度に二千二百萬圓、三十四年度に凡そ千三百萬圓を要することとなりしかば再び財政上の難關を見るに至れり、政府は此の難關に處せんが爲めに三十四年に於て酒税の増率、麥酒税、砂糖税の新設、其他關稅及葉烟草專賣率の引上を行ひ、其の見込收入二千百萬餘圓を得て戦費一時非常基金より支辨し置けり、及公債費途に充用すること、なせり、期くの如くにして公債の費途は先きには債金の立替に依り、次いて外債の募集に依り、而して三十五年度以後は普通歳入の支辨により補充したりしも尙ほ三十四年度以前に於ける未募集及實收差額ありしを以て之に對し三十五年十月に於て外國市場に公債の賣出發行五千萬圓を行ひ僅かに之を補充したり。今又試みに三十四年度末に於ける本邦公債の現在高を見るに吾人は左の一表を得たり。

本邦國債各年末現在高

種別	利率	廿七年度末	廿八年度末	廿九年度末	三十年度末	卅一年度末	卅二年度末	卅三年度末	卅四年度末
新公債	四分	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
舊公債	ナメ	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
合計		2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000

内 國 債	外 國 債		合 計
	七分利付外國公債	七分	
金 庫 公 債	五分	五分	五分
海 軍 公 債	全	全	全
整 理 公 債	全	全	全
鐵 道 公 債	全	全	全
北 海 道 鐵 道 公 債	全	全	全
軍 事 公 債	全	全	全
軍 事 公 債	全	全	全
征 借 費 借 入 金	七分五厘	七分五厘	七分五厘
統 籌 借 入 金	ナメ	ナメ	ナメ
軍 事 借 入 金	五分	五分	五分
台 灣 公 債	五分	五分	五分
計			
七分利付外國公債	11,107,111	11,107,111	11,107,111
鐵道公債	1,107,600	1,107,600	1,107,600
北海道鐵道公債	1,107,600	1,107,600	1,107,600
軍事公債	1,107,600	1,107,600	1,107,600
計	13,322,311	13,322,311	13,322,311

公債論 第四章 各國公債の沿革

本邦國債の現在高は三十四年末に於て前記の如く五億二千万圓に達し空前の高額を示めせり。其の利子のみを以てして平均五歩と見做し既に二千六百万圓なるが故に元金の償還を年額平均千万圓とするも國債費として本邦の財政は經常費中三千六百万圓を計算せざるべからず。此の三千六百万圓の國債費は償還の進むに伴ふて遞減すること論を待たすと雖も公債支辨の事業費に一大抑制を加ふるにあらざれば公債は更らに増加するの傾向あるか故に容易に其の遞減を見る能はざるの恐れあり。而して此の三千六百万圓は之を現時の經常歳入約二億圓に對し一割八歩を占むるが故に之を歐洲諸國に比して決して異とするに足らざるも本邦の信用及經濟狀況に於ては此の上、多くの増發をからんことを希望す。
(拙著財政の過去及現在參照)

第五章 公債と私債との區別

公債の性質を明にせん爲めに吾人は公債と私債との異同を辨すべし。之を公債の特質と稱す。公債も私債も共に均しく各經濟體が利用する手段にして信用の形式、信用の實力及信用の制度、機關の存在を待つて成立し、發達すべきは是れ兩者

の相類するところなりと雖も、公債は大なる共同經濟體の信用手段なるが故法律上特別の取扱を要求するの理由あると、其の經濟の範圍及期間、長大なるが爲めに經濟上大なる信用を有する理由あるとに依り、法律上及經濟上の差別自ら存せざるべからず。公債が法律上に於て私債と相異れりと云ふは素より形式上の特色に屬せり。其の形式上の特色は各國制度の異同に依り、其の取扱同じからざるも事實上の經濟關係に依りて支配せらるべきものなり。經濟上の特色も私債に對する性質上の差別にあらずして單に程度上の差別ありと云ふに過ぎず。學者往々公債と私債との間に畫然たる區別ある如く論ずるものあるも一は形式的にして他の一は程度上の差別に過ぎざるなり。

請ふ先づ經濟上に於ける公債の性質より論ぜん。

一、公債は公共財産を基礎とせず。
 私債の基礎たる私人の信用、實力は其の財産及資本に存するも公債は昔時に於て公共財産を基礎としたることあるに止まり今日に於ては財産を基礎とすと云はんよりも寧ろ經常收入を以て其基礎とす。是れ私人の收入は變動的なるも公共

團体の經常收入は確定にして繼續的なるを以てなり。歐洲の學者は舊來の因襲に依り各國公債額を論ずるに當りて各國公共財産の額に對照するもの少からずと雖も近時に於ける公債の元利償還は經常收入によりて支拂はるゝの外なきが故に公共信用の程度は經常收入を基礎として之を觀察せざるべからざるなり。

二、公債には永遠無期なるものあり。
公共團體の生存は永遠無期にして經常收入の動搖甚しからざるが故に其の發行する公債は永遠無期に存續し、單に所定の利息を支拂ふに止まるものあり。此の場合に於て所有者は其の個人觀察に於ては土地を所有せると同一の關係を有し、確定的に繼續して一定の收入を得べきの保證あり。之に反し私人は其の生存比較的短期にして法人の如きも解散を以て終了を告げ、其間支拂義務の資力常に動搖して止らざるが故に、其の發行する債券も概して財産を基礎とし、其の財産又た常に消長ありて永遠無期の支拂力を確證するに足らず、従つて私債には永遠無期のものあらざるなり。

三、公債の利子は低きを常とす。

抑も市場金融界の利子は資本利用の報酬と危険料とを包含するが故に普通私債の利子は皆な多少の危険を加味せざるものなしと雖も、公共團體の歳計は廣大にして確實なるが故に大なる信用を有し、殆ど危険料を包含することなし、従て其の利子は純然たる資本利用の報酬に過ぎずして常に市場利率の最下限にあるものとす。

次ぎに法律上に於ける公債の特質を論ぜんに

四、公債は義務の履行に關して制裁なし。

私人又は私法人の負債は裁判所に依りて履行を強制せられ破産の制裁を受くべきも公債は斯くの如きことなし。バスタープル氏曰く國の破産は其の儘に**不法**の手續なりと。蓋し國家は其の義務を履行せざらんと欲せば義務の基礎たる法律其者を變更廢止すること自由なるを云ふなり。是れ公債と私債と其の償還の義務に於て大に其趣きを異にするところなり。然れども公共團體は其の信用の確實なるのみならず債權者を包含せる人民の議會ありて其の歳計に關し事前及事後の監督を行ひ、無計畫の起債を制し、償還義務の實行を促がすの方法存在せり。

故に内國債に關して國民の輿望に反し其の義務を放意する如きは實際上あり得べきことにあらず。次ぎに外國債の場合と雖も若し外人の希望に反して國債の償還を爲さざるときは國際上の問題を惹起し不測の事況に遭遇すべし。現今尙ほ未だ國際法上の原則とはならざるも外人に對する國債償還の義務は蓋し將來に於て國際法上の一條項たるべきや疑を容れず。

以上國內及國外に於ける政治上の勢力は時に或は充分の制裁を價せざることにありとするも更らに一の自然的制裁あり。是れ即ち經濟上の制裁にして國家及公共團體は公債不償還的の爲めに内外の信用を失し再び將來に向つて自己の信用を發展するの餘地なきに至るのみならず其の公債の價格は低落して産業界は擔保に取引に融通の途を縮減し個人の資産を減し産業に損失を與ふることなきを保せず。而して産業にして損失を蒙むるときは延いて國庫の租稅收入に影響を及ぼさざるを得ざるべし。

五、公債は隨時償還を以て法定の原則とす。

私債は債權者の利益を重んじ償還に一定の期限ありて其間債務者の利益を以て

隨意償還を爲すことを得ざるを原則とす。之に反して公共團體は公共經濟の利益を重んじ特別の法律を以て財政の都合に依り隨意に償還することを得ることを法定せり。故に公債償還の最長期限を法定しある場合に於ても其償還年額は之を法定せずして之を隨意にし、又た緩令償還年額を法定する場合に於ても中途借換の整理方法に依りて隨時に舊債を償還することを得せしむ。

第六章 公債の利害

公債の利害論に付きて古來學說二つに分る。古昔信用を以て富財を新造するの効益ありと認めたる學說は一切の公債亦自ら一國の富を増加するものと思考し、公債は金礦なり、公債は現實の練金術なりと稱せしが、此の時代に於ても亦反對の學說ありて公債は何等の效益あることなく單に右手より左手に富を移すの力あるに過ぎずとせり。ポルテイヤ氏の如き之れなり。氏は内國債に關して此の如く主張し、更らに外債の場合に於ては貨幣を外國に持去らるゝの害ありと論ぜり。蓋し公債は資本の轉換に依り間接に富財新增の原因たることあるも、富財其者にあらざるが故に、公債の爲めに一國の富を増減すと云ふ如きは富財と所有權の證

書とを混同したるの説にして素より正當ならず。十八世紀に至り英佛國債の發達を見るに及て政治及社會學者間に國債效益論上進歩せる意見を表示したるも少からず。モンテスキュー氏の如きは公債の效益を非認し従つて公債の借換並に減債基金法を賛成し、アダムスミス氏の如きも反對の語調を發表せり。氏の説によれば此の如く絶へず増加するところの英國國債の結果は遂に必ず英國をして破産せしむべしとせり。然れども實際は之に反し、爾後英國の國債は益々増加するにも拘はらず、英國の財政及び經濟は能く之を負擔して却て繁榮の傾きあり。次いで英佛の戰爭起り、之が爲めに巨額の國債を起さざるべからざるに際し、シンクレヤー氏及ハミルトン氏現はれ、前者は國債を賛成し後者は甚しく之に反對したり。シンクレヤー氏曰く公債は戰爭に處する新法の必然的結果にして利と害とは相平均するものなりと。之に反してハミルトン氏は戦争の期間と平和の期間とを比較し、戦費の年額と平和の年額貯蓄とを比較するに各戦争毎に起すところの國債多くして其後を承けたる平和間の償還額は甚だ少なきの有様なり。果して然るときは其の結果として國債は永久増加の傾向ありて結局一國

の増ゆべからざるの程度に達せざるべからずと。ハミルトン氏に次いで此の公債論の勢力を明かに表示したるの形跡あるものはリカード氏の基金制度論なりとす。氏は此の書に於て公債よりも租税に依るの優れるを主張し、其理由を述べて曰はく、第一に租税に依るとせば無益なる出資を抑制することを得べし。何となれば重税は人民の尤も不快に感ずるところにして政府の尤も恐るゝところなればなり。第二に課税は人民の歳入に歸落し、公債は資本の上に歸落するの傾向多きものなり。故に大體上國債は租税よりも不可なるものなりと。リカード氏の此公債論に流を汲みて比較的斬新なる意見を表示したる者はチャルマー氏なり。氏は其千八百三十二年の著經濟學に於て抑も公債制度なるものは經濟上に不利にして且つ勞働者に對する抑壓なりと斷言し、如何なる方法を以てするも公債は流動資本を奪ふものにして其結果は勞銀を減少し資本家を利するものとせり。氏の説によれば公債の爲めに國の蒙むる負擔は二重三重なり。第一は公債募集に於て第二は利子の仕拂に於て、第三に元金の償還に於て皆之れ國民の苦痛ならざるはなきなり。次いで、スチュエワート、ミル氏も亦た自己の勞銀基金説

を根據として、チャールマー氏の所論に賛成を表したり。然れども斯の如くんは結局公債は起すべからず一切の費用は普通の歳入を以て之を支辨せざるべからずと云ふに均しからん。

然るに實際の財政は斯の如くなる能はずして公債の利用頗る流行し、實際家は皆一様に公債制度の必要を認めざるべからざるに至り、遂に獨逸に於てヤコブ、マルクス、ロウチベニユス氏等の徒をして學説としても公債制度の正當政策たることを主張せしめたり。殊にドイツ、エルの如きは明かに公債制度を以て非常費用を支辨するの正當方法なりと斷論し、其論據として主張して曰く、抑も國家は社會の無形資本の一部にして其の職務の爲めに社會の支辨する各種の非常費用は實際に於て資本の投下を意味す、故に實際資本の負擔に歸すべき此の費用の爲めに收入の負擔たるべき課税を以てするは之れ實に帳簿上の誤謬たるのみならず、負擔者に對して不正なるを免れず。要するに公債の發行は進歩的國家の事業として尋常の事業にして課税は却て非常の事業に屬するものなりと。然れども斯の如きは亦極端に失して現實の財政制度に適合するものにあらざるなり。

近時米國の博士、アダムス氏は其著財政學に於て公債の効果を論じ、其の政治上、社會上、及び產業上の三害を指摘せり。

氏は第一に政治上の害として公債は政府の政略を移し之を行ひ易からしむるに在り、と云へり。是れアダムス、ミクス氏が公債は戰爭を奨励すと云ひ、リカード氏が公債は無益の消費を奨励すと云へると同一の觀念を表するもの也。然れども立憲政體の憲法は公債も租税と均しく國民議會の監督を條件とせり。勿論議會の協賛上に於て公債は間接税の如く直接税に比して其の通過容易なりと雖も、又た一方に於て租税協賛の困難なること若くは臨時費の性質上租税支辨を不利とする場合なきにあらず。若し此の場合に於て公債の方法ならんには絶對の困難を感ぜざるを得ざるべし。氏は次に外債の場合を指摘して弱國は外債の爲めに政治上の自主權を奪せらるゝに至ることありと論せり。是れ戰爭若くは内亂相繼ぎ國幣運りに宛乏を告げ、遂に外債の力を借るに至れる場合に於て小弱國が往々實驗する所なるが故に決して絶無の事と云ふにあらざるも斯る場合は國家存亡の係る所にして利害一概に斷定するを得ざるものあるを斟酌せざるべからず。

而して取用以外の公債に於ては直接又は間接に富力を開進するが故に縦令外債に依るも尋常の場合に於ては斯の如き恐なかるべきの理なり。歐米諸國が一方に於て公債の増加を見つゝ他方に能く国力の繁榮を見る所以亦た之を證するに足るべし。

た〇

第二に氏は社會上の害として公債は財産不平均より生ずる現在の階級關係をして益々増進せしめ國民の間に於ける利害の衝突を甚しからしむと云へり。是れ公債は其の利子を租税によりて支拂ふものなるが故に資本家の利殖を便にし非資本家の負擔を重からしむるの結果を觀察したる者にして何人も全然之を否定するを得ざるは明かなり。然れども其は公債の種類租税制度の如何並に公債金の使用方法に依りて然るものにして一概に斯く斷論するを得ず。否な縱令へ戰費又は歲計補缺の爲めにする内國債の場合と雖も若し小額面の流通的公債を以て發行する如き方法を探らば多少其の害を避け得ざるにあらざるべし。

第三に氏が産業上の害として公債は資本を吸收するが故に産業上の狀況を改變すべしと論したるは尤も有力なり。此論はサウーパルマン氏以來幾多學者の痛論

するところなるも氏は特に此の影響を論するに當り公債の性質起債の條件及び吸收せらるべき資本の資源如何に大なる關係を有することを注意し三種の場合に分ちて之を詳論したり。其の三種の場合とは一に曰く普通の利率を以て起債せる場合二に曰く高利を以て起債せる場合三に曰く非常の高利を以て起債せる場合即ち是れなり。

三種の場合中普通利率起債の場合に於ては政府の吸收する資本は社會の生活費又は既定産業の擴張に向はんとするに過ぎざる謂ゆる自由貯蓄(遊金)より來り別段之か爲めに貯蓄心も獎勵せず又た既定事業との競争も起らざるが故に殆ど産業界に影響なしと斷定せり。次ぎに氏は高利起債の場合に關しては之に依りて吸收せらるべき資本の資源を三別し若し(一)其の資本が個人生活費の貯蓄より吸收せらるゝときは社會の消費的貨物に對する需要を減し此種の貨物の生産者をして一時困難を感せしめ延いて他の産業に多少の打撃を與ふべきも政府が公債金使用の結果は多少此の傾向を抑制すべし戰費支辨の場合と雖も産業打撃の爲めに失業せる従業者は軍隊使用に於て其の用途を取得すべし。若し又た(二)其の

資本が當時格別の利益なきか若くは一時需要の變化によりて不利益なる産業の廢止より來れるときは社會の需要に適合せる有利的の既定産業には消長を來すことなきを以て敢て憂ふるに足らず。若し又(三)其の資本が普通有利なる産業より更に利益増加すと云ふの自利動機に基きて來るときは貯蓄を奨励し之を貯蓄せん爲めに既定の産業に一層の勢力と熱心とを加ふるに至るべし。但し此の場合には多少有利なる産業を廢止せしむるの傾向あるが故に其の何れか多くの働きを爲すやは一既に論定するを得ず。要するに三種の場合中第一種の場合には殆ど産業界に影響なく第二種の場合には稍々資本の所在を變改するも公債が總會となりて商業關係は調和するが故に結局は利なりと云ふに歸す。然れども第三種の場合即ち非常高利の起債に關しては氏は概して尤も不利なる結果を受くべしと斷定せり。何となれば此の場合に於ては資本に對する産業者と政府との競争甚しくして此の競争の爲めに産業界の資源は租税を以てするよりも著しく吸潤せられ限界利益の境界 *Margin of Profitable return* に存する劣弱の産業は廢止せられて租税の資源益々減少し殘餘の被税産業をして年額の負擔を加へしむ

るを以てなり。且つ夫れ非常高利の起債は比較的不利益の産業より資本を除去して物價を騰貴せしめ以て殘存の産業をして非常の利益を取得せしめ公債の負擔をして國民の一方に重く他方に輕らく感せしむるの不公平を生ずることあり。要するに第三種の場合は尤も不利なりと斷定せり。

アダムス氏の効果論は以上の如し。其の中に就吾人は氏の謂ゆる政治滯上及社會上の害なるものに関して單に事態の一面のみを觀察したるに過ぎざるものとして論評の價值なきを認む。而して其の謂ゆる産業上の害に關しては議論周到にして大紳吾人の意を得たるを信すと雖も公債の効果としては利益として列挙すべきものあるに依り利害相對照するにあらざれば効果論として完全を缺くの恐あり。故に吾人は以上幾多の學說中重要なる利害論並にコンラード及バルグレ「ブ氏の編述せる所を列挙して逐次之を論評し最後に吾人の見解を示めさんと欲す。

第一公債の利益とする點。
一公債は安全有利なる投資の方法となる。

公債は其の安全なるが爲めに利率の高からんよりも寧ろ投資の安全なるを欲する者實の貯蓄者に對し屈強の投資方法を供給し其の適當の利子あるが爲めに内國資本の外出を防ぎ同時に社會の貯蓄心を獎勵す。之に對してアダムス氏は普通利率の起債に在りては別段貯蓄心を獎勵することなしと論せり。然れども生活費又は産業擴張に向けられんとする遊金を政府に吸収し之れに普通の利子を附することとする以上は多少貯蓄心を獎勵せずと云ふことを得ざるべし。又たコンラード氏はニベニユース氏の説に依り政府は有資者をして資本の利用を容易ならしめ自己の勞なくして其の利益を享有せんとするものを保護するの必要なきが故に斯の如き公債の効果は之を是認するを得すと論せり。然れども資本家をして其の放資を便ならしむるは獨り資本家のみの利益なりと遮断すべからず。此の資本の使用に依りて社會の利益を擧ぐるを得ば延いて資本家以外の階級にも利益を享受せしむることを得るの理なるが故に吾人は之を採らざるべし。

二、公債は資本の新設を爲すものにあらざるも資本の轉換によりて資本の利用を一層有効ならしむ。

政府が公債を募集するや先づ貨幣資本の媒介に由らざるべからず。而して其の貨幣資本は元來一の流動資本の變形せられて銀行其の他の場所に貯蓄せられたるものに係れり。政府今之を吸収して之を支出し再び特別の資本に轉換するものとするときは此の特別の資本は一層高き利用に接するものと推定するを得べし。且つ夫れ斯くの如くして發行せられたる公債は市場の流通證券となりて各個人經濟の間に資本の轉換を媒介し若くは銀行及事業會社の準備金又は着實なる良民の貯蓄手段となり、以て資本の効用を増加し其の數量を増加せしむるの効果を有す。但し其の果して斯くの如き効果を擧げ得るや否やは時の狀況が果して斯くの如き流通媒介を要するや否や並に其の資本の使用方法如何に關係を有するが故に一概には論すべからず。

三、公債は國內の自由資本又は國外の資本より比較的低利に募集せらるゝが故に之を以て國內に於ける収益的公共事業に投下するに於て其の効果大なり。蓋し公債は概して私債よりも低利なるを常とす。故に一國の事業を起すに當り私債によるよりも公債によるを以て獨り國庫計算に於て利益なるのみならず、社

會全體より計算し、將來社會階級間の不平均關係より觀察するも資本家に高利を得せしめざるの利ありと云はざるべからず。但し其の庸ゆる公共事業が社會全体の利益に合致せずして單に一階級又は一地方に限らるゝとき並に時として非常なる高利を公債に附せざるべからざる場合に於ては此の効果を擧ぐること能はざるものなり。

四、公債は現代の負擔を軽くし利子に於て元金に於てこれを後代の共同負擔に落つし全負擔を長期間に平分するの效果あり。此の效果は最も重要なり殊に一國が巨大の臨時費を要し其の使用は單に現代に効用を呈するのみならずして將來にも効用を及ぼすべき場合に於て然りとす。例へば國家に於て鐵道、運河、大港、鐵道及橋梁を建設する場合の如き、又た地方團體に於て市街鐵道、瓦斯局、水道等の事業を起す場合の如き是れなり。此の關係は國防に關する設備の經費に對しても殆ど同様なり。何となればマツカコツタ氏の云へるが如く吾人の領土の維持及増加、吾人の權利及自由の保護、吾人の海陸に於ける優勝は實に公債の實果とし、將來吾人が國防に消費する血液及財寶の代價として見るを得べければなり。

會は之が爲めに人口に於て富力に於て増進を博するものとせば吾人及吾人の國家に採り農業、工業及商業に關する投資と其の結果少しも異ならざるが如し。

五、公債償還の負擔は自然に減少するの傾向あり。

此の傾向は積極的に公債の効益なりと稱すべからざるも公債に關する一種の利點なりとして數ふるを得べし。蓋し貨幣の價格は漸次下落するが故に之を以て支拂の本位とするところの公債義務は其の償還の日に及んで輕減と同一の結果を得べく、若し假りに貨幣の價格は下落せずとするも國民の進歩及繁榮は益々進んで止まざるが故に後代に於ける負擔は自然輕減と同一の結果を見るべし。殊に公債と私債との差別の一點は公債に於ける隨時償還權に伴ふ低利借換の便法に在るが故に金利低落の傾向に従ひ後代に及んで之が借換を行ひ積極的に負擔を輕減することを得べきなり。

第二、公債の害とせらるゝ點。

一、國內の起債は流動資本を收去し産業を阻害す。

此の點に關しアダムス氏は普通利率の起債に依り國內の遊金より資本を吸收す

るときは産業界に變動を加ふることなしと論せり。然れども自由なる遊金なりと雖も此の遊金は國民經濟が新投下を待つて資本を作成すべき準備資源なるが故に既定産業の擴張を抑制するの憂なきにあらず。而して若し更らに一步を進めて高利の條件を以て産業資本を吸収するに至るときは産業界の資本は緊縮を告げ、普通利率の貸借は更らに土地又は家屋等の擔保を請求し、産業界に於ける資本の融通を抑制すべし。殊に政府の公債は臨時費の補充にして資本の固定を常とするが故に之を産業界に還元すること甚だ遅く、一時産業の方向を變改し若くは之が發達を抑制することなきを保せず。然りと雖も公債利率の高下及び流動資本の固定は大に國民の應募力並に政府に於ける資本使用の如何に關係を有す。國民の貯蓄に基く應募力大なるときは公債の利子は高きを要せず、又其の公債金の使用にして鐵道及電信等に投下せらるゝものなるときは一方に資本を固定するも他方に其の建設に應じ産業の發達を助長し産業界をして收去の資本を回復すると同一の効果あらしむべきなり。

二國內の起債は資本家を利し労働者を抑壓す。

國內債は内國の流動資本を政府の用に轉換するが故に産業の勞働基金を減じ、労働の需要を抑制し、資本家は利子の騰貴に依り獨り利益を享受するの傾きあり。然れども其の政府の用に吸収せられたる資本が一種の政府事業に投下せられし労働者の需要を此の方面に喚起するときは勞働は決して低落せざるべく、又た資本家も既に投下せる産業より引揚げて之を政府の用に供したるものとすれば其の享受する利益は政府が之に依りて一般社會の利益を擧ぐる爲めに使用する効果に對して相當の分前にあらざるべきか。唯た此の場合に於て労働の需要が民間に失はれたると同時に政府に於て増加せず、又た其の労働の種類も同一ならざることあるが故に一時労働者の或者に困難を與ふることあると、又た政府の舉行せる公共の事業が往々にして却て資本家に利便を與ふる割合に労働者の利便を増加する能はざることあるを恐るゝのみ。

三、外國債は起債の時物價を騰貴せしめ、支拂の時正貨を流出せしむ。

外債は外國の資本を吸収するものなるが故に國內の資本を收去することなく、労働者を抑壓するの憂もなく、寧ろ外資の使用に依り資本を増加し労働の需要を擴

要すべし。是れ外債は之を内債に比して其の經濟上に於ける効果大なる所以なり。此の効益は外國の利率が内國の利子よりも低率なるときに於て益々良好にして又た國內資本の使用報酬の高さに従つて益々良好なるものなり。唯た其の害とするところは起債の際貨幣の取寄により往々にして物價の騰貴を促かし、其の後ち久しく外國に對して年々の利子支拂を負擔し、謂ゆる買國の地位に立ち、而して遂に元金償還の時國內に於ける如く隨意の取扱を爲すを得ず、金融の急激之が爲めに起り、爲替の逆勢之が爲めに現はるべし。甚しきは貨幣制度の基礎を動搖し又は財政負擔の重壓によりて強國の干渉を誘致することなきを保せず。然れども此點に關しては其の外資取寄の方法、資本使用の方法、起債の條件並に起債額多少等に大なる關係を有することを知らざるべからず。若し一國が爲替の俵用に依りて外資を取寄せ之を鐵道、郵便、道路の修築等に使用するものなるときは其の害少くして効益の大なるを見るべきなり。コンラッド氏は不幸なる戰爭の後の如きも必要上外資を以て之を補充するは非難すべからずと云へり。然れども外資によつて負擔を後世に分移し國力の發達を待つて後代の負擔を軽減するを

得べきを以てなり。

四、内國債は人爲的に利子を騰貴せしむ。

現今の經濟状況に於ては漸次利率の低落せんことを望まざるべからざるに、公債はして事業に重要な資本を吸去するときは勢ひ利子を騰貴せしむ。従て一方の勞動力をして資本の補助を減少せしむるのみならず、一物生産に通して必要なる收約的活動を困難ならしむべし。内國債は成るべく速かに償還すべきの理由亦主として茲に存するが如し。

五、公債は現代の社會をして繼りに多額の負擔を後代に移させしめんとする傾向あり。

此れ公債の利益點として數へたる第四項に反對するものにして蓋し現代の人民が公債によりて、目前の支出に對する負擔を成るべく後代人民の負擔に移し自ら負擔の輕さを得んとするによるものなり。此の如きは普通費の一部が公債收入に依りて支拂せらるるとき即ち歲計欠損の場合に於て古來屢々行はれたる所にして是れ尤も注意せざるべからざる點とす。

以上論ずる所に依りて之を見るに公債の利害は全體としては容易に判定するを得ず須らく吾人は(一)起債の條件(二)公債應募の源資(三)公債金使用の方法(四)起債の種類を區別して論定するを要す。而して其の結果吾人は普通利率に依りて國內自由資金若くは外資より募集し之を生産的の政府事業に投下する公債を以て害甚た少ふして効益の甚た大なるを認むるものなり。

第七章 公債の應募力

公債の効果は其の種類、其の條件、其の使用 방법에依り利害一様ならずと雖も内國債に於ける起債の條件及使用方法に伴ふ害は其の之を募集する資源の豊歉に依りて救正することを得べし。而して起債の資源とは一に之を應募力と稱し社會の自由貯蓄に屬する資金の額に外ならざるなり。此の應募力を測定するの標準は素より一にして足らずと雖も今其の著大なるものを求むれば吾人は一般銀行預金貯蓄銀行預金、諸會社積立金、郵便貯金及公共基本金の數者に出でずと思ふなり。

一、一般銀行預金の二割

一般銀行の預金は概して貸付割引となりて産業資本に向ふものなるが故に公債の資源として大なる効用を爲すものにあらざるも金利にして激變の見込なきときは約二割強の遊金を有するものと見て支障なかるべし

二、貯蓄銀行預金の五割

貯蓄銀行は確實を旨とし常に預金の四分の一以上を公債にて準備し置くの要あるのみならず其の預金は普通銀行の如く割引及貸付に使用し得ざるか故に預金の五割は公債を以て保有するものと見做して可ならんか、但し本邦の貯蓄銀行の如きは預金の運用に制限なく從て無謀の運用を爲すもの多きが故に之を以て律すべからざるが如し。

三、諸會社積立金の五割

諸會社の積立金は法定積立配當積立、其他特別積立等ありて其の現金は利殖の爲め全部有價證券を以て保有せらるると雖も株券、債券等に投下せらるるものも少からざるが故に公債に向つては約半額に過ぎずと見るを適當とす。

四、郵便貯金の殆ど全額

郵便貯金は最も確實を旨とするが故に殆ど全額を擧げて公債に投下し置くを例とす、但し各地引出の準備及回送中のもの約一割を存すべきが故に精密に計算すれば凡そ九割の應募力と見るを安全なりとす。

五、公共基本金の金額

公共基本金は地方團體、官公立學校の基本金にして其の利殖は一定の目的に使用せられ基金の一部も時に支出せらるゝことありと雖も、^貯金額は公債の資源なりと見做して可なり。

此等の外、各種公なる保證金、一私人の私蓄の如き皆な起債の資源たりと雖も明かに之を測定するの標準なし。

以上各種の資源にして増加すれば起債の條件は自ら變更せらるべく又た其の不生産的の使用も幾分其害を避くるを得べし、唯た茲に注意すべきは以上各種の資源にして増加するも之を資源とするものは獨り公債のみにあらずして必ず産業資本の需要も起り來るべく又た公債にも國債と地方債との競争あるべきが故に政府が起債せんとするに當り、^需應納すべき方面は單に此等資源の増減のみに止ま

らざるべきも起債の結果著しき苦痛を産業界に與ふるや否やを決定するの標準とするには此等資源の増減及び之に伴ふ金利歩合の外に存することなきなり。

第八章 公債の分類

公債は一言を以て蔽はんとすれば公共經濟の信用手段なりと稱するの外なきも其の種類は沿革上及現實上頗る多數なるが故に此等各種の公債に關して學理上の講究を試みんとせば吾人は勢ひ先づ此れを適當の分類に編整せざるべからず。

此の分類の法に二種あり。一は則ち起債に關する重要な事項を個々に觀察して各事項に依りて之を分類すること、其の二は則ち起債に關する重要な事項を個々に觀察せず起債及償還に關する各個の條件を包括して公債其の者に對し行政法上の觀察に依り又は財政技術上の觀察に依り適當の分類を爲すこと是れなり。

故に吾人は先づ第一に起債に關する個々の條件に依る分類に従ひ第二に行政法上の觀察に依る分類、第三に財政技術上の觀察に依る分類に従ひ順次之を講究し、後に適當の分類を撰定し此の分類に屬する公債の種類を列擧し、以て後章に於ける講究の基礎となさんと欲す。

第一節 公債の要件に依る分類

公債要件中重要なるものは一曰はく起債権の性質二曰はく起債の條件三曰はく起債の方式四曰はく起債の目的なるが故に吾人は之に依りて公債の種類を分類することを得べし。

第一 起債権の性質に依れば強制公債及任意公債。

一 強制公債 (Zwangsanleihe)

強制公債とは國家が威力を以て國民の全部又は一部より有償又は無償にて借入募集する公債の類にして、直接強制の公債と間接強制の公債との二種あり。

甲 直接強制公債

直接強制とは國民各個人の財産に割合ひ直接に一定の資金を請求する方法にして、彼の財産税に類似するが故に信用手段たる公債と云はんよりも租税と稱すべきものなり。人呼んで租稅的公債 (Steueranleihe) と云ふは寧ろ寛なりとす。此の公債は往時德國(千七百九十三年)千八百十五年(普魯士)千七百五十年(普魯士)千七百六十年(普魯士)千七百九十四年(普魯士)千八百六十年(普魯士)千八百五十年(普魯士)千八百五十九年(普魯士)千八百三十八年(普魯士)

要て行はれざる如く國家は要上を遂行するに非ずと雖も其弊害甚大に決なり。何を云れば(一)國民の財産は到底完全に精査するを得ず、而して之が爲め其時を費用を少からずして急遽の需要に應ずること至難なり。(二)又其精査を期し難き國民財産に割合つること其割合上不公平あるを免れず。蓋し同額の資産を有するものにして同額の應募力を有せざるものあればなり。是に於て其施行上人民の感情を害し、或は反抗となり、或は抵抗となり、資本の供給容易ならずして國家の取入亦多からざるべし。假令國家が後日其償却を拘することありしするも、避金所有者と否らざる者とを區別すること難きか爲めに往々にして生産を害し、又は租借を起さしめ、生計上の困難に陥らしむることなきを保せず。(三)資本の缺乏を來たし金利を騰貴せしめ、内地産業を妨害するの程度は任意公債に比して甚だ大なり。(四)國家の信用を失墜し併せて國民の勤勉貯蓄心を感害すること亦大なりと云ふべし。

乙 間接強制公債

間接強制とは給付困難を以て任意に國家に供給せしむる資金を強制せず、又は國民に

對する國家の債務を辨別せしめて、之を代りに取立て證書を交付する方法なり。例へば物品供給者、公債証主、預金者とも等に對し現金の支拂を爲さずして時價若くは年額額面金額を以て新たに公債證書を交付する如き之れなり。佛帝、ナポレオン第一世が年債を以て公債證書を債主に強付し、爲めに政府をして失信の結果殆ど負債を起すこと能はざらしめたもの實例、歴史の證明する所にして極めて不當の政策なりとせらる。若し夫れ時價を以て債主に交付するは年債を以てするに比すれば猶ほ起すべきものありと雖も、證書を以て支拂はれたる物品供給者は之を賣却するに勞費を要すべく、此の勞費を償はんとすれば物品を高價に供給せざるへからず、又た公債証主が其元利の支拂として公債證書の交付を要するときは預金者の如き細民、大藏省證券購入者の如き商人、皆其資本を固定せられ之を所期の使途に投入するに由なし。彼れ若し強ひて之を賣却せんとせば損失を味なし、豫期の金額を得へからず。彼等の不便を感ずること甚しきは至り、復た政府に投資するものなかるへし。

要するに直接によるも間接によるも強制公債の不當にして且つ不利なることと以

上の如し。然れども往々國家財政の基礎鞏固ならず、取亂相繼ぎ、國費多端の時に際せば、勢の趨むく所往々之に頼らざるへからざるの場合もありしならん。今や各國財政整理し、戦亂の累亦昔日の如くならず、且つ國家は經濟人として強大なる信用を有するに至れるが故に此の信用に依り國家と資本家との間に任意に借入又は募集の方法を以て施行せらるゝを見る。但し支拂期限に遅れたる經費納期に先ちて徵收したる租稅若くは保證金拂戻の如き一種の強制公債は今尚ほ存する所なりと雖も其類極めて零細なりとす。

二、任意公債 (Frei willige anleihen)

任意公債とは相當の報酬を望んで投資するところの資本家に對し募集若くは特別契約によりて起債する方法にして、之を類別すれば愛國公債及び普通公債の二種となる。唯た愛國公債なるものは國民の忠誠心に依頼して低利に公債を發行するものなるが故に其範圍は一國內に限られ、従つて一國の流動資本を缺乏せしむるの害あるのみならず、募集上中煤機關として必要なる引受組合の助力を缺き常に成功せざるものとす。千七百九十六年に於ける英國の勳王公債 (Loyalty Loan)

の如き千八百四十八年に於ける佛國公債千八百七十年に於ける獨逸公債千八百六十六年に於ける伊國公債の如き皆之れに屬するものと云ふべし。

普通公債は之に反し強迫の性質を含まず情誼に訴ふることなく内外人民に對して利子歩合支拂期日元金拂込及償還の方法等を告げ自由の競争に依り之を利とする者をして募集に應せしむるを原則とし全く人民の利益に訴へ其の資本の放下を促かすものなるを以て公正にして且つ有效なること論を待たず本論中主として論述するところのものは此の種の公債なり

第二、起債の條件に依れば左記二種の分類となる

一、利付公債及無利息公債 (Verzinsliche und unverzinsliche anleihen)

此の區別は公債の有償なるや無償なるやの區別にして其の有償なることは現今に於ける任意公債の普通條件なりとす。昔時に在りては無利子公債の制、馬々行はれ諸侯に對する此の種の貸付に依り人民は其の代償として特權、免許、優先權、名譽及稱號等を享受したることあるは人の一般に知るところなり。任意公債に在りては無利子の制此の如く稱れ行はれたることあるは是れも強制公債に

在りては起債の基礎既に租税に類するものあるが故に殆ど常に無利子なりとす。

任意公債より強制公債に變したる場合に於て殊に此の徵條を認むるを得べし。

例へば佛國の「アッシニヤ」證券の如き其の始め利子付の任意公債なりしと雖も後ち財政上の困難によりて無利子となり、殊に強制の公債に變換して一種の不換紙幣なりと稱せらるゝに至れり。不換紙幣は強制公債の極度に達したるものとす。本邦維新の際に於ける舊公債の如きは無利子なる強制公債と稱して可なり。蓋し無利子と強制とは殆ど同一義なるの傾向あり何となれば無利子なるが故に任意の債權者を得るに乏しく、債權者を得るに乏しき爲めに強制の發行を必要とするの理なればなり。

二、保證付公債及無保證公債 (Versicherte und unversicherte anleihen)

保證付公債とは元利償還の擔保として起債の時、不動産又は一定の國庫財源の如き特別の抵償を供するものを謂ひ、爾ゆる公共の對物信用に基く公債なり。之に反して無保證公債とは單に財政全体の實力を基礎とする對人信用に基く公債の類なり。昔時の公債は概して保證付なりしが現今に於ては憲法制度發達し、財政

の組織確立し、資本家皆公共團體の仕持義務に對し安心を與ふるに至れるが故に概して無保證の公債制となれり。但し鐵道布設、掘削運河其の他の生産事業を起すに際し其の事業より生ずべき収入を以て元利償還に充つることとして公債を起すの例は之に無きにあらず。

○國に於ては一般に公債義務を官領地に附せりと雖も之れ單に形式上の標準とせず、*ドミニオン*と稱せらるる謂ゆる官領地抵當證券 (domanen pand brief) なるもの是なり。○*埃及*に於ても今日尙ほ公債に特別の擔保を附せり。然れとも其の他は皆支拂力に乏しき小國家の公債に之を見るのみ、例へば○*土耳古*に於ける千八百八十一年、千八百八十五年、千八百八十八年の公債。○*希臘*に於ける千八百八十七年及千八百九十八年の公債。○*セルビア*に於ける千八百八十四年、及千八百八十五年の公債。○*埃及*に於ける千八百七十六年、千八百七十七年、千八百七十八年及千八百八十五年の公債。○*墨士古*に於ける千八百九十年の公債の如き是れなり。千八百七十六年の希臘公債は煙草關稅及他の收入を擔保とし、翌年の同國公債は亞レキサ
キドリア、鐵道及關稅收入を以て特別擔保とし、千八百八十五年の同國公債は、英債、

○*埃及*、*土耳古*の國際條約による共同保證に依りて成れるものなり。○*土耳古*も亦た千八百八十一年の公債に付き煙草專賣及火酒稅の收入を以て之を擔保せり。

○*英米*、*佛*及本邦の如きは擔保付の公債なく皆無保證の公債なりとす。

第三、内國債及外國債 (innere und äussere Anleihen)

此の區別には名義上のものと實質的のものあり。單に起債の方式に依りて内國債と外國債とに區別するは名義上の區別なり。此の區別に於て外國債と稱するは外國市場に於て起債し、從て其の拂込及元利償還等外國の取扱所に於て行ふものを云ふ。之に反して實質的の區別は起債に應ずべき資本の所在に依りて之を定む。此の區別に於て外國債と稱するは其の投資が外國經濟界より來るを謂ふ。○*佛*等兩權の分類は大體に於て相一致すへし。何となれば外國に於て起債するものは概して外國經濟界の資本より來り、内國に於て起債するものは概して國內の資本より來るべければなり。然れとも此一致は常に必ず現はるゝものにあらず。例へば外國に於て起債せるものも國內資本家の手裡に歸し、又た國內に於て起債せるものにして外國資本家の手裡に逸出するものあればなり。○*前*の場合に於て

は名義上の外國債は眞實上の内國債となり、後の場合に於ては名義上の内國債は眞實上の外國債となる。是を以て見るに名義上の區別は起債の當初に於て決定するが故に行政上に便なるも經濟上の性質に欠くるところにあり。眞實上の區別は資本の出所に於て決定するが故に經濟上に於て重要なるも起債後の變化に依らざれば確定せざるが故に行政上に不便なり。斯くの如きが故に兩者に便なる明書の分類は頗る困難に屬すと雖も財政學上に於ては經濟的性質に重きを置かさるべからざるが故に吾人は先づ大體に於て眞實上の意義に依り内國債とは國內經濟に於ける資本に依頼するもの、外國債とは外國經濟の資本に依頼するものなりと云ふを可なりと認めざるを得ず。而して政府が起債の際に於て其の何れに依頼するやを決定するには第一に自國經濟に於ける資本は以て國家の信用を扶くるに充分なるや將た外國の經濟界に於ける資本に依頼せざるべからざるやを察し、第二に自國の金利よりも外國の金利は現に低率に在るや否を考へざるべからず。何となれば低安の利率を選擇するは起債の負擔をして永久に低安ならしむる所以なるを以てなり。

内國債には内國經濟界の自由資本より之に應ずるものと又は其の既に生産に投下せる資本より之に應ずるものとあり。其の第一の場合に於て自由資本とは未だ何等の生産にも投下せられず、今方さに其の消費及び投下を求めつゝあるもの、謂にして生産中の資本に關係なきが故に起債の爲め生産の現狀を制限するものにあらずと雖も、凡そ一國の經濟界として斯の如き靜安の資本は常に存在せず、若し縱令存在することありとするも其は單に一時のことに過ぎざるが故に、内國債の多くは概して第二の場合に該當し、在來の用途より資本を奪去するものと云はざるべからず。此の場合に於ては時として資本課税と均しき結果を現はし、産業を紊亂し、生産を制限すべし。而して此の害は其の之を使用して直接又は間接に國民經濟上の新生産力を増進するものにあらずんば殆んど相償はざるものとす。

之に反して外國債は外國經濟上の資本より之に應ずるものなるが故に一國の經濟上よりは概して利益多しと云はざるべからず。蓋し之か爲めに内國經濟は自由資本を増加したる場合と等しく生産の紊亂を免れ、産業組織は變改を蒙らざる

入るなり。或は外國債の爲めに國內に於ける物價を騰貴せしめ夫いて正貨の流出を見るに至るべしと論ずるものあるも若し外國債の取寄にして爲替の方法に於るときは通貨の膨脹を見ずして直接に外國の資本物を輸入せしむるものと均しく物價の騰貴することなかるべく、而して一般の場合に於て此の方法に依るを多しとす。若し稀れなる場合に於て外債金を其儘現送するときは一時物價の騰貴すへき疑を容れず。然れども此の稀れなる場合が戰爭其の他の災厄に關するときは既に之か爲め大打撃を蒙りつゝある國內經濟に向つて更らに此の要求を爲すに比すれば忍ぶべき事にあらずや。若し又其の他の需要の爲めに起債するものとすれば一旦現送したる外債金は必ず再び輸出せられて國內所要の資本物の輸入を見ざるべからざるが故に正貨の流出と共に物價の騰貴は救正せらるべく、而して其間少しく衰れる變動は國內に於ける實資本の増加を以て相殺せらるゝものと云はざるべからず。又論者は外債募集の結果は元利の仕拂に於て爾後久しく正貨の外出を絶たず、却て一國經濟を永く壓迫すべしと云ふも若し外債募集金の用途が國民經濟上の生産力増進に使用せらるゝものならんか其の元利仕

拂の時は既に生産力増進して輸出も増進し貿易の差額によりて之を償還し其の實正貨は之か爲めには外出せずして内には實資本の増加を見るを得べし。勿論其の用途が非常事件に關するときは斯の如き好果を見るを得ず、外債金は永く本生産的の投資に終り、而して爾後永く元利の仕拂を負担せざるべからず。此の場合に於ては起債當時の國運が熟慮決行の上此に至りしものとすれば復た如何ともすべからざるべし。然れども物素より程度あり若し外債濫りに増加して其元利は能く一國財政の堪ゆる能はざるに至るときは獨り經濟上の害大なるのみならず其國は永久の利子庸國となり時に往々政治上の干渉を蒙るに至るが故に内國債に於けるよりも其の危険の大なることなきにあらず。

第四、生産的公債及不生産的公債(Produktive und unproduktive Kapitalanlagen)此の區別は公債の目的即ち公債金使用の費途の種別に依れる分類にして既に「たゞび詳論したる所なり故に茲に其の概要を録するに止むべし。生産的公債を分ちて又た二つとす、一を直接生産的公債と云ひ、他を間接生産的公債と云ふ。是に於てか公債は其の目的に依りて分類すれば一に曰はく直接生産的公債二に曰く間接

生産的公債三に曰く不生産的公債の三類として論ずることを得べし。

(一)直接生産的公債。此種の公債はツグネル氏に依りて私経済的投資(Private-
ethnische Kapitalanlagen)と稱せられ、國庫は之に依りて経済的に收入を取得し又
は収益を生すべき財産を作成するものなり。國民經濟に取りては之に依り一種
の収益財産が他種の収益財産に代り、國庫より之を見れば収益財産の創設にして
固定資本の作成に外ならざるなり。而して此の公債の利益は國庫が企業に依り
て企業行政費及公債債権者の利息を償ふて尙ほ存すべき剩餘に在り。近時に於
ける重要な公債は皆之に屬するものにして例へば鐵道國有費、森林買上費、其他收
益財産の取得及大改良に要する事業公債の如き則ち是れなり。

(二)間接生産的公債。此の種の公債はツグネル氏に依りて國家經濟的生產投資
(Staatliche wirtschaftliche-produktive Kapitalanlagen)と稱せられ、其の費途は國家的事業にし
て其の生産的なることは單に間接なりとす。何となれば此種の投資は國庫に對
し一の収入源を興ふることなく又一の収益を直接に生ずることなきを以てなり。
然れども其の効果は第一に個人經濟に活動の基礎を供し、第二に國民經濟の進歩

に資し、以て文化を開發し、民力を培養し、結局國庫の財源を涵養するものなり。而
して此の公債の利益と云ふは其の國家の目的及職分の履行を扶くと云ふ點に存
し、金錢を以て計算するを得ず。例へば行政改革、公課の減免、収益を生ぜざる交通
機關(道路)の如しの新設に要する公債の如き則ち是れなり。

(三)不生産的公債。此の種の公債はツグネル氏に依りて非常的投資(Ausser ordent-
liche Kapitalanlagen)と稱せられ、異常なる政治的又は之に類似する偶發事情に依り
て要せらるゝ不生産の投資なりとす。然れども往々各邦國の避くべからざる所
にして國民獨立の維持又は國家生活を繼續する上に於て必要己むを得ざるもの
あり、從て其の不生産的なるにも拘はらず猶豫なく投資することを要すべし。其
の重要な例は歲計缺損公債(Defizit)戦事公債及革命公債の如き則ち是れなり。

第二節 行政法上の分類

公債の分類は行政法上の觀察によりて之を區別すれば行政公債と財政公債との
二種となる。

第一 行政公債 (Verwaltungsschulden)

行政公債とは財務行政以外に於ける各行政部の行政行為より生ずる信用債務にして此等の行政部が反對給付を與へざる前に物件及勞務の供給を受入るゝに依りて現はるゝものなり。故に此の公債の締結は決して特別法律の權利設定を要するものにあらずして單に一般の契約的又は行政法的職權行為によりて結果するものなり。其の一般の契約的行為に基く公債に屬するものは物件及勞務賃借に關する各種の場合並に身元保證金の受入に依る場合の如き類にして其の行政的職權に基く公債とは各官廳が特種の行政に關連して保證、登記又は監理の爲め金銭又は有價證券を受入るゝに基くもの例へば裁判上の預金(供託金)、未成年者保證金、郵便貯金、支拂保證の引受、公共及法律上の保險掛金保管の如き公債を謂ふ。而して行政公債の範圍を定むることは財政上に於ても重要な事項とす。何となれば行政公債と財政公債とは當然之を區別し行政公債に依る收入を以て當該行政部の支出に充て若くは一般財政の需要を支辨する如きは嚴格に禁止せざるべからざればなり。嘗て佛國及露國に於て之を混用し延いて財政上に非常の困難を生じたることありしと云ふ。

第二 財政公債 (Finanzschulden)

財政公債とは一般財務行政上の政策として起すところの公債にして其の中には國費の補充に向つて常に同様の臨時的補助財源として存続すべきものと及び財政年度内豫算に對する金庫事務の執行上、一時の収支を平均し以て豫算に對する金庫内の減收若くは増出を整理するものとの二種あり。前者は確定公債と稱せられ後者は財政上の流動公債と稱せらる。右何れの公債も凡そ財政上の公債なる以上は常に必ず其の起債の原權に關し、法規上の委任を必要とす。此の法規上の委任と云ふは一部は豫算によりて與へられ、一部は特別の財政法律によりて與へらる。但し短期の流動公債に關しては財務大臣の委任せられたる一般の職權に基きて起債することを得るも其の一般の委任は指定の目的に對し一定の期間に限り最高限以下に於て國庫手形を發行するの委任にして此の公債は現年度の收入を以て償還するを原則とす。本邦大藏省證券の如き之に類す。其詳論は之を後章に譲るべし。

第三節 財政技術上の分類

財政技術上の分類とは行政法上の政務分配に關する事務上の分類に對稱し専ら財政の専門より觀察する性質的分類の謂なり。此の財政専門の性質別に依るときは公債は之を流動公債と確定公債との二種に大別することを得へし。

此の流動及確定の區別は昔時と現今とは其の意義を異にせり。昔時に於て確定公債と稱するものは利子の仕拂及元金の償還に充つる爲めに一定の歳入を引當とせるところの公債なりしが如し、即ち此の歳入の上に公債の義務を固定したりと云ふの意義なりしなり。之に反して整理を要すへき不定の有様を以て存する負債を稱して流動（流動）又は不定公債と云へり。然るに今日に於ける一般の學說によれる區別は之れと異り、専ら其の目的、期間及整理條件の如何に依りて此の二種（流動）の分類を認むるものなり。

此の學說に従へば流動公債とは満期日の支拂義務を辨済するに當り、眼前處分資金の存せざる爲めに證券を以て若くは証券なくして起債し、何時にても又は豫定の短期間に償還せらるへき公債の謂にして、前章に謂ゆる行政公債たることあり。又た財政公債たることあり。之に反して確定公債は非常の經費殊に繼續國費を

支辨せし爲めに比較的長期に償還するものとし若くは全く償還義務を附せずして奉行せらるゝ所の公債にして概して確定の利息を附し且つ規則正しく一定の確定整理計畫に従ふて整理せらるゝものとす。斯くの如くして此の公債は性質上常に財政公債に屬し行政公債たることなし。縦令へ流動公債より變化したる確定公債なるときと雖も必ず然りとす。

以上の區別に對する具體的の説明は吾人更らに後章に至りて詳述することとし、て先づ左に此の分類に依る公債の種類を列舉せんと欲す

第一、流動公債 (Schwebende Schulden)

(一) 行政公債 (Verwaltungs schulden)

(二) 歳出不足公債 (Schulden aus Ausgabeberichtsständen)

(三) 通常財務中の短期信用 (Kurzfristige Kreditmaßnahmen zur laufenden Finanzführung)

第二、確定公債 (Fundierte Schulden)

(一) 償還公債 (Eilignungsschulden oder zuruckzuzahlende schulden)

- 1. 法定上の償還計畫に依るもの (nach einem gesetzlichen Tilgungsplan)
 - 2. 契約上の償還方法に依るもの (nach einem vertragsmässigen Tilgungssystem)
- (二) 利息公債 (Renten schulden)

- 1. 償還権なき即ち永久公債 (unkündbare oder ewige Renten)
- 2. 償還権ある公債即ち額面償還のもの (Kündbare Renten)

第三 國家紙幣 (Staatspapiergeld)

- (一) 兌換紙幣 (einlösbares Papiergeld)
- (二) 不兌換紙幣 (uneinlösbares Papiergeld)
 - 1. 強制通用を有するもの (mit Zwangskurs)
 - 2. 強制通用を有せざるもの (ohne Zwangskurs)

第九章 流動公債

流動公債は政府が満期日の支拂義務を辨済せんとするに當り眼前に自由の資金を存せざる爲めに證券を以て若くは證書を以て之を起し、何時にても又は豫定の還期前に償還せらるべき不定の公債にして、其の中に行政上の流動公債と財政上の

の流動公債との二種あること既に説述したる所の如し。依て吾人は茲に此の二種の流動公債に關して各別に之を詳究すべし。

第一節 行政上の流動公債

行政上の流動公債とは財務行政に屬せざる各行政部の事務に關し、此等の行政部が一般契約的又は行政法上の職權的行為に基き自ら反對給付を與ふる前に債の勞務及物件の給付を受くるによりて生ずる未來の義務を云ふ。故に之を分ちて又左の二種の公債に分類することを得べし。

第一、行政上の職權行為に基く流動公債。

此の公債は各行政部が特權の職務に關し、既認又は監視の爲めに職權を以て個人より金錢又は有價證券を提供せしめ一時之を保管するによりて負ふところのものにして、例へば供託金、保管金、裁判上の豫納金及び出納官吏の身元保證金の類之に屬す。

第二、行政上の契約的行政に基く流動公債。

此の公債は各官廳が私法名義に於て個人より勞務、金錢若くは有價證券を提供せ

しめ何時にても又は豫定の短期に反給するの約によりて負ふところのものにして例へば會社の補助及支拂保證請負契約人の保證金及び郵便貯金の類之に屬すべし。

以上二種の流動公債は其の名の示めすが如く行政事務上の未來的義務にして國庫の收入を爲すものにあらず多くは皆な歳入歳出外の取扱を受くべきもの(會社の補助及保證金は政府の歳出を爲すものなるも其の發生は豫算外の負擔として起るものなり)なるが故に財政學上の専門的觀察に於ては公債と稱すべきにあらずるが如し。然れども此等の多くは財政上の公債に向つて發行上廣汎なる補助を與ふるものなるが故に財政學上公債と同視し之を公債論中に列記するを常とす。殊に郵便貯金に至りては其の本來の目的は經濟政策上の理由により細費を郵便局に集蓄せんとするに在るも其の集蓄したる蓄積高は頗る巨額にして概して財務省の管理に移され安全率の利子を附し國債の運用と相待ちて國庫に間接の助力を爲すの用に供せらるゝが故に殆ど財政上の公債と撰らふところなからんとす。依て吾人は郵便貯金に關し主として財政上より觀察し其の利率運用並

に貯金總額に關する各國の實例を左に記述せん。

英國は千八百六十一年の條件により郵便貯金の制度を採用し一志以上三十磅以下を以て貯金の一回取扱分となし一人の最高貯金額を百五十磅に制限し利率は二歩五厘を附す。其の拂込金は國債委員をして之を管理せしむ。而して郵便貯金所の數は九千三百五十三ヶ所にして貯金總額は千八百九十四年の現在に於て十七億八千五百三十二万三千三百二十麻克即ち我が約八億九千万圓の巨額を認めせり。

佛國は千八百八十一年に於て郵便貯金の制度を設け一人の貯金最高限は千五百法にして利率は通例二歩五厘を附す。其の貯金は貯金管理所に於て之を管理するも公債及債券に運用し殘金は當坐預金として中央銀行に利殖す。貯金局の數は九百二十局にして貯金總額は千八百九十三年の現在に於て四億八千八百六十三万五千三百三十六麻克即ち我が約二億九千万圓なるを認めせり。

獨逸は米國と均しく郵便貯金の制度を有せず別に地方公立の貯金所ありて此の事業を採れるが如し。嘗て千八百八十五年の議會に貯蓄金庫法案なるもの提

出せられたり。此の計畫に依れば一人の貯金最高限を八百麻克とし、利率は三歩を附せんとするに在りしが其の結果は現存の郡町村及組合貯金所の事業に妨害を與ふるの恐ありとして排斥せられ未だ採用の期を得ず。

○**德國** は千八百八十九年に至り帝國銀行の補助機關として帝國貯金所なるものを郵便電信局製造所工場及税關に附置し、其の預金は悉く帝國銀行に寄託し特別會計として公債又は政府證券の買入に運用し、殘金あらば帝國銀行の當坐預金として利殖す。此等の収入より貯金の支拂及經費を控除したるものを純益とし、此の純益より年末現在の貯金總高に對する十分の一迄の積立を爲さしめ尙ほ殘益あるにあらざれば之を國庫の收入とせず、貯金所の數は千八百九十五年十一月一日に於て本支總計三千八百四十ヶ所にして一人の貯金制限は千マルプルなること明かなるも利率は明かならず。貯金總額は千八百九十五年に於て三億七千九百九十七万七千二百三マルプル即ち我が約三億七千万圓なるを示す。

○**奧國** は千八百七十一年時の商務大臣シエフレイ氏の考案に基きて企圖せられ、千八百八十七年の法律を以て確定したり。其の貯金の拂込及拂戻は一回に付五

十フロリン以下に制限し、利率は奧國に在りて三歩、匈牙利に於て三歩六厘と定めらる。郵便貯金所の數は千八百九十一年に於て四千七百六十七個にして貯金總額は奧國部に於て千八百九十五年に七千五百二十二万千三百三十麻克、匈牙利部に於て千八百九十四年に千七百三十九万四千四百麻克、兩部合計に於て約我が四千六百万圓に達するが如し。

○**白耳義** は千八百七十年英國の例に倣ひて官立貯金所の制度を設け、一人の貯金制限を三千法とし、利率は三歩を附す。貯金の種類を分ちて三種とし、一は之を國債償還局に預入し以て公債債券の買入、不動産抵當貸に運用せしめ、二は之を證券の割引又は擔保貸付に運用し、三は之を中央銀行の當坐預金とし、此等の収入を以て貯金の利子を仕拂ひ、殘金は少しも國庫に使用せずして悉く之を積立金とし、五ヶ年毎に積立金現在高を現在貯金者に分配す。貯金所の數は千八百九十年に於て八百四十四個所にして貯金總額は千八百九十四年に於て三億千八百四十六万六千三百七十三麻克即ち我が約一億六千万圓の巨額に達す。

○**本邦** に於ては明治八年始めて郵便貯金の制度を設け、現今は逓信省貯金管理所

の統一監督の下に各地郵便局所をして貯金事務を掌らしむ。其の貯金制度は郵便貯金條例に依り一人一回十錢以上、一人一日の預金五十圓以下とし、一人の總制限は元利五百圓を超過すべからず。若し之を超過するときは政府に於て強制的に公債證券に切替へて保管すと規定せり。利率は四分八厘の割合を以て之を附す。斯くの如くして遞信省郵便局の集蓄せる貯金は更らに預金規則によりて大藏省預金部に寄託せしむ。預金部は之を日本銀行の取扱に任して之を運用せしむ。其の運用の方法は公債證券の買入及當坐預金の外他に之を使用せず。貯金取扱局所の數は明治三十四年(千九百一一年)に於て五千百二十ヶ所にして貯金總額は僅かに二千七百九十七万二千二百八十一圓に過ぎず。

第二節 財政上の流動公債

財政上の流動公債とは一般財政上國庫一時の不足を補ふ爲めにする短期の公債を謂ふものにして其の目的より分類すれば自ら二種あり。一は豫算の執行上收入に先ちて支出を要する場合に於ける謂ゆる金庫上の不足を補ふを目的とするもの。二は歳入の減少若くは臨時の歳出増加により年度末後に亘りて收支相償

はさる場合に於ける謂ゆる歳計上の不足を補ふを目的とするもの是れなり。一は一年度内に於ける收支不適當に關し、一は年度末後に亘れる收入不適當に關し前者は金庫行政上の融通手段にして後者は眞正の財政上に於ける補填手段即ちツグネル氏の謂ゆる歳出不足(Zufällige Ausgabe ruckstande)の公債なりとす。通例の大藏省證券なるものは前者に該當し通例の一時借入金又は紙幣は後者に屬す。

第一、大藏省證券

大藏省證券は通例一年度内の收支不適合を補填する一時の融通證券にして其の年度の收入を以て償還せらるべきものを稱すと雖も、各國の制度に於ては二三年に涉りて流通し、從て單に一年度内に於ける金庫行政上の融通手段たるのみならず年度後に亘れる財政上の信用證券に屬するものあり。故に實際の制度に共通する定義を求むれば吾人は金庫上又は財政上の不足を補填する爲めに發行する短期の信用證券(Kredit papier)なりと云ふの外なしと信ず。例へば英國の Treasury Bill 佛國の Bons de tresor 獨逸の Schatz anweisungen 奥國の partial Hypothekar Anweisungen 及本邦の大藏省證券の如きは金庫行政上の融通證券に屬し、英の exchequer

Bill 及び exchequer bonds 米國の treasury Bonds の如きは財政上の補填證券に屬するものとす。而して其の何れたるを問はず、此の證券は國庫に對する爲替命令にして所持人拂又は指圖式に調製せられ、通例半年若くは一年、稀れに數年に涉りて流通する短期の信用證券なるは明かなりとす。其の流通期限の一年以内に上まるものは一年度の豫定収入に對する割引に外ならずして一年度内の收支を適合せしむるを目的とし、各國財政の實際に於て支出の月額と収入の月額と一致せざることあるが爲めに之を必要とす。殊に租税に一定の納期あるもの多き場合に於て之を感ずること切なり。之に反して流通期限が年度末を超へて存続するものは二、三年度間の收支を適合せしむるを目的とし、其の必要は某年度の歳計不足が殊に該年度限りの經過的不足にして其の不足は他の年度の節約剩餘により平均せらるべき見込ある場合に發生し、是れ亦財政上の實際上已むを得ざることにして之が爲め確定公債によりて永久の負擔とするよりも財政の節約を促かすの點に於て之に依るの得策なるものあるべし。利子は金融市場の形勢に従つて定めらるゝ一定の利札に依りて償還の際元金と同時に支拂はるゝを通例とすと雖も

又た利札に依らずして普通の爲替手形と均しく割引を以て賣却せらるゝもの少からず。割引の方法に依るものは發行額を巨大ならしむるの理勢ありと雖流通上には又た便利なるところあり。近時本邦に於ても利札付の外別に割引の制を設けたり。利札付と割引發行とは流通上多少の差ありと雖も、此の證券は流通及償還の期甚だ短かきが故に商業上に於ける一時の遊金を吸収して一時の擔保品に供せられ餘り廣く流通を爲すものにあらず。次に此の證券は通例一年度内の収入の割引方法として發行せしめ、其の利子又は割引歩合も時に従つて行政の適宜に委せざるべからざるが故に、豫定収入の見越により適宜の利率を附して増發せられんとするの傾向あり。而して其の一旦増發せられたるの後ち収入は豫定に達せず、若くは災害其他臨時の經費増發して豫定の収入之に轉用せらるるときは證券の償還豫期に違ひ遂に負擔を後年に繰越すの恐なきを保せず。故に政府は各年の歳入豫定を成るべく内輪に見積ると同様の注意を以て此の證券に關しても豫め發行額を制限するの必要あり。是れ各國が大藏省證券の發行額に關して適宜の制限を設くる所以なりとす。

以上は歐米及本邦の制度に共通する重要な點を論述したるに過ぎず之に關する詳細に關して各國の立法例區々たるものあり。依て以下各國の制度を擧げ讀者の比較研究に資せんと欲す。

英國には三種の流動的國庫證券あり其一は國庫手形(Exchequer Bill)と云ひ、其二は國庫債(Exchequer Bonds)と稱し、其三は大藏省證券(Treasury Bill)と稱す。第一の國庫手形は國庫が臨時の目的に向つて貨幣を得んが爲めに千六百九十六年以後常例として發行したる證券にして二步乃至五步五厘の利付なるも其の償還期限を定めず單に半年毎に利札に付き配定の利子を仕拂ふに過ぎず。是を以て發行高年々に増加し、後遂に巨額の確定公債を成すに至りしかば千八百六十一年以後年々の發行を停止し、證券の通用期限を五ヶ年とし、發行日附より十二ヶ月の後に通用期限内何時にても適當の通告の後仕拂を請求するを得べく、又其の各年の後半期中何時にても關稅及内國稅の拂込に使用することを得べし。斯くて千八百六十一年以後は必要の借換に依れるの外新に増發したることなく、今日ハ發行せざるものとなれり。第二の國庫債は之に反し各券毎に二年又は三年の

通用期限を配定せり。此の證券は利札を附するも英蘭銀行の帳簿に登録せらるることあり、此の場合に於ては利札は其の效を有せずして半年毎に記名者に利子仕拂を爲すものとす。是れ其の初め、グラッドストーン氏が千八百五十三年に國庫手形に代へて發行したるに起因するものにして、寧ろ財政上の國債に屬し、國庫金出納行政上の信用證券にてはあらざるなり。現今千八百九十七年バルデット氏調其の發行額總計尙ほ六百五十一万磅ありと云ふ。第三の大藏省證券は之と異り全く金庫行政上の手形に過ぎずして其の通用期限は十二ヶ月を以て最長とす。ピクトリア四十年の條合によりて出納長官が國庫又は銀行に對し手形の形式に於て發行するものにして、低利を以て國庫金の融通を計るに便なりと雖も、其の發行高は甚だ少く千八百九十七年に於て二百五万三千九百磅なるが如し。

佛國 千八百九十七年三月の法律によりて改正せられたる條例に依れば、大藏大臣は十二ヶ月以内有效の利付大藏證券(Bons de Tresor)を金庫及佛國銀行との取引の爲め發行することを得るも、其の發行高は四億法(凡そ一億六千万圓)を超過することを得ず。而して其の利子は四ヶ月期限のものに在りては一步七厘五毛に

して五ヶ月乃至十二ヶ月期限のものに在りては二歩なりとす。其の現今に於ける発行額は大に減少して千九百年の實數九千八百五十五万二千法を示せるのみ。此の數はコンラード氏に依りたるも英人の政家年鑑に依れば千九百一年一月一日現在一億五千一百万法なるを示めせり。

獨乙。に於ては帝國も普國も同一の法現を有し、豫算を以て全權を大蔵大臣に與へ、此の大蔵大臣は命令を以て一時國庫の會計資金を援助する爲めに一億麻克を限度として大蔵證券(Reichs Kassen Scheine, Schatz anweisungen)を發行することを得。其の證券は四歩利付の證券にして四ヶ月、六ヶ月、十二ヶ月の三種あり。年度後六ヶ月に至りて失效すへきものとす。千九百年に於ける発行額は八千万麻克なりと云ふ。

埃國。此の大蔵證券は Partial Hypothekar Anweisungen 又は鹽鐵證券(Salinen scheine)と稱せらる。今更此の由來を考ふるに此の證券は千八百四十八年にグムンデン鹽鐵を抵當として埃國國立銀行に對し發行したるに依るものゝ如し。此の公債は埃國共同政府の公債にして其の發行制限額は千八百九十四年の改正により一億

マルデンに規定せられ、利子は五歩、五歩半又は六歩にして其の流通期限は四ヶ月、八ヶ月及十二ヶ月とす。此の期限後四ヶ月間は現金の仕拂を請求するか又は新券との書換を請求することを得。其の千九百年に於ける発行額は三千五百四十六万千マルデンなりと云ふ。此の外に利付の金庫證券あるが如きも詳かならず。米國。此の國に於ける大蔵證券とも稱すへきものは租稅割引公債と大蔵證券との二種なり。租稅割引公債は特定の租稅收入を割引する爲めに發行するものにして其の期限は通例半年間なりとす。其の發行は該特定の租稅收入を超過すべからず。大蔵證券は treasury Bonds と稱し、英國の aliegnor bonds に該當し、二三年の流通期間を有する利札付公債にして租稅の支拂に使用することを許るせり。其の前者と異なるところは割引する租稅が特定せると一般なるとに在りとす。然れとも何れも概して戰費支辨を目的とし、物品大購求の場合に現金に代へて發行せられたるに基くものにして其の利子は高率なるを常とす。例へば其の最近の戰爭に關するもの七歩三歩の利率を附したる如きは是れなり。他の事項は詳密の調査なし。

本邦に於ける大蔵省証券は會計法第九條により毎年度發行の最高額に付き、帝國議會の協賛を要することに規定せられ、其の結果として毎年豫算書に於て最高額を明記す。而して現行の豫算書は之を三千五百万圓と定めたり。其の發行に關しては明治十七年布告大蔵省証券條例なるものあり。此の條例に依れば此の証券は出納上一時使用の爲めに大蔵省より發行するものにして利札付又は割引の無記名式定期拂の証券なり。其の義務は發行年度の收入を以て償還すること、を要し、期限は十二ヶ月のものを以て最長とし、期限後六ヶ月間は利子を附せざるも尙ほ償還の義務あり、利率又は割引歩合は大蔵大臣が發行の時定むるものにして、現今は通例六歩五厘若くは七歩なるが如し。殊に本邦の收入制度は歐米と異りて地租、所得税の如き直接税收入を以て主要のものとし、近時間接税收入稍々發達せりと雖も、酒税、鹽稅、油稅の如きは直接税と均しく一定の納期を存せり。斯くの如くして地租は毎年九月より翌年五月迄を六期に於て納税せしむ、所得税は其の納期は、第三種の所得に關して納税期を毎年九月及翌年三月の二期と定め、酒稅は毎年七月中旬より翌三月迄を四期に分ちて納税せしめ、鹽稅も亦た七月十一月及翌三月の三期に納税せしむ。要するに本邦の重要收入は概して年度の後半期に納付せらるゝものにして之を従来の實際に徴すれば本邦の普通の收入は、六月八月十月十一月十二月及び翌一月三月に於て納税せらるゝもの多く、其儘に於ては甚だ少なきが如し。吾人は尙未參考の爲めに三十五年度豫算施行上當局者の購製したる月別收支の概數並に不適合の狀況を左に示めし、以て本邦の大蔵証券發行額の約三千五百万圓を要する所以を明かにせんと欲す。

月別	租稅收入	收入總額	經常歳出	歳出總額	收入過不足	過不足累計
四月	二,三〇八,七三六	六,一九一,九六六	一,四四六,一八六	三,三〇八,三三三	(-) 八,六五七,八三三	(-) 八,六五七,八三三
五月	二,三〇八,七三六	六,九二〇,四七九	一,五〇六,四八六	三,三六八,〇六四	(-) 一,五〇六,四八六	(-) 一〇,一六四,三一九
六月	一,九三三,九六六	六,三三三,三三三	一,五〇六,四八六	三,三六八,〇六四	(+) 一,〇〇〇,一〇〇	(-) 九,一六四,二一九
七月	二,三〇八,七三六	一,一三三,三三三	一,一三三,三三三	三,三三三,三三三	(-) 一,一三三,三三三	(-) 一〇,三〇〇,五五二
八月	二,〇一二,二二二	六,八二二,二二二	一,〇二二,二二二	三,八二二,二二二	(+) 八,八二二,二二二	(-) 一,四七八,三三〇
九月	二,八二二,二二二	六,七二二,二二二	一,一〇二,二二二	三,八二二,二二二	(-) 八,八二二,二二二	(-) 一〇,三七〇,五五二
十月	二,八二二,二二二	六,七二二,二二二	一,一〇二,二二二	三,八二二,二二二	(-) 八,八二二,二二二	(-) 一〇,七〇二,七七四
十一月	二,八二二,二二二	六,七二二,二二二	一,一〇二,二二二	三,八二二,二二二	(-) 八,八二二,二二二	(-) 一〇,一〇四,九九六
十二月	二,八二二,二二二	六,七二二,二二二	一,一〇二,二二二	三,八二二,二二二	(-) 八,八二二,二二二	(-) 一〇,九二七,二一九
合計	二,八二二,二二二	六,七二二,二二二	一,一〇二,二二二	三,八二二,二二二	(-) 八,八二二,二二二	(-) 一〇,九二七,二一九

十月	十一月	十二月	一、二、三月	四月	計
一〇,三三〇,二八六	一八,〇〇〇,六〇〇	一三,七六六,五五二	一〇,一八一,一〇〇	二,七二〇,二〇六	一〇,三三〇,二八六
六,五〇六,五八四	三,三三三,三三三	三,三三三,三三三	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	二,七二〇,二〇六
一三,一七二,一八二	一六,〇〇〇,六〇〇	一七,一〇〇,〇〇〇	八,六六六,六六六	一,一〇〇,〇〇〇	一七,一〇〇,〇〇〇
一八,八七九,四八一	三〇,〇〇〇,〇〇〇	二五,五五五,五五五	一六,一〇〇,〇〇〇	一六,一〇〇,〇〇〇	二九,二二二,二二二
(+) 一〇,三三六,八六七	(-) 二二,二二二,二二二	(-) 二二,二二二,二二二	(+) 一八,〇〇〇,〇〇〇	(-) 二,七二〇,二〇六	(+) 六,七九七,〇〇〇
(-) 一三,三三三,三三三	(-) 一〇,一〇一,〇一〇	(-) 一〇,一〇一,〇一〇	(-) 一〇,一〇一,〇一〇	(-) 一〇,一〇一,〇一〇	(-) 六,七九七,〇〇〇

備考
 本表は本歳算及追加歳算を合したる員額を掲記したるものなり年度初の四月に於て収入支出の多かりしは四分利付清國債券賣却代の受拂を包含せしめたるが爲めなるを以て例年には此の關係凡そ三千三百万圓を控除して推計すべし

此の表に依り讀者は本邦の會計年度と重要収入の分配との關係甚だ不良するを認むべく同時に年々凡そ三千五百万圓の大蔵省証券は殆ど各年度を通じて常に繼續して居らざるべからざる所以とも知り得たるべし。惟ふに從來に在りては前年度剩餘金又は特別會計の資金に屬する現金が年度の前年期に存在したると

全邦の歳計が少額にして月割不足額も斯くの如く甚しからざりしとに依り大蔵証券の發行殆ど其の必要なかりしも近時は剩餘金なるもの存在せず特別會計の資金は概して確定公債を以て保有せられ現金の流用を許すものなし。加ふるに戦後歳計全邦の増加に伴ひ月割不足額も増加せざるを得ず况んや公債支辨の事業費に充用するに此の納期ある普通歳入を以てするの政策を執るに於てや。事業費支出の月割は毎月殆ど同額なるに普通歳入は概して年度の後半に至らざれば豊かならず近時政府が大蔵省証券發行の尙ほ少なきを慮じ此の十八議會に於て四千三百万圓に高めんとするの傾向あるは豈に之が爲めならずとせんや。

第二 一時借入金

一時借入金は元來國庫と國庫金取扱銀行との間に開かるゝ相互貸借勘定に外ならずして別に証券を發行することなく帳簿上の計算を以て各勘定の際相當の利息を受拂するものなり。即ち國庫は其の國庫金を預金とすると均しく銀行に對して一時の借入を開くを謂ふなり。此の種の方法は歐米各國に於て皆之を採用するものにして素より其勘定は年度内に完済せらるるものとす。而して既に

一年度内に完済するものとするときは其の額に於ては大蔵省発行と重複するものなるを以て、若し此の一時借入金制限することなくんば如何に大蔵省證券の發行制限を設くるも何等の効なきや明かなり。本邦に於ける一時借入金には其名稱と同ふして其性質の異なるもの二種あり。其の一種は全く一年度内に於ける銀行相互貸借に外ならざる一時借入金にして、明治二十七年法律十六號に於りて行はるゝものは是れなり。此の法律に依れば政府は國庫金に一時餘裕ある場合に於て利付にて之を日本銀行の運用に委すると同時に、出納上一時不足するときは相當の利子を附して日本銀行より借入るゝことを得べし。但し其の金額は大蔵省發行額と合せて當該年度大蔵省證券發行制限額を超過すべからずと規定せり。是れ正さに普通の一時借入金なりとす。之に反し第二種は特別の法律なく、唯だ憲法六十二條第三項に基き其都度豫算に掲上して議會の協議を要するものは是れなり。昔時の征討費借入金及び近時日清事件に關する一時借入金の如く年度後に亘りて財政上の負擔たるものなり。利子も概して一定し、殆ど確定公債に近からんとするものあり。蓋し本邦には一三三年に涉るの大蔵省證券なく、從

て戰時其他の急迫の場合に於て、且つ其の事件の經過的なるものとは斯の如き補填方法を必要とすべし。唯だ此種の方法は舉行し易すぎが故に往々濫發に流れ之が爲め銀行の貸付資金を奪ふか若くは紙幣の増發を惹起し、且つ其の利率は必ず高きものなるを以て豫算に於ける制限の外に爲政者の注意せざるべからざる所とす。

紙幣の發行は歴史上公債の一種にして、公債論中何れの種類に屬するやと云ふときは僅して一時急迫の目的に對して發行し、期間及整理に關して確定の定めなく換言すれば發行額も整理條件も變動的にして不定なるが故に流動公債の一種とするを常とす。然れども始めより財政上の目的を以て發行せらるゝものは概して強制發行にして利子を附せず。其の然らざるものも發行後は之を流通せしめ爲めに公私一切の取引に向つて強制適用力を與へ、強制價格を以て支拂に供せしむるが故に此の證券は資本家の放資用具とはならずして單に交換貸借上の流通要件たるに止まり、一般の公債と大に其趣きを異にするものあり、故に吾人は茲て之を論せず、後段に至りて詳論することゝ爲さんとす。

要するに流動公債は其の種類に依り性質多少相異り、其の中に就き一年度の通用に止まれる單純の大藏證券は其の實出納上一時の融通手形に過ぎざる故に財政上眞の公債として憂ふべき點を有するものにあらず。之に反して數年度に渉る大藏證券及一時借入金若くは紙幣の如きに至りては其の發行の理由素より已むを得ざるものあり。此の際に處し確定公債として負擔を永久に存せんよりも一時の流動公債とするの優れるものあるや疑ふべからず。故に此の公債と雖も一時の經過的財政不足に迫り近き將來の節約及剩餘を見込みて之により償還するの目的を以て起債する場合に於ては決して不可なりと云ふべからず。然れども亦た自ら弊害の伴ふもの少からず。今其の重要なものを擧ぐれば左の如し。

- 一、發行に容易なるが故に増發の弊あり
- 二、期限短きが故に利子歩合は高し
- 三、償還期に至り一時に全部の償還を要すること

殊に償還に關しては流動公債の通例として期日一定せず、一定の期限後債主が隨意に要求し來るに及んで之が仕拂を爲すものなるが故に財政上の苦痛少からず。

是を以てバスタープルの如きは流動公債の類は確定公債の利子額と合せて歳入の四分の一を限度とすへしと論せり。斯くの如き限度は果して相當なるや否や容易に決すべきにあらずるも各國に於て近時の趨勢は益々流動公債を減し之を整理して確定公債に變形するもの益々多からんとするは事實なりとす。

第十章 確定公債 (Fundierte schulden)

確定公債は一名を國家公債 (Staatsanleihen) と稱し彼の主として行政上の負債たる流動(即ち不定)公債と相對す。此の兩者の區別は既に論述したる所にして今之を再びするの要なきが故に吾人は唯た茲に確定公債の特色は個々特別の目的又は非常の目的に向つて比較的長期の存續期間を以て起債し、元利の償還に關して一定の計畫を有するに在りと云ふに止めんとす。但し確定 (fundiert) なる文字は歴史上の沿革を有し、其の初めは公債の利子及元金仕拂に對し一定の歳入源を特定するの義なりしが、現今は概して擔保方法を探らざるに至れるが爲めに確定の文字も自ら其の意義を變更し大に擴張せられて不定公債に非ざる一切の公債に附すべき文字となれり。

確定公債に存すと云ふ一定の計畫には、國家自ら一定の期間を限り一定の償還計畫 (Tilgungs plan) に従ひ元本を償却するの義務を法定するものと、此の元本償還の義務を法定せずして種々の方法により單に政府の爲めに隨意償却に關する權利のみを留保し、若くは之をも留保せざるものとの二類あり。前者は元利の仕拂を法定し、後者は利子の仕拂のみを法定す。故に前者は償還公債 (Tilgungsschulden) 又は有期公債 (terminable loans) と稱し、後者は利息公債 (Renten schulden) 又は永遠公債 (perpetual loan) と稱す。

第一節 償還公債 (Tilgungsschulden)

償還公債は一名有期的確定公債の稱あり。此の公債は一定の期間に償還を了すべく法定せらるるものにして、其の償還の方法に種々あり。其の一は公債の全部又は大部分に達する償還計畫に従ふて有期に償還するものにして、普通の有期償還公債之に屬す。其の二は之れと異なり、各特別の公債に就き債權者に特約せる償還方法に従ひ有期に償還するものにして、特別の有期償還公債とも稱すへともなり。右何れの公債も之を償還する爲めに、償還基金 (Tilgungssystem, sinking fund)

を設立し、又は年々一定の償還額を豫算して償還し、謂ゆる自由償還法 (Freiwegsystem) 其の償却の手續は各個の公債証券に付き或は取引所に於ける相場を以て償却し、謂ゆる買上償却、或は公の方法により名目額面價格を以て之を銷却す (Einkaufsalösung)。然れとも特別の償還方法に依る公債は此の外に償還計畫有期及終身年金付の償還方法を有す。故に吾人は償還方法の異同により償還公債の種類を尋ちて、普通正則の償還公債、富饒公債、及び年金公債の三種となすことを得べし。

第一 普通正則の償還公債 (regelmässiger Tilgungsschulden)

此の公債は正則的に利子を仕拂ひ且つ一定の償還期間に元本を償還する普通の公債にして、其の元本の償還期間には單に最短期即ち据置年限と最長期とを存し其の間政府の都合に依り随時に支拂を爲すものと、又はは最短期と最長期との間に特定の期限を設けて毎期定額の償還を爲すものとの別あり。前者は随時償還公債と稱し、後者は定期償還公債と稱することを得べし。

定期償還公債は年々一定の利子を仕拂ふの外元本の償還に關しても一定の期限を特定するものにして、此の定期償還に又た二種あり、一定の期限に於て一時に全

部の償還を爲すものと毎年若くは數回に定額の償却を爲すものと即ち是れなり前者を定期一時拂の公債と云ひ、後者を定期定期拂の公債と云ふ。定期一時拂の公債に在りては、最終期に於て一時に全部の償却を約するものなるが故に償還期限前金利低落の時機あるも、之を低利に借替ゆるを得ず、又た財政餘裕の年あるも之を償却するを得ず、而して最終期に至り巨額の償還を舉行するに及び、他に至大の財政需要起り若くは歳計意の如くならざることあらば更に高利の公債を起して之が償還を履行せざるべからず。而かも一時に巨額の償還に接する債主は却て之が利用の途と發見するに苦しみ、若し之を發見するも其の放棄すべき目的物の価格は忽ち暴騰して投機の式に陥らざるを得ざるべし、是れ極めて不利の事なりとす。之に反して毎年又は數回に定額の償還を約する公債に在りては、一時に全部の償還を爲さずして、之を數期に分割するが故に、前者の如き苦痛と弊害とは之を避くるを得べきも、其の毎年又は毎期の定額を調進するには、時に往々高利の公債を起すか、然らざれば財政上著しき失財を暴露することなしとせず、屈伸の不便は寧ろ前者よりも尙ほ甚しきものあらんとす。故に近時に於ては財政の償

用薄弱にして己むを得ざる國の外は此の方法に依るもの甚だ稀れなるを見るなり。但し定額仕拂を公債の常法とせずして、單に財政の整理上數年間を期して凡そ年額を豫定し年々着實に償還を勵行するは、却て年々の節費を助け財政安國の利益を擧ぐるの効益なきにあらず。本邦の公債制度を察するに、舊時に於ては法文上毎年償還の主義を採り、金銀公債、新舊公債、金札引換無記名公債、及中仙道鐵道公債の如き何れも毎年(種れに隔年)之を償還すと規定せるも、其の償還すべき年額に關しては法律上之を明定せず豫算の便宜に一任せるが故に、事實に於ては財政上の都合により頗る屈伸の餘地は存したりしなり。而して此等の公債中今日に残存するものは、金銀公債の殘少額に過ぎず。若し夫れ近時の立法に係るものに至りては、何れも整理公債條例の例に倣ひ、毎年償還の法文を排斥して單に據置年限と最長償還期限とのみを定め、政府は其の間に於て財政の都合に任せ隨時償還し得るの主義となれり。

隨時償還の公債は起債の年より年々一定の利子を仕拂ふこと前記の定期償還公債と異なることなきも、其の元金の償却は單に最短期を法定するにとゞまり其の

期間内に於ける償却額及償却期は一に政府の自由に任す。故に政府は財政急迫の年に於ては償却を見合せ、財政餘裕の年に於ては償却額を増加し、金融の状況を察して低利の借替を行ひ得べく、一方に定期償還の不便を避けて、他方には永遠公債の放縦を避け得べし。蓋し此の公債に在りては、結局満期に至り償還の義務を履行せざるべからざるが故に、平素に於て自然償却に注意すべく、従つて永遠公債の如く負債を後世に移して省みざらんとするの傾向を制するの效ありと云ふべし。然れども又た他の一面より之を觀察すれば、年々の償却政策は豫算に現はるるに至るまでは債権者之を知るを得ざるの不便あり。是れ尙は可なりとするも立憲政治に伴ふ一般の傾向として、政府も議會も力めて歳計の膨脹を隠匿し、若くは歳出の減削を業とし、蓄債償還費の如き動もすれば此の傾向に捲き込まれて之を年々の豫算に見るを得ず、彼等は法律上の義務の寛なるに任せて年一年と償還を繰延べんとすることなきを俟せず。若し然るときは其の最終期に至り、儼然償還上の困難を觸し、更らに高利の公債を起すに至るを見ん、是れ尤も注意すべき事項とす。故に財政の發達尙は充分を缺くの國狀に於ては、稍々腰柱の感あるも、永

遠公債によらずして事る此の有期的隨時償還公債に依るを可とす。是れ米國及本邦の公債の多數が皆此の種の公債に屬せる所以なりとす。本邦現今の公債中獨り金庫公債を除くの外は皆此の隨時償還の有期公債なりとす。

第二 富籤公債(Lotterie anleihen)

富籤公債は一名を割増付公債(Premien anleihen)又は利息富籤(Minsen, Lotterie)と稱し、公債の一制度たると同時に富籤の一種なり。是れ蓋し此の公債は一定の時期に於て額面價格に依り元金を償還するも、利子は概して之を附せず、若し之を附するも僅少なるを常とし、其の普通利子に相當する額時に或は元金の一部を之に加へては之を償還割増金となし、種々所定の割合に従ひ、富籤抽出の方法によりて元金償還の時、證券所有者に不同の分配を爲すを以てなり。然らば普通の富籤と此の富籤公債との差は何れに在りやと云ふに、其は全く此の公債に於ては元金の償還を爲すと云ふの點に存し、當事者は利息に於て不同の損益を受くるも元金に於て損失なきを特色とす、是れ其の一名として利息富籤の稱ある所以なり。故に各國の中、此の割増金に幾分の元金を加算するものに在りては、眞實の利息富籤より離れて

漸く應に眞實の富講に近かんとするものと云ふべし。

抑も此の公債は政府が富講に依る割増金の好餌を以て國民の射倂心を利用し、依つて以て多數の應募者を得んとするの政策に出づるものにして、之を採用する政府は概して信用の缺乏若くは政治上の急迫を示めずものと云ふべし。例せば英國の如き是れなり。英國も嘗て西班牙王位繼承亂の時、此種の公債を發行し、元金の三分一を割増金に加へて之を行ふたることあり、其の他の國に於ては富講を官業とし、若くは民許の富講より巨額の收入を取得する方法を存し、若く存したるが爲めに、別に政府の公債として富講方法を行はざるなり。

富講公債の利益は政府をして募債を容易ならしめ、従つて利子を節約せしむるに在り、英國に於ては嘗て之が爲めに一步乃至二歩の利子を節するを得たり。何となれば普通七歩乃至八歩の利率なる時に當りて、能く五歩乃至六歩を以て募集したればなり。而して其の經濟上に及ぼす危険は普通富講の如く甚しからず何となれば如何なる不僥倖の場合と雖も元金を損失するの危険なきを以てなり。然れとも他の一面を見れば不利の點亦少からず例へば一)償還方法の確定せるが爲

めに、政府をして市場の形況に應じ公債を整理するの餘地なからしむること、(二)利息の切換を爲すに適せざること、(三)償還額及割増金は當初嚴密の計畫に従ふて勵行せらるゝも後年に至るに従ひ、一般財政上の餘波を受けて其の割宛往々不同となり従て將來に向つて國民の負擔を重からしむること、(四)抽籤上の計算は極めて煩雜にして取扱に勞費を要し、且つ一般に熟知せしめ易からざること、(五)多少一般の倂僥心を獎勵し既投の資金を收奪するの結果を見るべきこと、其の他社會上道徳上に及ぼす弊害も其の方法の如何により決して尠少なりと云ふべからず。

第三 年金公債 (Annuitäten, Annuity)

年金公債は元金と利子との仕拂を區別せず、之を併合して其總額を或る年數に平均し、一定の期間又は一定事實の發生する迄年々同額の償還を約する者にして、債權者は當初に於て一回又は數回に元本を拂込むによりて年金に對する權利を得す。而して其年金を受くべき年數は、一定の數を以盡くるあり、又一定事實(例は死亡の發生)を以盡くるあり、前者は單に年所の數を以定めらるゝか故に有期年金公債の稱あり、後者は生存年間に以て定めらるゝが故に修身年金公債の稱あり。

一、有期年金公債 (Sinking Fund)

一五四

有期年金公債は一定の期間内年々同額の年金を仕拂ふものにして、三十年四十九年九十年九十九年等の種類あり。之に對する債権者の請求權は右期間の満了を以て終滅するものにして、其の期間内に於ては債権者死亡するも其の權利を承継人に移轉せしめ政府は之に對して尙ほ同様の義務を負擔す。此の制度に關して米人アダム氏は是れ蓄減債基金説の亞流なりと論せり。其意蓋し此の制度に於ては拂込元本の各年仕拂殘高及其の利子とを復利的に運用するものとして國庫に損失なきを打算するも、其の實際は決して然る能はざるを云ふなり。惟ふに凡そ巨額の金額を有する者些の遊留なく復利的に運用することを得ざるは事實の證明するところなるが故に、吾人は此の點に關しては氏に同意せざるを得ざるなり。然れども此の制度には亦た多少の效益なきにあらざるが故に、吾人は左に之が利弊を比較せんとす。

有期年金は一種の放資手段となるや疑を容れず、殊に一定の放資に對し將來若干年間最大の歳入を得て以て修業又は營業の維持資金となさんとする者の尤も便

利とするところのものなり。何となれば普通の公債に放下するとき、年々の歳入は僅かに其の利子額に過ぎず、若し元金の償還せらるゝことあるも、其の償還は抽籤に依るが故に、豫め之を期待するを得ず。而して其の當籤して償還せらるゝや、彼れに取りては放資金額の臨時収入となり、彼が一年の維持資金としては餘りに多きが故に、彼れは更に他に放下の途を求めざるべからざるに、有期年金の公債に在りては、年々元利包含の同額を收入し得るが故に、修學の資又は小營業の維持費に充つるには極めて好恰の額を得へきを以てなり。且つ夫れ政府は之に依りて年々知らず知らずの間に負擔を軽減し得るの利益あるが故に、彼の永遠公債の如き制度を手廣く採用せる國に在りて、其の一部を公債によりて補充するは、負擔の調和を計る上に於て得策なりと云はざるべからず。然れども他の一面より之を見れば、(一)一般公債制度として之を用ゆるは、其の運用上到底國庫に有利なるものにあらず、(二)又た小仕掛に之を行ふも、其の償還額が年々一定し且つ其の利子を分離すること能はざるが故に、市場の状況に應じて元金及利子の整理を行ふに由なく、(三)殊に財政急迫の年に於ては、往々更らに高利の公債を起さるべからざる

の不利あることは争ふべからざるなり。茲を以て現今之を行ふの國甚た少く、其の尙ほ之を行ふ國と雖も主要の制度としては之を保存せざるなり。

獨逸は嘗て有期年金公債を存したりしが、今や全く之を廢せり。英國は今も尙ほ四十九ヶ年乃至九十九ヶ年の有期年金公債を存すること少からずと雖も是れ同國に多く行はるゝ永遠公債の補充として之を採用したるものゝ如し。即ち政府は低利の永遠公債を以て國家百年の長計なりとするも、低利は應募者を導く所以にあらざるが故に、永遠公債を低利に發行すると同時に、此の低利を補充する爲めに有期又は修身間永遠公債の拂込元金高に應じて年金を附與するの制度を採りたるものなり。故に同國財政の發達し永遠公債の増加すると共に年金公債を増加せり。然れども永遠公債の増加せる割合よりも、年金公債の増加著しからざるを以て見れば、同國の年金公債制度は巧妙なりと稱して可なり。佛國も今尙ほ有期年金公債を存するも恩給と同様に取扱はれ其の區別判明ならず。

二 終身年金公債 (Leib renten)

終身年金公債は豫め最終償還期を定めず、唯だ死亡と云へる一定の事實を限度と

して年々元利包含の同一金額を仕拂ふことを約するものにして、其の仕拂義務は債權者の死亡を以て消滅し相續人に移轉することなし。而して其の算法は人命の平均表(死亡表と稱するもの)に基き推定を以て債權者の死期を定め、推定的年數を算出し、之に對して恰も有期年金と同様の計算を爲すが故に、計算上に於ては終身年金も有期年金も共に同一なりとす。其の兩者の異なるところは、此の公債に在りては此の推定計算上の期限以前に債權者死亡せば政府の利となり、政府は爾後の仕拂義務を免るべく若し期限後に死亡せば政府の損失となり、政府は期限後の仕拂義務を負担せざるべからざること是れなり。

終身年金公債中最も著名なるものはトンチン公債と稱するものなり。此の年金制度は既に十六世紀に於て伊太利及び獨逸の都市に行はれ居りたるも其の一定の形を以て現はれたるは十七世紀の頃伊太利人ローレンツォ・トロンチーニの考案に係り因りて此の名稱ありと云ふ。而して此人に關しては或は伊太利の銀行家なりとするもの(英人バルクレイプ氏經濟字典參照)と伊太利ネーブルスの醫士なりとするもの(獨人エルスター氏經濟字典參照)とありと雖も、十七世紀に於

ける伊太利人なることは疑を容れず。此の方法に依れば此の公債は同年齢の人を彙集して數階級に分ち之をして各級毎に同一の年金を有する年金公債を購買せしめ政府は年々一定の年金を其の加入者の全滅するまで各級に支拂ふものにして各級は其の加入者の年を逐ふて死亡し其の生殘者の數を減するに従ひ死者の部分に對する年金配當額を生殘者の現在數に分類すること益々多きを加ふるを見るなり。但し最後の生殘者一人に至るまで全級年金配當總額を給與するものと最後の二人三人若くは七人に至りて止み其の以後は單に生殘者が各一人として受くべき年金のみを受けて他は悉く政府の利に歸するものとあり。而して其の何れも英佛に於て昔時盛行はれたるものなり。

英佛に於ては普通の終身年金公債もトンチン公債も共に嘗て行はれ現今に於ても佛白其他政府官業として生命保險制度を行へる國に於ては或る意味に於て終身年金公債制度ありと稱して可なり。獨逸及埃國に於ては公債制度又は官業としてはトンチン利度存せざるも相互保險會社の一種として尙ほ此の方法を採れるもの少からずと云ふ。

惟ふに終身年金公債は少額の金を有する獨身者にして子孫に財産を遺すを要せず僅に自己一生の前途を安全に經過せんと欲するもの又は隱居者の常用として子孫者より供給せんとするには便利なること並に政府が年金の支拂により知らず知らずの間に負擔を減じ社會の一部を慰するの利あることは勿論なるべきも單に死亡平均表によりて同年齢のものは概して同年數の生存を爲すべしとの推定のみにより身體の検査を爲さざるは極めて危険にして若し假令へ身體検査を行ふと雖も其の應募者にして多數ならざれば危険は決して平均するものにあらず。去りとて之れを單に獨身者隱居者のみに限らず廣く一切の階級を網羅せんことは社會制度として之を郵便貯金の制度に結合するは別論とし一般の公債制度として財政上の需要に充てんことは損失相償はさるの恐れあるのみならず又た決して得策なるものにあらず。况んや今日生命保險會社及貯蓄銀行起り充分に拂込金利用の方法を備へて手廣く之を營業するものあるに於ておや。是れ此の制度が近時全く各國財政上に跡を絶つて至れる所以なりとす。

以上論する所の如く償還公債には三種ありと雖も定期償還公債は恒久の制度

として之を行はんこと尤も不便なるが故に、國により財政整理上一時の方針となすもの(普國及英國)あるに拘らず、一般に且つ恒久に之を採用せざるが如し。富籤公債及年金公債に關しては財政上主要の手段として論ずるの價值なきを認む。故に現今財政學上に於て償還公債制度の價值を論せんとするときは、専ら隨時償還公債制度の價值を問ふの外なし。而して隨時償還公債は財政家の注意如何により利息公債と殆ど同様の效益を得べしと雖も、制度としては多少利弊の相異なるものあり。

今更隨時償還公債の效益を擧ぐれば、

- 一、遅くとも一定の期限に至り債権者は再び資本を回収することを得へし、而して其間幾分にも財政の都合に依り之を償却するときは政府は能く負擔を軽減し産業界は資本の還歸を得べし。
- 二、從て國家は多少良好の條件を以て借入るゝことを得へし。少くとも産業の發達充分ならざる國若くは財政の發達充分ならざる國に於ては然りとす。無償還公債の如きは到底發達する由なきを以てなり。

三、期限に至り元金の償還を爲さざるへからずと定まれるが故に、政府は平生必ず經費の節約を力むべし。

然るに其の缺點として數へらるゝ所は

- 一、資本家の多くは利子仕拂の確實にして永遠なるを望むの傾向あるが故に償還期日の存するものは替替不便等の煩あるのみならず、特に銀行家又は取引關係者の歓迎を受けざるべし。資本家の資本回収は政府の償還によらざるも證券の賣却によりて之を達することを得べし。
- 二、隨時償還に於て仕拂漸次に遲怠するときは最終期日に至り俄かに巨額の金額を調達せざるへからず。然るに若し此の時に當りて財政に餘裕なきか、又は財政の需要他に起るあらんか、政府は財政上の非常の困難を來たし國家の信用は多少の失墜を免れざるべし。
- 三、償還期日に迫りて關金の方法上新公債の發行を要するときは、其の條件必ず不利にして却て増大の負擔を後世に繰延ぶる結果となるべし。

以上の理由により財政及信用の發達せざる諸國に於ては、公債の制度は漸次減

少して漸く應さに永遠公債の制度に移らんとするの傾向あり。

第二節 利息公債 (Renten schulden)

利息公債は一名を永遠公債 (Perpetual Loan) 又は無期的確定公債と稱し、法律上元金償還を政府の義務とせず、單に年々の利子を仕拂ふの義務を明定するものにして元金償還に關しては政府に隨意豫告を以て償還し得るの權利を留保するものと、此の豫告付償還權を留保せざるものとあり、前者を豫告權付利息公債 (Kündbare Renten schulden) と云ひ、後者を豫告權なき利息公債 (unkündbare Renten schulden) と稱す。前者に在りては國家は豫告により額面を以て償還し若くは取引所に於ける時價を以て買戻を爲すことを得と雖も、後者に在りては國家は唯だ取引所に於ける時價を以て買戻銷却を行ふの外其の負擔を輕減するに由なし。又た前者に在りては其の證券又は原簿に必ず元本及利子を明記するも、後者に在りては時として單に利子のみを記載するに止まることあり。是れ利息公債の最極度に達したる形跡なりと云ふべし。

利息公債は償還期のないが故に近世信用取引の發達に伴ひ銀行及取引所の

實用に適當し、從て償還公債よりも放資會社の嗜好を博せり。殊に經濟社會の發達し資本充實して普通の利子益々低下の傾向を有する英佛獨等の文明國に於ては利息公債の歡迎は償還公債を壓せんとするの狀況あり。然れとも又た此の制度に於ても缺點とする所なきにあらざるが故に、吾人は左に其の利弊の重要なるものを列舉せんと欲す。

今其の利なりとする點を擧ぐれば、

- 一、債權者をして一定の時を期して額面資本の回收を得せしめずと雖も、證券の所持者は何時にても之を賣却し、若くは擔保として普通利廻に相當する資本の回收を得べし。
- 二、償還期日を拘せざるが故に、金額の調達非常の急迫に陥ることなく、財政費なるの時を待つて、豫告により又は時價買上により償還することを得るの利あり。
- 三、金利下落に際せば低利に借換することをも得べし。
- 四、利子収益を目的とする放資家の希望に適當するが故に、此の種の公債は自ら適當の貯存所を求めて茲に安置せらるべし。資本家は之に依りて地主と同様の

地位を占め社會は一種の土地を増加したると同一の觀を得、地價の騰貴を抑制するの效果あるべし。

然れども此の公債の缺點とする所は、

一、信用の發達充分ならず資本充實を缺ける國に於ては應募者を得るに困難なるへし、從て其の利子は必ず高からざるを得ざるか故に、産業界の資金は永く收奪せられ政府の負擔は崇高を加ふべし。

二、償還の義務なきに任せ政府は之が整理を等閑に附するの傾向に陥り易く從て巨額の負擔を後世に遺すの恐れあり。

三、政府をして起債を増加せしむるの弊あり、是れ其の負擔は現實に感ずること薄くして、後世に之を移轉することを得るに由るなり。

以上論ずる所の如く利息公債にも自ら一利一害あるを免れずと雖も、後世に負擔を移すの點に於ては、償還公債中隨時償還の制度に於ても財政家の注意如何により免れざる所にして、又た一面より考ふれば、隨時償還の制度に於ても利息公債の制度に於て時々整理を行はざれば益々負擔を重くし利子仕拂の爲めに困難を

感すべきを以て、近世の各國に於ては租稅増徴の困難なる爲め、常に充分の注意を加へらるゝが如し。而して利息のみの公債に對し充分の應募者あるや否やは、主として其國に於ける資本の充實並に信用取引の發達充分なるや否に存するが故に、未だ充分の發達なき國に於ては、素より實行に由なきも、公債制度の原則を以て云へば吾人は大體に於て利息公債即ち永遠公債を以て有利なりとせざるを得ず。但し或る一國が果して能く斯くの如き國狀に達したるや否やは、事實問題として大に注意を要すべきこと論を待たず。現今の諸國に於て永遠公債の制度を行ふに適するものは英佛に在りとす。然れども此等の國に於ても公債種類中永遠公債が多きを占むと云ふ迄にして、別に償還公債の存するもの少からざるものあり。是を以て見れば通例の國狀に於ては、確實公債中償還公債と永遠公債とを凡そ等分に併用し、若くは償還公債多くして永遠公債稍少きの割合を以て起債するを適當なりとすへきが如し。本邦の如きは未だ一の永遠公債なるものなし。

第十一章 起債及發行

第一節 起債の形式

起債に算する政府の意思は各國概して議會の協賛を経て確定するものにして、此の意思が債權者に對して成立するには一の確定形式を以てす之を起債の形式と云ふ。此の形式に二種あり、一は政府に國債原簿(Statis schuld buch, Grand Livre)なるものを存置して之に記名登録すること、其の二は政府より債權者に對して證券を發行すること是れなり。前者に依る公債を登録公債(Buch schulden)と稱し、後者に依る公債を證券公債(Brief schulden)と稱することあり。

登録公債に於ては國債原簿に債權者を記名して以て其の正當權利者たるの證明と爲すが故に、此の方法は安固の點に於て完全にして且つ債權者も證券保存に關する勞費を省約するの利益あり。然れども之か爲めに債權者は資本に對する處分を行ふに煩雜の手續を要し、一々政府の原簿に登録せざるべからざるが故に信用取引の爲めには不便あるを免れず。又た此の方法に在りては其の登録の許るすべき最少額を定めざるべからざることなるに、公債發達の傾向が漸ゆる國民的公債の制度となりて小額發行により一般下層の人民をして放資に適せしめんとする場合には益々其の最少額を低下せざるべからずして、之に關する諸般の登録

を敷設ふものとせば此の點に於ても多少の煩雜を加ふるものと云はざるべからず。

證券公債には無記名式所持人拂公債(Inhaberpapier)と記名式公債(Namenspapier)との別あり、前者に在りては政府は各所持人に對して義務を負担し證券の呈示者を以て正當權利者と推定するも、後者に在りては特に債權者を證券面に記名し、其の移轉は債權讓渡に關する煩雜の形式行爲を要するが故に、前者は便利にして市場向に適し資本家の寵愛するところとなるも、後者は然るを得ず。去れど又た所持人拂の無記名公債は紛失盜難の場合に於て公示催告除權判決と云へる如き多費にして長時に亘るべき手續を要するの不便あり唯だ此の不便は紛失又は盜難の如き稀れなる場合に起るの不便にして當時取引上の煩雜にはあらざるが故に、之を記名式公債に比すれば便利なること疑を容れず。然れども人はよりては始めより公債の賣買を目的とせず、安全なる放資の途となし、永く自己の財産として權利を保存せんとするもの少からざるが故に、記名式公債も全然廢止することを得ざるの理あり。

要するに登録公債は安全の點に於て最も適當なりと雖も、離權の手續に至りては記名式公債よりも不便なり、記名式公債は又た無記名式公債よりも不便なり。蓋し無記名式公債は單に證券の授受を以て權利を移轉し、記名式公債は券面に於て讓渡の記名を爲し、登録公債に在りては更らに官簿に就いて書替登録を経るべからざればなり。去れども世上一部の需要は事の安全を尊び、時々之を擔保として融通を計ることを得ば可なりと満足するものもあるが故に、三者を併用するとは尤も便宜なるべく、従つて無記名公債を記名公債又は登録公債に書替へ、登録公債の假證券として記名公債を交付するの途を開く如き必要あるべし。

起債の外様の形式は以上の如しと雖も、其の内容として記載を要すべき必要條件は別に存せり。一は支拂の本位(Parity)其の二は支拂の基地(Domicile)其の三は證券の額面其四は利拂期限なりとす、乞ふ左に之を細論せん。

抑も公債は内國の貨幣本位を支拂本位として起募せらるゝことあり、又た外國の貨幣本位を支拂本位として起募せらるゝことあり、而して内國債に在りては概して内國の貨幣本位を以て起募せらるゝと雖も、紙幣本位の國に於ては往々舊貨幣

本位又は國際貨幣たる金屬本位を以て起募せられ又は利子の仕拂に關して金屬仕拂を約定することあり、例へば埃國の内國債に紙幣公債銀貨公債金貨公債等の類ある如きは是れなり。蓋し之に依りて以て國內資本の價格變動を安固にし、若くは内國資本の移入を計らんとするなり。彼の殊に貴金屬を以て利子仕拂を約定する如きは、既して薄資國が外國資本家に對して爲すところにして伊太利の如き之に屬すと稱せらる。本邦は貨幣制度既に確定し、不換紙幣又は不良貨幣の發行あらざるに拘らず、内國債の賣出に關して殊に外國貨幣を添記し、其元利の償還を約定するの觀あるは、尙ほ其信用の充分ならざるを證するものと云ふべきか。

外國債に在りては自國本位の外に、外國の本位及び造幣歩合を價格本位(Price)として明記し、之に依りて以て拂込、利拂及償還を約定するを原則とす。何となれば斯くの如くならずんば多くの場合に於て廣く外國資本家を誘致し、其の信用を利用すること困難なればなり。而して斯る場合に於ては自由本位貨と外國本位貨との間に、一定の換算價(Parity)をも記載するを要すべし。殊に紙幣本位國が金屬本位又は金屬利拂を約する場合に於て然りとす。

本邦に於て嘗て明治三十年の頃、軍事公債等四千三百万圓を外國商人に賣出すに當り、外國貨幣に對する換算價の裏書を爲し、又た近かくは明治三十五年に於て五千万圓の賣價に際し、同様の裏書を爲したることあり。之に關して朝野の間に法理上の議論あり、其の之を非とする論者は、政府が一旦大藏省預金部に向つて發行したる公債證券に關し、更に外國貨幣の裏書を爲して支拂を約定するは、内國債を變改して外國債を新設したるものなるが故に、議會の協賛を経べきものなりしに、然かせずして單に行政處分を以てしたるは違法なりと云ふに在り。之に對する辯護として當局者の意見なりと稱せらるゝものを聞くに、此の公債は既に一般會計の手を離れて特別會計たる預金部の所有に歸し、此の所有者たる預金部が自ら再賣するに當りて外國貨幣の裏書を爲したるに過ぎざるが故に、新たに外國債を起算したるものにあらず、從て新たなる起債として議會の協賛を要すべきものに非ずと云ふに在るが如し。吾人を以て之を見れば、本邦の公債制度は各公債條例に於て單に募集することを得とありて、其の募集は内國たる外國たるを問はずるが故に、募集を内國に於てするとは外國に於てするとは行政處分を以て決行し

得べきこと明かなり、果して然らば外債新設なるが故に、新たなる起債にして從て行政處分を以て決行するを得すと云ふは早斷の謬を免れざるべし、要は此の場合に於て裏書が新たなる起債なるや否やに存す。然れども又た之に反して預金部自ら賣出すに當り裏書したるものなるが故に、新たなる起債にあらず、從て行政處分を以て決行して可なりと云へる者も均しく早斷なり、預金部は一般會計より獨立し自ら保有の公債證券を賣出すの資能を有すること勿論なるも、其裏書は國庫全般が負ふところのものなり、故に其裏書の結果にして新たなる負擔額を國庫に加ふるものならんには、其の増加額又は新たなる國庫の負擔として議會の協賛を要すべきや疑を容れず、要するに此の問題は裏書の結果は新債又は新負擔なるや否やに存するものと云ふべし。惟ふに本邦の公債條例中募集なる文字は公債と賣渡とを包含し、其の賣渡は政府以外の第三者に對して賣渡す場合と、政府内に於ける特別會計部に賣渡す場合とを包含するが故に、政府が特別發行の名義に依りて預金部に賣渡したるは是れ正に政府が募集したるものと看做さざるべからず。斯くて預金部が募集したる公債證券を外國に再賣するに當り、政府に於て外國貨

幣の換算價を裏書したるは、通例の關係ならんには一種の仕拂保證に該當すべしと雖も、第三者に對しては國庫も預金部も同一眸の日本政府なるが故に、政府自ら自己の保證を爲せりと云ふことを得ず、換言すれば真正の保證にあらざるが故に新たな債務を起したりと云ふべからず、唯た新種の債務にあらざるも特に負擔額を増すことなきや否やは問題となるべし、若し之か爲め負擔額の増加するにあらず、豫算外國庫の負擔として政府は先づ議會の協賛を経ざるべからざるや憲法の明記するところなり、然るに事實は之に反し換算價の裏書は單に本邦貨幣と外國貨幣との交換比例を對記したるに過ぎず、或る論者は將來本邦か貨幣制度を改正し、若くは不換紙幣を發行せざるべからざる時運に際するも、其の紙幣又は改正貨幣の本位を以て此の公債を支拂ふことを得ず、永く外國債權者の爲めに主權の制限を受けざるべからずと云ふと雖も、負擔の増減は現行の貨幣制度を以つて決定するの外なく、而して本邦今日の貨幣制度の下に於ては決して此の換算價の爲めに負擔を増加せりと云ふべからず、故に吾人は此の裏書を以て新種の起債とせず、又た負擔の増加にあらず、從て議會の協賛を要せず行政處分を以て決行したる

は違法にあらずと断定せんとす。若し各公債條例が圓を以て記載せるに拘らず外國貨幣を以て契約するは違法なりとするならば、總て外國支拂の經費は豫算上又は法令上本邦貨幣を以て記載せるに拘らず、政府が實際上契約し履行する賣買貸借は必ず外國貨幣を以てすへきにより、此れ亦た性質を一變し又は負擔を増加するものと云はざるべからず、豈に斯の如き理あらんや。

起債の條件として第二に必要なるは支拂の基地なり、基地とは公債上の條件を履行すへき場所の謂なり。内國債は通例國の首府に於て基地を定め之れと同時に又た地方に於て適當の支拂地を定むるも、外國債に在りては此の外に尙ほ外國の市場に於て他の基地を定むること多し。國庫は之か爲めに多少の勞費を加ふべしと雖、市場相場の爲めに利益を得べきが故に結局之を設定するを利とす。

第三は證書額面の大小なり。蓋し公債か全國民の一般貯金所たるへき爲めには其の額面益々小なるを要するも、佛國及獨逸諸邦殊に鐵道國有後以來小額面の公債行はる、大なる取引並に大資本吸收の爲めには又た額面大なるものも必要なるが故に、各國各時起債の目的如何によりて一様なる能はず。

第四は利拂期限の長短なり。通例一年に二回と定むるを以て可なりとするも一國にも各種の公債利拂あるべきが故に、其の二回は必ずしも同一の期節を以てすべからず、否や其の國租稅收納時期の如何により之れと收支を適合する爲めに、相異なる時期に於て利拂期限を定むるを得策とすることあるべし、然らざるときは之が爲め大藏省證券の發行又は銀行信用等によりて之を支辨せざるべからざるは歸らん。又た取引市場の習慣によれば一年四回とし三ヶ月毎に利拂期日を定むるも可なる場合あり、是れ蓋し市場決算の慣例は概して三ヶ月拂のものなればなり。但し一年四回なるに於ては多少行政費を増すべきの恐あり。

第二節 起債の方法

起債の方法に二類あり、一は交付と稱し他の一は募集と稱するを得べし。交付とは強制的發行の謂にして國家が債權者に對し額面價格を以て個々に交付するものなり。此方法は古昔強制公債又は愛國公債の發行盛んなる時に於て盛に行はれたりと雖も、今日は極めて稀れに見る所とす、但し今日と雖も國家が債務拂還の方法として、又は賞功賜金の代用として交付する爲めに公債を發行するの例は

往々にして存する所なり。歐洲諸國に於て鐵道國有又は特許權買收の爲めに發行する公債の如き又た本邦に於て金庫公債復讐處分公債若しくは軍功賜金代用軍事公債の如き此の方法を取れるものなり。

募集は任意的の起債方法にして、資本の借入を爲す合意上の條件として一定の形式を發行するに當りて行はれ、現今公債法上賣渡及公募を包含する總稱なり。此の起債方法に類別あり、第一は普通起債法と特別起債法、第二は直接募集法と間接募集法、第三は平價發行法と特價發行法、第四は小額無減少發行法と高價無減少發行法との四類なりとす。

第一 普通起債法と特別起債法

普通起債法とは政府が國債證券の發行により又は國債原簿の登錄により廣く一般の債權者を募集する方法を謂ひ、之に反して特別起債法とは政府が道路、港灣等の公共事業を起さんか爲めに、特に其の事業より利益を受くべき人民に付特別區域の債權者を募集する方法を謂ふ。特別起債は或る地方の人民が當該事業の結果必ず自己の便益を求すに至るべきを知るも、成功如何に依り元資の損失せ

んことを恐れて自ら着手断行すること能はざるに際し、國家之に代はり彼等の利益心に訴へて資本を募集するものなるに依り、他の直接の利害關係なき國家事業費の公債に於けるよりも幾分か低利なる條件を以て起債するを得る利あり。然れども一地方の利益に關する事業は地方債を以て舉行するを至當とし之か爲めに其の元利の負擔を一國全轄に歸せしむべからずとの論亦一理あり、佛國に於て千八百七十四年、マルセイユ港改良の爲め此の特別起債の方法を取りたることありしが、現今地方制度の發達し自治の財政獨立せる諸國に於ては之を自治轄の事業に委ね、國家は其事業に對し幾分の補助を與ふるに止むべきこととなれり。本邦に於ては特別發行法と稱するものあり、此の方法は特別起債法として前述せるものと其の名を同ふして其の實を異にせり、本邦の謂ゆる特別發行法なるものは、政府が直接に民間に募集發行せすして政府部内の特別會計部殊に大藏省預金部に向つて之を賣出し證書を發行交付するの謂なり。此の發行は會計法上に於ては一の發賣たるに相違なしと雖も其の實は國庫内の融通に過ぎず、従つて其の發行價格は往々時價に相當せず、又た其の元利の償還に要する手数料費は此の制

度に伴ふ缺點と稱することを得べし、唯た政府が一般會計上公債の募集を要する場合に於て民間金融の情況不良なるに當り、預金部に相當の預金保存せらるゝあるときは、先づ此の預金部に發賣し更らに預金部は時を見て徐々民間に再賣し、以て自己の資本を回收するを得るが故に、時に財政上好個の金穴たることなきにあらず。然れども此關係に伴ふて預金部發行は公債の濫發を誘致するの傾向あること疑ふべからず。官立預金局の制必ずしも不可ならず唯た其の運用を難しとす。

第二、直接募集法と間接募集法

直接募集法とは政府が直接に一定の價格を以て證券を賣渡し又は原簿に登録し一般の需要者に發賣すると云ひ、之に反して間接募集法とは政府が先づ銀行其他の仲媒機關に證券を發賣し、彼等をして漸次相當の市價を以て公衆に再賣せしむるの謂なり。

直接募集法に數種あり、其の一は國家の計算に於て仲媒機關を利用して發行すること、其の二は財務官が登簿の方法に依りて直接に債權者に賣出すこと、其の三は一

般公募の方法に依りて發行することは是れなり。吾人は假りに第一を委託募集法と云ひ、第二を登簿募集法と云ひ、第三を普通公募法と稱し、以て左に之を細論せん。

一、委託募集法(Verkauf durch Agenten)

委託募集法とは國家が銀行又は取引場を利用し、彼等をして國家の計算に於て募集事務を取扱はしむるの謂にして、國家と銀行との間は賣買の關係にあらずして委託販賣の關係なりとす、従ふて國家は此等の仲媒機關に對して手数料を仕拂ふものなり。各國の實例は概して中央銀行(普國に於ては海商司)をして此の事務を取扱はしむ、本邦に於ても一定の手数料により日本銀行をして之を取扱はしむ、此の方法は仲媒機關により毎日時價を以て民間に賣出するものなるか故に、少額の公債募集には適すへきも、一舉に巨額の發行を爲さんには不利あり、蓋し其の販賣は遅々として之が相場は下落し易きもの傾向あればなり。

二、登簿募集法(Beständiger Rentenverkauf durch Finanzbeamter)

登簿募集法は政府は財務官の補助により直接に債權者に對し登簿の方法を以て需給公債を賣出するものなり。此制度は佛國に於て尤も盛んに行はるゝが故に、一

名を佛國主義の方法と稱す、蓋し佛國に於ては各洲の收稅總長が國債臺帳を備へて國債應募者を記名登録し、同時に之に對して請求により副證券を發行するの權能を有するが如し。之に依りて公債は一切の國民階級に餘分の費用を要せずして普及せられ、小資本家は之が爲め投機取引場に入出する危険を免かれ、國家は銀行其他仲媒機關に制せらるべき利益を節減し得るの效あり。而して實際を見るに佛國公債市場は非常なる公債負債を有すると同時に、佛國の公債は之に依りて眞正の國民公債即ち共和主義の公債制度たりと稱せらる。故に此の方法は經濟政策上より觀察して良好の方法なりと雖も、財政上の目的を達するには既に論じたる登簿公債の不便と、又た直接募集法に伴ふ缺點あるを免れず。

三、一般公募法(Allgemeine öffentliche Subskription)

此の方法は政府が一定の價格を以て公衆に公告し、定日に證書を一般需要者に賣渡すの方法にして、尤も公平に尤も廣き範圍を有するものなり。故に完全に之を適用することを得ば他の發賣方法によるよりも優れりと云はざるへからず、然れども定日に於て公衆一時に迅速の拂込を要するが故に、資本に乏しき國に於ては

其の目的を達すること極めて困難なりとす。

間接募集法は銀行引受組合又は其他の發賣所 (Emission House) をして先づ公債を引受けしめ、彼等をして自己の計算を以て一般に再賣せしむるものなり。此の場合に於ける政府と仲煤機關との關係は、委託販賣の關係にあらずして賣買の關係なり、故に政府は此の機關に手数料を仕拂ふを要せざるも國家及び眞實債權の出發に於て仲煤機關の収益を容認せざるを得ず、此方法は内國債に關して屢々繰返へすものにあらざるも外國債の場合に在りては概して之を避くるとを得ず、此の場合に際すれば國家は成るべく仲煤機關の間に於ける競争を利用して國庫及び債權者を利せしむるの見込なきにあらざるも、此の仲煤機關は互に密接の連合を組成し、資本市場を壟斷すること多きが故に國家の目的は之を達すること困難なりとす。

要するに直接募集法は其の種類により特色一様ならずと雖も、其の重要な特色は廣く大小の資本家より直接に募集するにあるが故に、費用割合に少くして相當の價格、相當の利子を以て發行し得べく、且つ小額賣出の方法によりて細民の放

資にも適せしむることを得るの便あり、勿論間接募集法に依る場合と雖も、初め銀行又は引受組合が巨額の公債を引受け、漸次市場に再賣するものなるが故に、結局相當の價格を以て細民の放資を誘ふに至るべしと雖ども、銀行及引受組合は手数料の類を厭ひ大額巨價の引受を以て便利なりとするの傾向あるのみならず、間接募集法には直接募集法の如く後段詳論すべき無減少發行法の適用を爲し得ざるが故に到底細民の放資を誘くに適せざるなり。但し政府が急に巨額の金圓を要する場合に於て屢々遭遇する如く、金融必迫の際なるときは其の應募高は需要高に超過すること稀れなるが故に、直接募集法に依るも無減少發行の利益を受くるに由なく、勢ひ低價に發行するか若くは高利に募集せざるべからざるに至ることあらん、然れども平時金融平和なる時に際しては、政府は間接募集法によりて仲煤機關に賣渡すよりも直接に募集する方、費用少くして且つ相當の價格、相當の利子を以て發行し、而して所要の資金を得べきが故に、大體に於て間接發行法に比し直接募集法の優れるを知るべし。

間接募集法の利益は政府所要の金額をして忽ちに調達せしめ、又た場合により難

分が高價に發行することを得と云ふに在り。何となれば既に資本の集合せる銀行又は引受組合に向つて之を發賣し、其の競争に任せて賣渡すものなればなり。然れども實際は之に反し、彼等の間に堅き連合を組織し、容易に高價の引受を爲さざるのみならず、彼等は其の政府より買受けたる價格の上に多額の収益を加算して資本市場を壟斷し、機を見て漸次に再賣すること多きなり。但し此の關係は各國に於ける金融機關發達の状況如何によりて大なる差異あり、例へば英米佛の如く大銀行の數頗る多き國に於ては、其の銀行間の競争、盛にして一部の連合を以て市場を壟斷すること困難なるが故に、彼等が政府及公衆に不利を與へて獨り利益を專にすること割合に少なきの理なり。且つ既に前述せる如く外國募集の場合に於ては、到底間接募集法に依らざるべからざるの事情あり。

依つて思ふに直接募集と間接募集とは利害互に相半し、殆ど其の優劣を決すべからざるのみならず、場合に依りては兩者各々之を適用して利なることあり、殊に政府は金融の景況を知悉するの點に於て、將た機敏なる取引を爲すの點に於て、銀行家よりも不使の地位を有すること疑を容れざるが故に、縱令直接募集法に依る場

合と雖も、其の發行事務の取扱に關しては、補助機關として民間の銀行を使用するは近世各國の均しく採れる所なり。故に内國債の募集に在りては、直接募集法と間接募集法とは其の利害共に著しき差異なく、一は手数料を銀行の収益に供し、一は價格の増加を銀行の収益に供するの差あるに止まり、吾人は僅かに此の點に於て二者優劣の決勝點を求むるの外なからんとす。而して手数料の収益と價格上の収益と何れを銀行に與ふるを可とすべきやと云へば、吾人は概して前者を以て國家及公衆の利とすべし。是れ吾人が少くとも内國債の場合に於て特に金融平和なる時に於ては、直接募集法を以つて利なりとする所以なり。然れども本邦の如く取扱機關を唯一の日本銀行のみに委託し、時に往々異常なる手数料を要求せられ、政府及債権者の不利を來すの恐れある場合に於ては、直接募集法の委託販賣も決して可なりと云ふべからず。去ればとて又た銀行の業盛に起り信用厚き大銀行も増加し、政府も成るべく此の銀行者間に競争を起さしめんと力むるときは、直接募集によるも將た間接募集に依るも共に其の害を避けて其の利を擧ぐるを得べく、結局兩者の優劣を論ずるの餘地なきに至るべきなり。

第三 平價發行法と特價發行法

公債の額面には元本と利子とを配定するを常とす例へば五歩利付百圓券とするが如し。此の場合に於て若し此の配定上の利率が市場の普通利率よりも低率なるときは、例へば市場の利率六歩なるときは百圓券は五圓を以て六歩とするも元本價格八十三圓三十錢に發行せざるべからず、之に反して配定上の利率が市場の普通利率よりも高率なるときは、例へば市場の利率四歩なるときは百圓券は五圓を以て四歩とする元本價格百二十五圓に發行するを得べく、又た若し配定上の利率と市場の普通利率と同一なるとき例へば市場の利率も五歩なるときは百圓券は實際に於ても百圓に發行せらるべきの理なり。故に財政家が財政上所要の收入額より打算して百圓券を百圓にて賣出さんとするときは、配定上の利率を市場の利率に一致せしむるを要し、高價に賣出さんとするときは高利を附するを要し、又た若し低利に付せんとするときは低價に發行するを要す。此の第一の考案と平價平利の發行と云ひ、第二の考案を高價高利の發行と云ひ、第三の考案を低價低利の發行と稱す。而して單に價格より觀察すれば普通に唱へらるゝが如く第一

の考案を平價發行と稱し、第二及第三の考案を特價發行と稱することを得べし。是れ一は額面發行にして一は額面によらざる特定の價格を以て發行するが故なり。而して平價平利と特價特利と財政上何れか尤も採用すべき方法なるや、は財政家の考慮を要するところにして、吾人乞ふ之を左に細論せん。

一、平價均利發行法(Al pari Emission)

此の方法は募集に際し其の發行價格を證書額面と同一に定め従て其の利子も普通利率と同一に定むるが故に、實際の借入高と償還高との間に差異を生ずることなく、利率は將來市場利率の低落を待ちて尙ほ輕減するの餘地あるものなり。

二、高價高利發行法(Over pari Emission)

此の方法は募集に際し其の發行價格を證書額面よりも高價に定め、従て其利子も普通利率に比し高利を附するが故に實際借入高は償還高より多く、其利率も亦た將來輕減の餘地ありと雖も斯くの如きは政府に採りて無用の施設なるのみならず公債に關し格外の高利を附するは株式及地價を暴落せしめ産業資本を收奪し金融を阻害すること大なり。吾人は分類上此の如き發行法あり得べしと論述する

迄にして、實際上の問題とするものにあらず。

三、低價低利發行法(Under par Emission)

此の方法は募集に際し發行價格を證書額面より低價に定め、同時に其の利子を市場利率よりも低くふするを得せしむるを以て特色とするが故に、實際の借入高よりも償還高必ず多かるべきも其の利率は低下なるの利益あり。而して利率低下なるは應募者を減ずるの道理なりと雖、發行價格の低價にして償還價格高きが故に發行後價格騰貴するの望みある爲に、應募者却て多かべきの傾向ありとす。

茲に於て今日實際上の問題は平價均利發行法と低價低利發行法との利害得失如何に在り。吾人乞ふ更らに此の問題に關して詳論せん。

今日實際に尤も廣く行はるゝものは低價低利の發行法なり。其の然る所以のもの蓋し大に理由あるが如し、今其の利益なる點を列擧すれば、

- (一) 利率始めより低下にして國庫の利益なること
- (二) 償還額多きが故に發行後相場騰貴するの見込ありて應募者多きこと
- (三) 應募者多きが故に發行價格も良好なるべきこと

(四) 市場利率一時騰貴の際に殊に此の方法に依るの理由あること

抑も低價低利發行法は平價均利發行法よりも名義上の利率低きが故に政府の財政上多少便利なることあり、殊に利子制限法の存する場合に於て此の制限を避くる爲めに一時人目を蔽ふの效益なきにあらず、是れ單に表見上の低利に過ぎずと雖、實際に於ても多少眞實なる低利を以て募集し得るの傾向なきにあらずるは歴史の證明するところなり。蓋し額面以下に於て發行するときは、之が債主たる者拂込額と償還額との差額を利すべきのみならず、其の償還にして抽籤はより早く償還せらるゝときは其の額に對する利子を利すべきなり。而して何人も自己の當籤は早かるべしと信ずるが故に、此の利益を見込みて多少割合外に低利なるも應募に甘んずるの傾向あるべし。殊に市場の金利は時に高低常ならず一時の金利に従ふて永久の利子を定むる如きは國庫の損失なるが故に發行利率の低下なるは大勢に於て利なりと云はざるべからず。唯だ債主は之か爲めに不利なる地位を有するの傾ありと雖も其の償還額は高きが故に、償還終期に近くに從ひ公債の市價は必ず買入價格より上昇すべく、否な直ちに之を賣却するも必ず利益あり、

若し之を償還終期迄賣却せずして所有するも比較的利子軽減の危険少なく、而して結局額面の金額は債権者の手中に歸すべきか故に、應募者は多かるべきの傾向ありと云ふて可也。是れ各國の政府が多く此方法を採れる所以なりとす。然れども低價低利發行法は之を平價均利發行法に比して財政上明白なる缺點を有せり、今更其の缺點を擧ぐれば、

- (一) 利率は名義上に於て低きが如しと雖ども、公債の實收金額に對するときは必ずしも低利にあらず、歴史上低利なる如き事例あるも今日に於ては殆ど事實として之を見るを得ず、殊に手数料及發行費の如きは低利發行なればとて減少するものにあらず。
- (二) 償還金額は實收金額よりも多かるべきが故に償還の際政府の損失たるを免れず、若し政府が之を時價にて買上銷却すとせんか、低價發行の公債は發行後必ず騰貴するが故に、到底賣出價格を以て買戻すことを得ざるべし。
- (三) 利息公債の制度が償還公債を壓倒するに至るときは低利公債の特有せる借替の危険少なしと云ふ長所は自ら消滅すべし。

要するに利害得失以上の如きものありて一概に決定すべからざるも、財政上より其の重要な點を觀察すれば、低價發行法は利息の點に於て利し償還の上にて損失ありと云ふに存す。故に其の利子たる金額と償還高か發行實收額に對する差額とを比較するときは吾人は大體に於て兩者の利害を甄別することを得へしと信す。依て乞ふ左に之を比較せん例へば

百圓公債	一万枚の額面價額は	百万圓
全上	一万枚の實收價額は	八十萬圓 <small>(發行價格一) 枚半圓</small>
利子支拂高		六万圓

額面價額に對すれば 六歩に當り
 實收價額に對すれば 七歩五厘に當る

七歩五厘の利率は決して低利にあらず然れとも當時市場の利率一割なりとすれば百万圓の額面に對し十萬圓の利子を支拂はさるへからざるに、發行價額を低下して實收額八十萬圓と爲したる爲め利子六萬圓を支拂ふて足るに至りたりとすれば政府は利子の點に於て四萬圓の利益ありと云ふへし、但し額面發行に於て一

割なるもの低價發行に於て七分五厘の利子を以て足ると云ふ事實は蓋し稀なりとす然れども其償還に當り實收額八十萬圓に對し額面金額百萬圓を支拂はさるへからざるか故に、負擔を後世に殘すことも永しと言はざるへからず。

平價發行法は之に反し償還金に付きて何等の差益をも債權者に與ふることなきか故に之が爲め應募者を増加するの傾向なきか如しと雖其券面の利率は低價發行の利率よりも高く且つ一般に人をして一層確實の思ひを起さしへむきか故に應募者は必しも少しと云ふへからず要するに政府の財政上此の發行方法が少しく不利の如くに見ゆるは唯其支拂ふ所の利子歩合の多きにあるのみ。然れども金融界の状態として利率の間に著しき差異の存することを許さざるのみならず平價發行法に於ては借換法を使用するの餘地多く從て借換の結果將來の利子支拂上大なる利益を見るに至るべきなり。低價發行法と雖も借換の行はれざるにあらざるも既に低利に發行しあるか故に更に低利に借換へんとするは甚だ困難にして其利子に關する利益は到底平價發行法の借換の如く大なること能はざるなり。乞ふ左に數字を擧げて之を說明せん。

低價發行法に於ける借換の場合

實收額八十萬圓に對する償還額	百萬圓
其券面利率六分に依る利子額	六萬圓
借換の爲め募集額	百萬圓
此券面利率五分に依る利子額	五萬圓
差引利子支拂額の減少	一萬圓

而して券面の利率は五分と云ふも實收額八十萬圓を借換償還する爲めに百萬圓を募集したるものなるが故に、八十萬圓に對すれば實際上の利率は尙ほ六分二厘五毛の高きにあるものなり。

平價發行法に於ける借換の場合

實收額百萬圓に對する償還額	百萬圓
其利率七分五厘の利子額	七萬五千圓
借換の爲め募集額	百萬圓
此利率五分に依る利子額	五萬圓